

出席議員

四十六人

十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	三番	二番	一番
伊藤英生君	中川裕子君	山内房壽君	森治久君	黒田芳弘君	牧田秀憲君	今井瑠々君	和田直也君	平野恭子君	判治康信君	辻井俊貴君	木村千秋君

三十一番	三十番	二十九番	二十八番	二十七番	二十六番	二十五番	二十四番	二十三番	二十二番	二十一番	二十番	十九番	十八番	十七番	十六番	十五番	十四番
田中勝士君	高殿光尚君	長屋慎太郎君	国枝吉近君	水野美穂君	野村正也君	酒向正也君	布俣瀬修君	広田佳幸君	恩田佳忠君	安井恵司君	藤本政嘉君	今井竜也君	所野祐也君	平川祐輝君	小川益基君	森川寿之君	澄川



四十八番	四十七番	四十六番	四十五番	四十四番	四十三番	四十一番	四十番	三十九番	三十八番	三十七番	三十六番	三十五番	三十四番	三十三番	三十二番
猫田	岩井	尾藤	村下	森	佐藤	平岩	伊藤	川上	伊藤	渡辺	野島	水野	小原	松岡	加藤
孝	豊太郎	義昭	貴夫	正弘	武彦	正光	秀光	哲也	正博	嘉山	征夫	正敏		正人	大博
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	総務課長	議事調査課長	議事調査課管理調整監	同 課長補佐	同 主査	同 主査	同 主査	同 主査	同 主任
竈橋	川義彦	宅誠樹	大平洋右	佐藤由子	脇知香子	杉山俊之	横田直道	辻川未紗	

説明のため出席した者の職氏名

知事	会 計 管 理 者	秘 書 広 報 統 括 監	総 務 部 長	総 合 企 画 部 長	総 合 企 画 部 未 来 創 成 局 長	危 機 管 理 部 長	環 境 エ ネ ル ギ ー 生 活 部 長	健 康 福 祉 部 長	子 ど も ・ 女 性 部 長	商 工 労 働 部 長	観 光 文 化 ス ポー ツ 部 長	農 政 部 長	林 政 部 長	県 土 整 備 部 長	理 事 (ま ち づ くり 担 当) 兼 都 市 建 築 部 長	都 市 建 築 部 都 市 公 園 ・ 交 通 局 長	教 育 部 長
江 崎	丸 山	崎 浦	平 野	市 橋	兼 松	海 蔵	平 野	中 西	片 桐	小 島	渡 辺	堀 松	久 松	藤 井	野 崎	戸 田	堀 田
禎 英		理 加	孝 之	貴 仁	伸 和	敏 晃	昌 彦	浩 之	伸 一	光 則	幸 司	智 考	一 男	忠 直	眞 司	克 稔	貴 雄
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

警察本部長 三田豪士君
代表監査委員 鈴木祥一君
人事委員会事務局長 大野陽一君
労働委員会事務局長 廣瀬雅史君

+++++

十月三日午前十時開議

○議長（小原 尚君） ただいまから本日の会議を開きます。

+++++

○議長（小原 尚君） 諸般の報告をいたします。

書記に朗読させます。

（書 記 朗 読）

発案書の提出について
議員から、本日付をもって、お手元に配付のとおり、県議第十号 決算特別委員会の設置についての発案書の提出がありました。以上であります。

+++++

○議長（小原 尚君） 日程第一及び日程第二を一括して議題といたします。

+++++

○議長（小原 尚君） 日程第三 一般質問を行います。あわせて議案に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。二十四番 布俣正也君。

〔二十四番 布俣正也君登壇〕（拍手）

○二十四番（布俣正也君） おはようございます。

通告に従いまして、今回は大きく三項目質問をさせていただきます。

一項目め、学びの拠点としての宇宙関連施設の活用について伺いをします。

「岐阜は木の国・山の国」と言われるように、岐阜県の森林率は実に八一％、残りの一九％の土地で我々は生活をし、産業を構築しています。

第一次産業である農林畜水産業のように、自然から直接資源を取得する産業のほか、第一次産業で生産された原材料を加工して製品を製造している第二次産業、サービスを提供している第三次産業と、あらゆる産業がひしめき合って岐阜県の産業が成り立っております。全ての産業が岐阜県の自慢であり、宝物であります。

その中でもひとときわ世界に発信・注目されているのが、各務原市が誇る岐阜かかみがはら航空宇宙博物館と飛騨市が誇る宇宙物理学関連施設ではないでしょうか。

まずは岐阜かかみがはら航空宇宙博物館ですが、通称「空宙博」、その歴史は一九一七年に各務原で飛行場が開設されたことに端を発します。各務原市が航空宇宙産業の拠点であることが、一九九六年のかかみがはら航空宇宙博物館開館のきっかけであり、二〇一八年の大規模リニューアルを経て、現在の岐阜かかみがはら航空宇宙博物館、通称「空宙博」となりました。

開館までの歴史的背景は、旧陸軍が開設した各務原飛行場とともにあり、現在の航空自衛隊岐阜基地にその役割が引き継がれております。岐阜県が日本最高級の飛行場を持つ意味は大変深く、現在は日本最大級の航空と宇宙の専門博物館として、その歴史を学べる環境が整っております。

二〇一八年のリニューアルの基本コンセプトは、航空宇宙産業の集積地である各務原市並びに中部地域をアピールするとともに、次代の航空宇宙産業を担う子供たちに、同産業の魅力や夢を伝え、就業意欲の醸成・喚起を図るための「空・宇宙への挑み」であります。先人の空・宇宙への憧憬、挑戦の物語を伝え、次代の子供たちに夢とチャレンジングスピリットを与え、航空宇宙産業の拠点である各務原から日本の力を発信するのが狙いであります。特に子供たちに空・宇宙への感動を与え、夢と誇りを育む施設だと感じております。

航空系博物館連携プロジェクトとして、お隣のあいち航空ミュージアム主催による二宮忠八パネル展関連講演会も今年三月まで開催されており、空宙博もリモート会場となっております。また、今年七月から八月にかけて、全国各地においてJAXA主催のエアロスペーススクールという高校生が宇宙航空ミッションに取り組むプログラムが開催をされております。

そして、ぎふハイスクールサットプロジェクトという岐阜大学を中心に県内高校生と企業が連携をして開発した超小型人工衛星「らいちよう」が八月二十四日にアメリカ・ケネディ宇宙センターから打ち上げられました。また、先日は、県内の宇宙産業を産官学で連携をして推進するGIFUSペースビジネス協議会の立ち上げを記念したシンポジウムが開催をされまして、企業関係者約四百名が産業の動向を学びながら地元企業の強みを生かした参入への糸口を学ばれました。

このように、航空宇宙産業を題材としたプログラムが全国各地で高く評価されているようですが、我が岐阜県が誇る宇宙博も今まで以上に子供たちに夢と希望を与えられるようなイベント・プログラムを発信して、県内の小・中学生にその魅力をさらに発信すべきと考えます。

次に、飛驒市の宇宙物理学研究施設について紹介をさせていただきます。

私は、平成二十八年三月議会において、飛驒地域の広域観光の推進に係る県の支援について一般質問をし、当時の観光国際局長から、「スーパーカミオカンデは世界に誇る研究施設ではあるが、常時見学できるものではなく、観光振興に生かしていくには幾つかの課題があり、関係機関と連携をしながら検討する必要がある。スーパーカミオカンデの有効活用も含め、飛驒市の各観光資源を生かした観光地域づくりに県としても支援をしていきたい」との答弁をいただいております。

カミオカンデの歴史をいま一度振り返りますと、一九八三年、陽子崩壊の探索によって素粒子物理学の大統一理論を検証することを目的としてカミオカンデの実験がスタートしました。神岡鉱山の地下千メートルに直径十六メートル、高さ十六メートルの円筒形の水槽に体積三千トンの純水を満たし、約千本の光電子増倍管で荷電粒子が水中で放出するチェレンコフ光を捉える実験装置を作ったのが事の始まりであります。その後、一

九九一年に建設が始まったスーパーカミオカンデの規模は、直径約四十メートル、高さ約四十メートル、体積五万トンの純水を満たし、約一万三千本の光電子増倍管が設置されております。この数値だけでも、スーパーカミオカンデがいかに巨大かがわかります。

そして、二〇二一年、スーパーカミオカンデの規模をはるかにしのぐハイパーカミオカンデの建設が始まり、今年七月に本体空洞ドーム部の掘削が完了しました。その規模は、直径六十八メートル、高さ七十一メートル、体積二十六万トンの超純水を満たし、約四万本の光電子増倍管が設置されます。どの数値を取っても世界最大級の空洞であり、スーパーカミオカンデの約十倍のデータ集積が可能となるそうです。今後、空洞内部の工事が進められて、三年後には観測が開始されると伺っております。

知事も先般、六月二十八日に現地を訪れていただき、ハイパーカミオカンデ空洞掘削記念式典に御出席され、その巨大さを実感されたことと思います。

めったに見学できない宇宙物理学研究施設だからこそ、岐阜県民にとってはとてつもなく大きな宝物であり、岐阜県民には見学や学習の機会をつくっていただき、その巨大さを実感していただきたいと願っております。

独立行政法人日本学術振興会（JSPS）の主催により、小・中学生、高校生向けプログラム「ひらめき☆ときめきサイエンス」が全国各地で開催をされております。今年八月七日には、「スーパーカミオカンデ一日体験」と題して、応募で当選をされた子供たちが様々な宇宙物理学研究やプログラムを体験するといったイベントが開催されました。また、毎年七月に開催されていますジオスペースアドベンチャー、略してGSAとありますが、これも全国各地から応募が殺到して大人気を集めております。

このように、航空宇宙産業や宇宙物理産業は、未来を担う子供たちにとって科学的好奇心をそそり、知的創造

性を育むすばらしい産業ではないでしょうか。岐阜にしかないものを岐阜の子供たちが知らずして社会に出ていくのは非常にもったいないことだと感じます。

そこで知事にお伺いをします。岐阜県が世界に誇る空宙博と宇宙物理学研究施設をより多くの県民に身近に感じてもらうため、本県に生まれ育った子供たちの学びの拠点として見学・体験してもらうなど、空宙博と宇宙物理学研究施設を活用した仕組みづくりができないものかと思いますが、知事のお考えをお聞かせください。続いて、二項目め、バイオコークスを岐阜県から発信するための取組についてお伺いをします。

江崎知事が知事に就任される前の約四年間、県内四十二市町村をくまなく回られて、それぞれの地域の課題について住民との意見交換の中で課題解決に向けて様々な提案をされてきた経緯は、各地域の方々からも伺っております。そして、田舎へ行けば行くほど、この地域には何にもないとの叫びに対して、当たり前にある素材を見つけ、それを地域の宝物として発信していくノウハウも幾つか伺っております。

中でも、知事が就任後も声高にアピールされてみえたのが、下呂市小坂町に拠点を構えるオルタナティブエナジージャパン株式会社で開発中のバイオコークスであります。この会社は、小坂地内に所在する飛羽木工株式会社が新会社として立ち上げられて、「地域の課題を未来のエネルギーへ」をテーマとして取り組んでみえます。二〇二〇年にバイオコークスを研究する近畿大学の井田民男教授に協力を依頼して、国内初となる牛ふん堆肥を使用したバイオコークスの開発に取り組んでみえ、この九月から本格製造を開始されると伺っております。

我々、県議会農林委員会も七月二十八日に現地を訪れ、視察をさせていただきました。一見、普通の木工会社に見受けられましたが、その施設や同社が所有するバイオコークスの製造装置を拝見したことで、これから

世界に打って出る会社の原点となる姿なのだということを感じるとともに、その可能性を強く感じました。ですが、小池社長や担当者のお話をお聞きする中で、まだまだ課題は山積しているとのことでした。現時点で需要に見合った製造体制が整備されていない状況で、今後、各業界に供給を展開していくとなると、現在の製造ラインではなかなか供給が追いつかないとのことでした。

また、全国的に知名度が高いブランド牛「飛騨牛」などの畜産業が盛んな飛騨地域で、約一万頭の牛が排出をする牛ふんの多くは田畑の肥料として利用されておるわけですが、バイオコークスとして活用するに当たり、田畑の肥料分まで食っていかないかなどの心配も予想されております。これらの課題は牛農家に限ったことではなく、県内の養豚農家にも同様のことが言えます。

また、全国に目を向けてみますと、全国には約二百六十八万頭の肉用牛、百三十二万頭の乳用牛、そして八百八十万頭の豚が生存しており、やはり今話した課題は全国展開していくための課題にもつながると思います。そして、先般、八月二十八日にバイオコークス普及推進研究会が発足、資源エネルギー庁もオブザーバーとして参加をされ、岐阜県が資源豊かな県になる可能性を大いに秘めております。この研究会の趣旨として、国の示す二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの導入・利用を促進していくことが肝要であること、そのために木くずや牛ふん堆肥など、あらゆる有機物を原材料として利用できるバイオコークスは新たなバイオ燃料としての活用が期待されるということです。そして、バイオコークスの普及促進に向けた安定供給体制の構築の支援や、受給プロセスを通じた地域課題解決や、まちづくりの在り方を研究・検討するために設置されたものであります。岐阜県でバイオコークスを率先的に取り組む意味はとても重要で、年間を通して安定的に生産ができて、かつ安定的に使用されるかが課題の一つでもあります。

また、牛ふん堆肥を確保するための畜産農家との連携もさることながら、木くずなども大量に必要なことから、林業・木材産業とも連携していく必要があります。

バイオコークスを岐阜県から日本全国へ発信していくには、これまで話してきた需要のバランスに合った製造体制の確立や牛ふん堆肥を確保するための畜産農家との連携、そして林業・木材産業の振興など、農林業の持続的経営も含め、山積している課題を解決していく必要があると思います。そういった課題に岐阜県が支援して解決することで、岐阜県からバイオコークスを発信していくことができるのではないのでしょうか。

そこで、知事にお伺いをします。バイオコークスについて、研究会としてどのような研究を進めるのか、またその成果をどのように発信していけるのか、お聞かせをください。

最後、三項目めに、伝統文化とたくみの技を次世代へつなげるための取組についてお伺いをします。

現在、人口減少が進行して社会や経済の縮小が見込まれる中にある、岐阜県の魅力を打ち出すことで地域の活力を生み出していく取組が求められております。このことは、「清流の国ぎふ」創生総合戦略の中にも盛り込まれております。

幸いにして、岐阜県は緑豊かな森林や清流など山紫水明の大自然に恵まれ、その中でも鶺鴒飼いや地歌舞伎など伝統文化、あるいは美濃和紙や関の刃物、飛驒の木工、美濃焼などの伝統産業が生まれてきました。こうした先人たちが守り、伝え、創造してきた魅力を守り育てていくことは、今後ますます岐阜県の活力を高めていくことだと確信しております。

現在開催中の大阪・関西万博において六月九日から十日に行われた岐阜県の日において、郡上踊や岐阜の地歌舞伎などが世界に大きく発信をされました。このことは、岐阜県が伝統文化の聖地であることをPRするす

ばらしいきっかけであったと思います。

他方で、現場の意見を伺いますと、少子高齢化により地域の若い世代への伝承が大変難しい状況にあるとの意見も伺っております。まだ伝承が何とか可能なものをここ数年で何とかしないと、てこ入れをしていかないと、自然的に伝統文化の数が激減していくのを大変危惧しております。

私自身も、少しでも文化伝承にお役に立てないかと思いい、十年前から地元飛驒市河合町地歌舞伎保存会に入会をして、不定期ですけれども、公演に出演をさせていただいております。先日、九月十三日には、高山市において開催をされました岐阜県と岐阜県教育文化財団が主催する高山陣屋地歌舞伎公演にて白浪五人男の日本駄右衛門役で出演をさせていただきました。インバウンドの影響で会場には外国人の観光客が多く、館内では流暢な日本語で「待っていました」「日本一」といった大向こうが響き渡って、二公演で四百名を超える方々に大変喜んでいただきました。また、伝統文化の一つである詩吟にも三十年以上携わっており、少年少女とのかけ橋になればと思いい、細く長く続けております。このように、伝統文化・芸能関係は自ら世界に飛び込んで現状を把握して継承の努力をしているわけですが、これからも課題解決に向けて古典的な世界観を伝承していきたいなと感じております。

さて、伝統技術分野でありますが、先ほど紹介したように、美濃にも、飛驒にも、世界に誇る伝統産業が存在します。今回は、飛驒の匠について触れてまいります。

飛驒の匠とは、奈良時代から続く飛驒地方の優れた木工技術者の集団を意味します。特に都の建築に携わる技術者を納税の代わりに派遣する飛驒工制度によって、平城京や平安京の造営に貢献をしました。彼らの技術は、神社仏閣や祭りの屋台など様々な建築物や工芸品に生かされ、現在の飛驒の文化の支えになっております。

こうした飛驒の匠文化の伝承は、県立木工芸術スクールや県立国際たくみアカデミーにおいても匠文化の基礎となる職業能力を引き出すべく、熱心に御指導をいただいております。ですが、匠文化を継承する大工の数も少なくなり、いわゆる外材や合板材を使用する工務店の需要が増えてきたという現状もあります。

そこで、令和六年二月に、木工や鍛冶屋など伝統技術の現場の課題解決に向けて、県内の職人と国や県、関係者をつなぐ中間支援組織、一般社団法人技の環が設立されました。技の環とは、伝統の技を支え、人をつなぎ、輪をつくっていくという意味があるそうです。様々な職人から月に二十件くらいの問合せがあり、その内容は後継者育成、専用道具調達、原材料確保など多彩であります。支援の対象として想定される技術は、鵜舟、鵜籠、岐阜和傘、野鍛冶、くれへぎ、曲げ物、刀、陶芸、和紙など、こちらも多彩であります。

現在、木工用のみが手に入らないとのことで、道具が入手できないということとは、新しい職人を育てることができず、技術が途絶えてしまうことを意味します。そこで重要になってくるのが、文化財や伝統工芸を縁の下で支えていると言っても過言ではない、その道具を作る鍛冶職人をいかに守っていくかということです。

鍛冶職人とは、刀を作る刀鍛冶、かななやのみなどの特定なものだけを作る専門鍛冶、何でも作る野鍛冶に分かれますが、それぞれの分野において職人が著しく減少しているとのことです。一つの事例として、飛驒市において新たに製材所を立ち上げられた木工職人本人の投稿を、途中省略をして紹介させていただきます。

先日、飛驒で一軒の目立て屋さんで廃業しました。これで飛驒では残り一軒、宇野鋸加工所のみ。産地としては後がない状況で、この先の産地をどうしたいのかが地域で問われていくし、真剣に向き合わないといけません。製材業、木工業と目立て業は切っても切り離せない関係にあります。これまで縦割りを目立て屋さん、後継者育成などに製材業や木工業が干渉することはありませんでした。ひっそりと静かに、さざ波一つ立

てずに、周りで何が起きることも誰か行動を起こすこともなく、一軒廃業したことを受けて、「ああ職人って、こうやっていなくなっていくのね」と急激にリアルに体感をし、そして理解をしました。目立て屋さんがいるから、小規模で多様な製材所が生かされております。刃物職人は木のものづくりの産地には決定的に欠かせないはずです。製材所を一軒増やしたことの意味が、この場面で出てくるはず。当事者を増やし、雰囲気醸成させて、この課題にみんなで答えを出したいと思っておりますという文章であります。

このように、伝統産業を下支えする職人の廃業により、伝承・継承が大きく左右されるという実例であります。表舞台の華やかな分野だけではなく、隠れた貴重な分野にも目を向けて、岐阜県の伝統産業、そして伝統文化を次世代へ引き継いでいくのが我々の使命ではないかと思えます。

高齢化とともに祭りや芸能などの伝統文化は地方で衰退傾向にあり、何とか絶やすまいと地方でも必死に頑張ってみえます。同時に、木工や鍛冶屋などのたくみの技を支える職人も同様の傾向にあり、技術の継承が難しい状況にあることに加え、道具の調達なども困難になっていきます。

そこで、観光文化スポーツ部長に二点お伺いをします。

今後、この現状をどう捉えて岐阜県の伝統文化をどのように継承していくのか、お聞かせください。また、たくみの技を支える職人の課題解決に向けてどのように取り組まれるのか、併せてお聞かせください。

以上、今回、大きく三項目を質問させていただきました。前向きな御答弁を御期待申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。御清聴、誠にありがとうございました。

(拍 手)

○議長（小原 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 皆様、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

私には二つの質問をいただきました。

まず、学びの拠点としての宇宙関連施設の活用についてお答えをいたします。

子供たちが宇宙に憧れ、大空に夢や希望を抱くことは大変素晴らしいことでございます。議員御指摘のとおり、本県は国内唯一の航空と宇宙の専門博物館である空宙博と世界をリードする宇宙物理学研究施設を有し、子供たちは間近に宇宙を感じ、宇宙の真理を解き明かす取組に触れることで宇宙に対する興味・関心を育む機会に恵まれた環境で暮らしているところでございます。その利点を生かし、両施設における学びを通して子供たちのフロンティア精神、ふるさとへの誇りを醸成し、将来の宇宙産業を担う人材の育成につなげることを目指したいと考えております。

まず、空宙博におきましては、子供たちが宇宙について楽しく学べる体験教室やイベントを数多く開催しております。本年度は、宇宙を扱う人気アニメとコラボしたオリジナル映像を作成するとともに、空宙博職員が惑星探査の最新情報を紹介するお手製の掲示板を設置するなど、宇宙を身近に感じてもらえる展示を導入いたします。

また、学校団体の受入れも随時行っておりまして、令和六年度には県内小学校八十二校、三千六百七十八名、中学校八校、三百四十三名が来館し、そのうち八割の学校が各学年の学習指導要領を踏まえたオリジナル教材を用いて空宙博ならではの教育プログラムを受講しているところでございます。さらに、県教育委員会では、本県の自然、歴史、文化、芸術、産業に触れて学ぶふるさと魅力体験事業を実施し、空宙博において体験活動

を行う市町村教育委員会を支援しているところでございます。

次に、宇宙物理学研究施設につきましては、現在、飛驒地区の県立高校に東京大学の教授を招いて講義を受けるなど、高校生が宇宙物理学を学ぶ機会を設けているところでございます。また、飛驒市の小・中学校では、実際に研究施設を見学して施設の大きさを体感し、宇宙の謎に触れることで科学への関心を高めていると伺っております。今後、こうした飛驒地区における取組を県内全域に広げるために、各市町村教育委員会に働きかけてまいります。

また、空宙博の展示スペースを活用して情報発信することも、子供たちが宇宙物理学に触れる一助になると考えております。現在も空宙博では、研究施設が進めてきたニュートリノの研究、これを紹介する展示を常設しております。今後は、最新の話題を分かりやすく紹介するなど、子供たちにとっても見応えのある展示へと内容を充実してまいります。加えて、研究施設の取組をテーマとした特別企画展の開催も検討してまいりたいと考えております。

一方、本県では岐阜大学と連携いたしましたして、県内高校生を対象とした宇宙人材育成プログラムにも取り組んでおります。宇宙に関する基礎的な知識や技術の習得を目指す宇宙工学講座は、平成二十八年の開始から今年で十周年を迎えたところでございます。

さらに、これも議員触れられましたけれども、令和四年度からは岐阜大学が中心となり県内の高校と企業が連携いたしましたして、小型人工衛星の設計・製造・打ち上げ・運用までを一貫して行う、ぎふハイスクールサットプロジェクトを進めております。先月十九日には、高校生が開発した超小型人工衛星「らいちよう」が国際宇宙ステーションから放出される模様を県庁二十階に設置した特別ブースで生徒たちとともに私も参加してリ

アルタイムで見届けまして、大変わくわくと感動を味わってまいりました。

以上のとおり、本県では空宙博を学びの拠点として活用しつつ、子供たちの宇宙への興味・関心の喚起と岐阜大学と連携した人材育成に取り組んでいるところでございます。

今後は、宇宙物理学研究施設を所管する東京大学とも協議の場を設け、子供たちの宇宙への憧れが宇宙産業への就業意欲を育み、産業振興へとつながるよう、大学や教育委員会、さらには研究施設とも連携いたしまして宇宙産業の人材育成を切れ目なく展開してまいります。

次に、バイオコークスを岐阜県から発信するための取組についてお答えをいたします。

我が国は化石燃料資源の大半を海外に依存しており、例えば石炭ですと九九・七％を輸入しています。エネルギー資源の多くを輸入に依存していることは、供給の不安定化や価格の高騰といった様々な国際情勢によって国内経済が大きく影響を受けることを意味します。加えて、近年では地球温暖化への対応から脱炭素への取組が強力に求められており、化石燃料に依存する日本経済にとって極めて重い課題となっております。

こうした中、議員に御指摘いただきましたバイオコークス、これは木くずや牛ふん堆肥など農山村地域が有する有機物、これを原料といたしまして製造することができます。そして、CO₂の排出係数がゼロという性質を持っておりまして、石炭コークスに比べてはるかに優れた環境性能を持っております。このため、県では本技術の本格導入と普及に向けまして、本年八月に岐阜県バイオコークス普及推進研究会を設置したところでございます。

本研究会では、バイオコークス製造事業者、活用を図る県内事業者、石炭コークスを取り扱う商社、学識経験者、飛騨三市一村に参画いただきまして、産学官連携による循環型社会の構築、技術・市場の発展について

調査・研究を進めることとしております。加えて、エネルギー政策は資源の少ない日本にとりまして国家戦略として進める必要があるため、当初から資源エネルギー庁にも研究会に参加していただいているところでございます。第一回研究会では、バイオコークスによって代替が可能と考えられる石炭コークスの市場規模、そしてバイオコークスの新たな消費先の可能性について報告をいただきました。

そのほか興味深いところでは、まきストーブでのバイオコークスの使用など一般消費者への販路拡大に対する提案、あるいは白川村の合掌造りの屋根をふき替えた後に生じる古カヤを原材料としたバイオコークスを合掌造りの中のいりりで使用することができないかといった、ある意味究極のSDGsの見本となるような新たな提案もあったところでございます。

他方で、バイオコークスは石炭鉱物と比較いたしましたして、サイズや品質、価格面で課題がある点も指摘されております。特に製造過程における材料の乾燥、これに要する手間とコストをいかに軽減するかが重要な課題であるとの指摘もございました。

今後、バイオコークスの活用に向けましては、何よりもビジネスとして持続可能なモデルを構築する必要があります。このため、バイオコークスの代替可能性を探る実証実験や新たな原材料で製造したバイオコークスの成分分析、さらには需要に合ったサイズを製造するなどの技術研究について、研究員の知見をいただきながらコスト面も含めて研究を進めていくこととしております。

いずれにしても、本研究会の取組は、本県、岐阜県に豊富に存在する森林などを活用することで、資源やエネルギーを輸入するのが当たり前といった日本の常識を大きく変えていく可能性があります。年度内には本研究会の成果を取りまとめ、全国へ発信していくとともに、岐阜県産の地域資源を生かした新たなクリーン

エネルギーとして国に対し、我が国の新たなエネルギーの安定供給を実現するための支援策、これを提案してまいりたいと考えております。

○議長（小原 尚君） 観光文化スポーツ部長 渡辺幸司君。

〔観光文化スポーツ部長 渡辺幸司君登壇〕

○観光文化スポーツ部長（渡辺幸司君） 伝統文化とたくみの技を次世代につなげるための取組について二点御質問をいただきました。

初めに、伝統文化の現状と継承に向けた取組についてお答えをいたします。

伝統文化を取り巻く環境は、少子高齢化の進行に伴う担い手の減少や活動資金の不足など厳しい状況であり、次世代への継承が課題であるとの認識から、県では親子伝承教室の開催や、祭りや芸能に用いる各種道具の修理など各種支援に取り組んでおります。

こうした中、今年度、保存団体を対象に行った実態調査において、活動人数について六割の団体が、活動資金については七割の団体が足りていないと回答しており、厳しい現状を再認識したところであります。その一方、クラウドファンディングや学校等と連携した後継者育成など、社会全体で支える好事例も把握できたことから、新たに県内の百を超える文化保存団体などで構成する連絡会議を今年度に立ち上げ、課題の共有とともに優れた取組について横展開を図ってまいります。

また、伝統文化を未来へつなぐには、担い手となる若い世代に興味・関心を持ってもらうことが重要となることから、新たな取組として、例えば保存団体と連携した小・中学校での出前講座の開催など、子供や若者のさらなる参加機会を創出できるよう検討してまいります。

次に、たくみの技を支える職人が抱える課題の解決に向けた取組についてお答えをいたします。

文化財の修復や伝統工芸品の制作に携わる職人は、後継者不足や道具・原材料の入手が困難であるなど様々な課題に直面しており、これらに対する支援の充実が求められております。このため県では、議員から御紹介がありました一般社団法人技の環内に令和六年四月から職人の課題解決のための相談窓口を開設しましたところ、本年九月末までに二百四十五件の相談が寄せられました。対応の例としては、後継者育成に向けた研修カリキュラムの提案、道具・原材料の調達先の紹介などを行っております。

こうした取組については、利用者からは好評を得ている一方で、相談分野が木工芸や竹細工など特定の業種に偏っているという課題があります。このため、今後はより多くの職人の活用が促されるよう、業界団体の協力を得ながらさらなる周知に努め、窓口の認知度向上を図ってまいります。

あわせて、相談員が直接職人を訪問して困り事をお伺いするアウトリーチ型の支援についても取り組み、たくみの技を支える職人の課題解決に向け、丁寧に対応してまいります。

○議長（小原 尚君） 二十四番 布侯正也君。

〔二十四番 布侯正也君登壇〕

○二十四番（布侯正也君） それぞれに前向きな御答弁、ありがとうございます。

知事に確認の意味を込めて、バイオコックスについてお伺いをさせていただきます。

地域の課題を未来のエネルギーへということをテーマに、AEJ（オルタナティブエナジージャパン）がいち早く立ち上がっていただいて、その会社に対する直接的支援ということも今の本研究会の一つのテーマではないかなというふうに感じておるわけであります。

先日伊藤議員の代表質問の答弁の中にもありましたように、企業版ふるさと納税の活用も含めまして、このA E J、特に製造機械の優先的導入も含めまして、今後どのように具体的にA E Jに対する支援を行っていくのかを再度御答弁、お願いいたします。

もう一点、観光文化スポーツ部長、鍛冶職人に限って再度御答弁を願いたいんですけども、鍛冶職人の減少というのは本当にほぼほぼ全ての木工職人の衰退につながっていくという非常に厳しい影響がございまして、今の答弁でも幾つか御提案いただきましたけれども、特に後継者育成も含めましてどのように立て直しを、もうせつば詰まっているこの危機的状况の中をどのように立て直しを図っていくのか、具体的な方策を再度御答弁いただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（小原 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 再質問ありがとうございます。

バイオコークスにおきまして、私も県内を回る中で実際に会社を訪問し、技術の在り方などについてもいろいろ勉強させていただいたところでございます。

先回の研究会でまさに議論されましたように、今回の技術的な問題に加えまして、エネルギーとしてどう供給するか、これが一番大事なところだというふうに思っております。今、国内でいろいろ調査をすると、実際に使用を始めているところが一社程度で、検討しているところはたくさんあるんですけども、問題は、今回のバイオコークスは、その製造過程におきまして乾燥させるということとともに、木質を使う場合についてはかなり大きな音がするということなので、どこのものでそれを実際に行うかというのは結構重要になってくる

と思つています。

さらには、これはオルタナティブエナジージャパンさん一社の問題というよりは、恐らく製造装置を作るのであれば、かなり大規模なものである必要があると。そうすると、それを実際に使うところとの関係の中で順を追つて拡大していく必要があるというふうに考えております。それもありまして資源エネルギー庁に当初から入つていただいているのは、特に石炭コークスと代替する場合には、オーストラリア等との関係も含めて、どこがどういう順番でどれぐらいの量を入れていくのか、これに合わせて設備投資をしていくことが確実に必要になってまいります。

その中で、もう一つは、今は特許をベースにした技術開発になっておりますけれども、それを実際実用化する場合について、先ほど牛ふん堆肥という話がありました。一番いいのはコーヒーがらだということもありますし、いろんなものが使えるわけなんですけれども、その地域地域に応じてどのような形にするのか、そして大きさ、使用先、それを決めた上で県としてどんな支援ができるのかということをぜひ考えたいと思つております。

間違いなく申し上げたいのは、今回のエネルギーはかなり国、国策ベースで大きな問題になりますので、国を動かすということは絶対に必要と思つておりますが、ただそれを実証するために県としてもできる限りの支援をして、これを実用化に進めていきたいというふうに思つております。

○議長（小原 尚君） 観光文化スポーツ部長 渡辺幸司君

〔観光文化スポーツ部長 渡辺幸司君登壇〕

○観光文化スポーツ部長（渡辺幸司君） 鍛冶職人の継承につきまして具体的にという再質問をいただきました。

議員も御承知のように、先ほど申し上げた技の環内には非常に豊富な知識と専門性、そして人脈を持つスタッフが配置されております。一つ一つの課題に対して丁寧にお聞きして、例えば研修プログラムを提供したり、それぞれの課題があると思います。きちんと伴走型で一つ一つ丁寧に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（小原 尚君） 十八番 所 竜也君。

〔十八番 所 竜也君登壇〕（拍手）

○十八番（所 竜也君） おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、今回は三項目について、林政部長、子ども・女性部長、そして、警察本部長に、各部長にお尋ねをしたいと思います。

一点目は、林政部長に質問をいたします。

ほかの県議の先生方や私自身も、今まで森林サービス産業に関連した質問をさせていただいておりますが、今回も森林サービス産業のさらなる育成と岐阜県の森林づくりにつながることを期待いたしまして話をさせていただきます。

二〇二三年一月に、「岐阜をアウトドアの聖地に」を掲げ、森林空間を健康や観光、教育などの分野で活用して山村の活性化を目指す森林サービス産業の育成を主導する官民連携の組織「ぎふ森のある暮らし推進協議会」が県庁で設立総会を開き、発足をいたしました。

その背景には、コロナ禍などのキャンプなどの屋外活動や、自然などへの関心や社会のデジタル化が加速する中、五感でリアルに自然を体験することへのニーズも高まり、山村地域に新たな雇用と収入機会を生み出せ

るといふ県の様々な事業者や団体などが、ぎふ森のある暮らし推進協議会の設立を進めて、事業者の支援や情報発信を担ってまいりました。

私の地元揖斐郡でも二年前から、建設業者やサービスマン、町の指定管理事業者、団体等を対象に、揖斐地域森林サービスマン産業勉強会が開催され、アウトドアや木育につながる活動事例紹介や意見交換などが行われました。その後も何回か意見交換やイベントが実施され、揖斐地域でも森林サービスマン産業の推進活動が行われています。

こうして県下で徐々に森林空間の新たな活用方法として森林サービスマン産業への注目が高まってきましたが、県では昨年度、ぎふ森フェスを開催され、県内で体験プログラムに取り組む事業者は増え、これを契機に法人化や起業した事業者も増加中と聞いております。

そして、本年度も十月一日から十一月三十日の二か月の期間で、ぎふ森フェスが開催されています。ぎふ森フェスは、岐阜県全域で森を舞台に、キャンプとバーベキュー、ジビエの解体体験、Ｅ－バイク、トレッキング、そして森林浴やクラフト体験、森ヨガなど、三十六種類の体験プログラムが各地域で提供されています。まさに岐阜の森を五感で楽しむアクティビティーが満載の期間限定イベントであるので、私も期間中どこか体験に行きたいと思っております。

こうした取組により、山村地域の活性化と森と親しむ機会、関係人口の増加が見込まれ、衰退する林業の活性化の一助となることが期待されます。林野庁も全国の森林サービスマン産業推進地域の紹介をしていて、北海道から九州まで森林サービスマン産業に取り組む地域があります。それぞれの地域の特性を生かした体験プログラムや健康経営、地元の食材を生かした食事の提供と自然の中での文化体験の提供など、全国でも様々な取組を

行っています。

さきの六月議会では、平野祐也県議のアウトドアを起点とした観光戦略に関する質問に対し、江崎知事は、国内向けにアウトドア用品関連企業、交通事業者及び観光事業者と連携した県内アクティビティーの全国キャンペーンを検討していくと答弁をされました。

一方、海外向けには、各国ごとに興味や関心を分析し、岐阜県でしか体験できない旅行商品を造成し、戦略的かつ効果的なプロモーションを行うと答弁をされました。現在、林政部を中心に取り組んでいる森林サービス産業は、海外向けのアウトドア観光において今後有力なコンテンツとなる可能性を秘めており、積極的に活用をしていくべきと考えています。

海外では、日本発祥の森林浴が「Forest bathing」や、そのまま「Shinrin-yoku」と訳され、健康につながるアクティビティーとして人気が出始めていると聞いています。海外のインスタグラムでも、検索すると何十万件もの投稿があるそうです。国内に森林が少ない国や地域、特に香港などからの旅行者にとって、豊かな植生を有する日本の森林は非常に魅力的なものであると考えます。

コロナ禍が収束してから日本に観光などに訪れる外国人観光客は増加傾向にあります。東京や大阪、京都、どこに行っても多くの外国人観光客を見ないことはありません。二〇二四年の訪日外国人観光客数は、日本政府観光局（JNTO）の発表によると、年間で過去最高の三千六百八十六万九千九百人を記録いたしました。これは、二〇一九年の年間最高記録を約五百万人上回るもので、東アジアだけでなく、欧米、中東など広範な地域からの訪日客増加が主な要因となっています。

岐阜県は、飛騨地方を中心として、白川郷や高山の古い町並み、中津川市の馬籠宿など、一部の地域に外国

人観光客が集中している状況です。私も五月に、平日であります、久しぶりに白川郷に行ったところ、平日にもかかわらず観光客のほとんどが様々な国の多くの外国人観光客で驚きました。観光客を郊外や他の地域に分散させることも必要な時期が来ている気がいたします。

これからの森林サービス産業の推進に向けて、県を中心にして、ぎふ森のある暮らし推進協議会などの会員事業者や団体などとともに森フェスの継続や、イベントやコンテンツの情報発信を活発に行い、森林サービス産業の育成を行いながら、外国人観光客（インバウンド）の取り込みが必要と考えます。

そこで、森林空間の有効活用を行う事業者の振興に加え、県の観光振興の観点からも、森林サービス産業におけるインバウンド受入れに向けた取組をどのように行っていくかを林政部長にお尋ねをいたします。

二つ目の質問に入ります。

少子化は、岐阜県のみならず全国的に深刻な課題となっております。二〇二四年の全国の出生数は六十八万六千六十一人と過去最低を記録し、合計特殊出生率も一・一五と将来の人口構造に大きな影響を及ぼす水準にまで低下をしています。岐阜県においても、出生数は初めて一万人を割り込み九千八百三十一人と、合計特殊出生率は一・一二と、こちらも過去最低を記録いたしました。

過去の人口動向を振り返ると、一九四七年から一九四九年、第一次ベビーブームでは、一九四九年に過去最多の約二百七十万人の子供が生まれました。一九七一年から一九七四年には第二次ベビーブームがあり、ピーク時の一九七三年には約二百九万人が生まれました。しかし、その後は減少傾向が続き、二〇二四年には六十八万六千人余りと、戦後最少の出生数となっております。

こうした少子化には、未婚化・晩婚化の進行が大きく影響していると考え、一九七〇年代後半から未婚率が

上昇し、平均初婚年齢も高くなっていますし、背景には結婚資金の不足や非正規雇用の増加による所得の不安定さ、教育費の負担などがあり、結婚や出産をためらう人が増えています。さらに、晩婚化により第一子の出産年齢が上がっていることで、第二子以降を諦める傾向も見られております。安定した生活基盤がなければ、家庭を築くこと自体が難しいという現実があります。

また、女性の社会進出が進む一方で、仕事と育児の両立の難しさ、夫婦の育児負担の偏り、男性の育児参加の遅れも課題です。加えて、価値観の多様化により、結婚や出産が必ずしも当然の選択ではなくなってきており、こうした複合的な要因が少子化を加速させています。

私自身、地域を歩き、子育て世帯の声を伺う中で、子供を育てたい気持ちがあるが将来への不安が大きい、保育や教育にかかる費用が重くのしかかるといった切実な声を多く耳にします。こうした現場の声を受け止めると、少子化対策において最も現実的で即効性のある施策は経済的支援の充実であると私は強く感じています。少子化の進行は、現役世代の負担増加や地域社会の活力低下、医療・福祉サービスの維持困難など、社会全体に深刻な影響を及ぼしますし、学校の統廃合や同年代の子供同士の交流機会の減少を招き、子供の健全な成長環境にも影響する懸念があります。これは単なる人口の問題にとどまらず、地域の持続可能性そのものに関わる重要な課題です。

こうした中、岐阜県では今年三月、岐阜県こども計画を策定いたしました。全ての子供が権利の主体として尊重され、夢や希望を持って健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「ぎふっこまんなか社会」の実現を目指し、ライフステージに応じた切れ目のない支援、困難な状況にある子供への支援、子育て中の方への支援、社会全体での子供・子育て支援という四つの柱を掲げています。

このうちライフステージ全般の施策では、将来、結婚・出産・子育てに夢を持てる環境づくりとして、若い世代が人生の早い段階から結婚や子育てを含めた将来のライフデザインを考えられるよう、必要な知識や情報を適切な時期に提供する取組が盛り込まれています。具体的に、中学校や高校の授業においてライフデザインを描くための教材の活用が進められており、若者が家庭を築くことへの意識を高めるきっかけとして非常に意義があるものとして期待をしています。

岐阜県に限らず、全国の自治体が出生数の増加を目指して努力していますが、現実には出生数の底上げにながっていないのが実情です。かつては子供が労働力や老後の支えとして必要とされ、だからこそ結婚し、子供を産むという選択が自然ではありましたが、今は社会保障が整い、労働環境が改善され、一人でも生きていく社会に変化をしています。その一方で、少子化はじわじわと確実に進行をしています。

令和六年度の一年間、県議会では少子化や人口減少の問題が繰り返し取り上げられ、重要課題としての認識が深まりました。しかしながら最近では少子化対策が取り上げられる回数は減少しており、議論の熱量がやや落ち着いてきている印象があります。ここで改めて県の取組を確認し、議会としても少子化対策への関心を高めていく必要があると感じています。

今年度、県では、不妊治療などの妊産婦等への支援、多子世帯に対する保育料などの負担軽減、第二子以降の出産祝い金など、子育て世代への経済的支援にもしっかりと取り組んでいただいております。私も県議会議員として、子育て世代をはじめ、多くの県民の声に耳を傾けてまいりましたが、経済的支援への期待は世代や地域を問わず広がっており、少子化対策の柱として重要性を改めて実感しています。引き続き、子育て世帯への経済的な支援を含め、こどももまんなか社会の実現に向けた取組を力強く進め、少子化対策につなげていた

きたいと考えています。

そこで、岐阜県の少子化対策につながることもまなか社会づくりについて、経済的支援の継続も含め、今後どのように取り組んでいかれるのか、子ども・女性部長にお尋ねをいたします。

そして、最後の質問ですが、一般質問一日目に県政自民クラブの長屋光征県議も河川に関する質問をされましたし、二日目は平野恭子県議も児童・生徒の水難事故防止の話をされましたが、私は現状課題からの水難事故に関する河川の話をさせていただきます。

岐阜県は水に恵まれた地域で、木曽川、長良川、揖斐川の大きな主要河川にそれぞれ支流河川があります。河川は、生活用水や農業・工業用水、電力供給源としての利用、洪水から私たちを守る治水、生物多様性を育む環境、そして人々の交流や学びの場としての恵みを私たちにもたらくておられます。

この辺りでは、地域に身近な板取川、神崎川、私の地元では粕川や根尾川と、自然豊かなきれいな水に恵まれた県でもあります。多くの方は幼い頃から川で泳ぎ、水辺でのバーベキューなどをして、家族や友達、仕事の仲間との絆を深め、川に育まれてきたのではないのでしょうか。また、川は県民の憩いの場所だけではなく、県外からも多くの方が訪れ、観光資源としても非常に貴重なものとなっています。私も、幼少期より近所の川と親しみながら育ちました。また、家の近くの根尾川には、毎年多くのレジャー客や釣り人が訪れ、にぎわっています。

その一方で、毎年のように水難事故が発生し、貴い命が失われている現状があります。私の地元、揖斐川町と本巢市の境を流れる根尾川では、近年、毎年のように水難事故が発生しています。過去三年を見ても、令和五年には友人と川に遊びに来ていた中学生が、令和六年にはアユ釣りをしていた男性が、今年も七月にはブラ

ジル国籍の男性が対岸に泳いで渡ろうとして流され、溺れてお亡くなりになっています。そのほかの河川でも、今年の七月から八月の期間で、可児市の木曽川や長良川、板取川で中学生や大学生などがお亡くなりになる水難事故が発生をしています。

二〇二五年九月、警察庁の発表によると、七月から八月に海や河川で発生した水難事故は四百四十六件で、前年同期から四十二件減少していますが、岐阜県の水難事故者は三十四人と、沖縄県の四十七人に次いで全国ワースト二位でした。岐阜県の水難事故者の三十四人は、前年同期比六人増加をしています。河川別に見ると、板取川が十二人と前年同期より二人増加と最多で、支流の事故が目立つとのことでした。

そうした中、水難事故を減らすために、県警をはじめ関係機関では、水難事故が多発する箇所などにおいて、広報啓発やライフジャケットの着用啓発、合同パトロールなどを行っていたいております。また、いざ水難事故が発生した場合に備え、合同の救助訓練も行っていたいております。このように、関係機関が連携をしていくことは、水難事故対策を推進する上で非常に重要なことだと思います。

話は替わりますが、気象庁の九月一日の発表で、今年、二〇二五年の夏は史上最も暑かったとされています。六月から八月の全国平均気温は平年より二・三六度高く、統計のある一八九八年以降で最も暑かったと発表をしました。東海地域や岐阜県でも四十度を超える酷暑となりましたが、地球温暖化の影響もあり、今後はこのような異常な高温が常態化し得ると専門家が指摘をしています。今後も今年のような猛暑や酷暑が続けば、涼を求める多くの方が県内の河川に訪れることが予想されます。

そして、現在は小学校がプールの授業や夏休みのプール活動を行っていないところもあります。WBG Tという暑さの指標が三十一を超えると運動は原則中止となることや、保護者のプール当番が負担となることなど

が理由となっています。また、自治体が運営する公営プールも、老朽化やコスト高で運営をしていないところも増え、今の子供にとって水と触れ合う機会や泳ぎを学ぶ機会が減ってしまつと、親や家族、友達と河川に遊びに行くことが今までもよりも増えてくるかもしれないということがあります。そうなれば、水難事故が発生するリスクも高まるわけであります。せっかく楽しい川遊びが悲惨な事故とならないよう、水難事故が一件でも減るように各種対策を推進していくことが必要であると思います。

そこで、近年増加する水難事故の防止及び発生時の対応には関係機関とのより一層の連携体制が必要になると思います。その取組について、警察本部長にお伺いをいたします。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

(拍手)

○議長(小原 尚君) 林政部長 久松一男君。

〔林政部長 久松一男君登壇〕

○林政部長(久松一男君) 森林サービス産業におけるインバウンド受入れに向けた取組についてお答えします。

森林サービス産業の振興に向け、現在実施中のぎふ森フェスでは、国内中心に誘客しているところですが、一部の実業者がインバウンドの受入れを行い、高い評価を得ているほか、八月に香港で実施したアンケート調査では、回答者の九割が本県の森林アクティビティーに興味を示すなど、関心の高さを確認しました。また、九月に開催した県内事業者向けインバウンドセミナーでは、参加者から受入れに前向きな意見が多数寄せられるなど機運が高まっており、県としてはインバウンド誘客に力を入れていきたいと考えています。

ただし、現状ではインバウンドのターゲット層や求められるサービスなど詳細なニーズの把握や、外国語へ

の対応といった事業者の受入れ体制は十分とは言えず、海外向けの情報発信も課題です。このため、モニターツアーによるきめ細かなニーズの把握、多言語に対応したガイドの設置やウェブサイトの制作など受入れ体制の強化への支援を検討するとともに、海外向けの情報発信については観光文化スポーツ部と連携してまいります。

○議長（小原 尚君） 子ども・女性部長 片桐伸一君。

〔子ども・女性部長 片桐伸一君登壇〕

○子ども・女性部長（片桐伸一君） 岐阜県の少子化対策につながる、こどもまんなか社会づくりについてお答えをいたします。

県では、国が推進する「こどもまんなか社会」の理念に基づき、「ぎふっこまんなか社会」の実現を目指した岐阜県こども計画を策定し、結婚から妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援に取り組んでいるところでございます。

具体的には、市町村と連携した結婚支援、妊娠を望む方への不妊治療費の助成、保育料の軽減などのほか、今月一日からは先天性代謝異常の早期発見に向けた新生児マススクリーニング検査の公費助成について対象疾患を拡大するなど、経済的支援を含めた総合的な支援を行っております。

また、子育てにおける経済的な負担は一過性ではなく長期的な問題であることから、県では働いてもらい方改革により、子育て中の方も働きやすく収入が得られる環境づくりを進めております。

今後、国の動向や社会情勢を踏まえ、真に支援を必要とする方々への経済的支援も含め、少子化の流れを変えていけるような効果の高い支援策を検討してまいります。

○議長（小原 尚君） 警察本部長 三田豪士君。

〔警察本部長 三田豪士君登壇〕

○警察本部長（三田豪士君） 水難事故防止のための関係機関との連携について御質問がございました。

今年の夏の県内の水難事故の特徴といたしまして、半数が土曜日、日曜日に発生をしていること、事故者の半数以上が二十代以下の若者であること、約八割が河川での水遊びや水泳中であることが上げられます。

これまで県警察におきましては、水難事故の発生に備え、救助用舟艇や救命胴衣などの点検整備、警察署、機動隊、県警ヘリによる合同救助訓練を行い、対処能力の維持向上に努めてまいりました。また、河川管理者、消防、漁業組合などと連携をし、水難事故が多い河川におけるパトロールや啓発活動を行ったほか、教育委員会や小・中学校と連携し、ライフジャケットの着用に関する指導も行ってきたところでございます。

様々な地域から訪れる多くの方々が河川を安全に利用するためには、河川の危険性やライフジャケットの有効性などを周知していくことが重要となります。このため、水難事故の発生状況のほか、河川の形状、水深、水量などを県警察及び河川管理者をはじめとする関係機関で共有し、一層の連携を図って水難事故防止に関する啓発に努めてまいります。

○議長（小原 尚君） 十二番 中川裕子君。

〔十二番 中川裕子君登壇〕

○十二番（中川裕子君） それでは、日本共産党の代表質問を行います。

まず初めに、次世代型路面電車（LRT）の整備と公共交通の在り方についてです。

公共交通は、持続可能な社会をつくる基盤でもあり、過剰な自動車中心の社会の流れから公共交通への転換

は、様々な困難がある中でも、住民の要求をしつかり聞いて取組を進めていくべきと考えます。一方で、知事からは、岐阜羽島駅、岐阜駅、岐阜インターを結ぶルートと、LRTというあまりにも具体的過ぎるものが提示され、唐突感を抱く県民も多いと感じます。

今、県民が直面しているのは、存続が危ぶまれているローカル鉄道をどう守っていくかということや、公共交通がない、あってもダイヤが少ないという現実的な問題です。私の地元では、おとつい、十月一日から路線バスの料金値上げが行われ、さらに幾つか減便されることも発表されております。物価や人件費を考えると値上げは仕方ないものの、この先、この地域で生きていけるのか、まさに地域の持続可能性が公共交通にかかっているという状況です。

交通は、歴史的に社会経済や文化の発達を刺激し、発展させてきた重要な役割がありました。住民の移動する権利、移動権という考え方を念頭に、特定のルートやLRTありきでなく、住民の中にある要求や要望を出発点に、これから幅広く議論していく問題だと思えます。

もう一点の懸念は、岐阜市も指摘されているとおり、莫大な事業費となります。

岐阜市では、過去にモノレール構想というものがあつたと聞いております。今から五十年以上も前ですが、昭和四十七年、現在のJR岐阜駅、当時の国鉄です。JR岐阜駅から金華橋通りで東部方面と鏡島方面に分岐し、そこからさらに当時完成したばかりだったと思われる旧県庁舎に通じる三路線案です。翌昭和四十八年、岐阜市は機種選定に着手、早ければ来年度着工すると発表しております。美濃町線軌道上も利用でき、土地買収費はかからない。だが、建設費は一キロ当たり当時の価格で約十億円と言われておりました。市史によりますと、この膨大な建設費は岐阜駅高架化事業等と絡んで無理となった。翌昭和四十九年三月には、岐阜市議会

がモノレールは順延と決め、モノレール構想は幻となったとあります。かなり具体化されておりましたが、最終的には事業費がネックとなり、住民や議会の理解を得られなかったということです。

LRTに話を戻しますが、最新事例である宇都宮の費用を基に今回のルートで換算しますと、初期投資だけで約千三百億円ほどが想定されます。また、維持管理費は、例えば富山市のLRTを参考にすると、年間約六億円前後かかります。県からの情報が不足しているため、この想定が正確なのか分かりませんが、少なくとも整備や運行にこの規模で事業費が必要だということです。

岐阜県は、これまで県債に過剰に依存した県財政を続けてきた結果、数年後に資金不足に陥る可能性も生じており、県債残高の規模を示す将来負担率は令和六年度決算で二〇〇%をはるかに超える極めて厳しい数字が出ております。LRTどころではないのではといった声も聞こえます。

LRT導入自体を否定する考えはありませんが、誰が何のために、どのように導入し、それによって何を得的なのか、県民が日々の暮らしの中で困っている声に応えるものになるのか、この点をしっかり押さえたものでないと、数多くの課題について県民の理解を得ることは難しいのではないのでしょうか。

そこで、以下五点、知事に伺います。

まず、次世代型路面電車（LRT）の整備について二点質問します。

知事は、なるべく県の負担が少ない形でおっしゃっていますが、そうはいつでも県の財政負担は少ないかと思われまます。まず、整備や運行事業を含めた事業主体についてどのようにお考えでしょうか。

二点目、複数のルートとほかの交通手段を含めた総合的な検討についてです。

先月、岐阜市東部の自治会連合会長などが、岐阜駅から長良川鉄道関駅までのLRT建設について県に要望

されたと聞いております。この中の芥見地域では、二〇二〇年にまちづくり協議会が行ったアンケート結果で公共交通が不便という意見が六割と最も多く、今回の構想が出される以前から再三にわたり行政にLRTを要望されておられます。昨年十二月発行のまちづくりだよりも編集後記で、ゼロ歳児から運転免許のない人、車椅子の人など、誰もが安い運賃で気軽に乗れ、子育てや福祉政策、観光対策にもなるLRTをと、実現を望む一文も記されていました。

この御要望にあるように、岐阜圏域と周辺の各都市を結ぶ基幹的な交通体系の必要性、私も強く感じております。路面電車が廃止され二十年になりますが、岐阜市と関市や美濃市、岐阜市と山県市、そして揖斐地方などを結ぶ基幹的な路線の復活を望む声は今も根強いものがあります。こうした自治体間、都市間をつなぐ役割こそ、県に求められていると感じます。

今回の補正予算約三千万円、まちづくり検討事業費は、岐阜インターチェンジ、岐阜羽島駅などをLRTで結ぶことが前提のようですが、岐阜圏域全体のにぎわいとおっしゃるなら、こうした歴史的な背景も含め、せめて南北だけでなく東西も含めた、面で検討すべきと思います。また、交通手段もLRTに限定せず、バスを中心としたBRTも含め、幅広く調査することが求められています。

そこでお聞きます。特定のルート、特定の交通手段に限定するのではなく、様々なルートや様々な交通手段を検討するべきではないでしょうか。

続いて、公共交通に係る計画についても二点質問いたします。
一点目です。

公共交通計画には県民の移動権を守っていくという理念が不可欠であり、その理念に基づいて交通体系を整

備していくことが望まれています。現在、県が検討を進めているLRTに関する構想についても、単独の事業としてではなく、こうした移動権を前提とした公共交通計画全体の中で位置づけられるべきだと思います。

そこで、本県の公共交通計画の策定や推進に当たり、どのような理念を持って取り組み、LRTに関する構想をどのように位置づけて進めていくのか、お考えをお聞かせください。

二点目です。

岐阜市では、路面電車が廃止され二十年間、LRTではなくバスを主軸としたBRTにかじを切ってきました。今後は幹線バス路線のBRT化を進める方針であり、市の計画にLRTの記載はありません。これは県の計画においても同様です。

そこでお聞きします。地元である岐阜市の総合交通計画、県の計画と、今回のLRTに関する構想には整合性がありません。行政間でまず計画を検証し、方向性を一致させることが重要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。また、今後どのように対応されるでしょうか。

続いて、住民からの要望を踏まえた公共交通施策の推進についてお聞きます。

先ほど岐阜市東部の自治会連合会の方々からの要望に触れましたが、岐阜市東部、北部では、移動や外出に課題を感じた住民の方々が三年前から勉強会を開き、岐阜市や交通事業者との懇談、公共交通の状況調査などを重ね、昨年十一月に誰もが利用しやすい公共交通を考える会を立ち上げられておられます。アンケート調査は、自治会などの御協力もあり、東部と北部十二の小中学校区で配付し、七百を超える回答が住民から寄せられているとのこと。私も少し見せていただきました。自由記述の部分では、本当に切実な思いが感じられるものがたくさんあります。ほんの一部ですが、紹介させていただきます。

岐阜駅までのバス運賃、往復千円をはるかに超えるのはとてもきつい。しかし、バスは車のない者にとつては本当にありがたい。運転手さんの給料も上げてください。通勤時間に間に合うバスがなくなりました。車しか手段がありません。バスの利用はとても困難です。年を重ね、免許を手放すときを考えると、趣味の範囲も狭くなり、不安になります。自分の足で中心部の活気にも触れてみたい。バス料金の均一化を切に望みます。路面電車的美濃町線があったときは、時刻が正確で安かった。LRTを切に希望する。ダイヤの改正で大変不便になった。将来的にこの地域には住めないと感じている。高いバス代、ダイヤの少なさについてもっと改善してほしい。岐阜駅と関市、山県市をつなぐ線の復活を求める声も聞かれました。また、これは知事のLRTに関する答弁がある以前のアンケートではあります。そこでもやはりLRTを強く望む声がずっとあったという事です。これは岐阜圏域全体に共通するのではないのでしょうか。

岐阜市の中心市街地の衰退、人通りが減ったというのは、その周辺、郊外や近隣都市から中心市街地に移動する手段がどんどんなくなっていることも影響していると考えます。今回のLRTに関する説明では、岐阜羽島駅を拠点にした観光客の皆さんを中心市街地に呼び込む狙いが説明されていますが、県民の中にある、行きたくても行けないという方々の声も重要なヒントになるのではないのでしょうか。

そこで最後の質問です。

住民の要望、何に困っているかというニーズを基に、LRTを含めた公共交通の計画を住民合意で進めていくことが必要不可欠ではないでしょうか、お考えをお聞きます。

続いて、県立高校におけるタブレット端末と家庭等への経済的支援についてです。

県立高校の授業で使うタブレット端末について、これまで公費負担としてきたものを、来年春の高校一年生

から原則個人で負担し、用意する方針になったことが発表されました。指定された端末の価格は六万円から十一万円と言われています。保護者からは、方針を見直してほしいとの声や負担軽減を求めるオンライン署名も始められており、署名数は一か月余りで既に二万二千筆を超えております。

そのような検討がされていることも事前の意見聴取もない中で、八月末に中学三年生の保護者の皆さんに突然通知されたため、多額の費用をいきなり準備することができない、借入れしか方法がない、せめて保護者や生徒たちの声を聞いてほしいなどの声が寄せられております。

そこで、タブレット端末の保護者等の費用負担について二点、教育長にお聞きします。

一点目、検討過程において、保護者や生徒からの意見聴取をすべきではなかったでしょうか。

二点目、学校の授業で必要なものなら、引き続き学校で貸与するべきでないかと思えます。原則個人で準備するとした方針は、再検討が必要なのではないでしょうか。

続いて、使用実態と学習効果の検証を踏まえたタブレット端末の必要性について、こちらも教育長に伺います。

高校生の方たちにお聞きしますと、中には授業でほとんど使っていない、学校との連絡はスマホのほうが便利なのでタブレットは使っていない、専門的な学習が多く、パソコンルームのパソコンを使った授業が主流だなどの声をお聞きしています。

県教育委員会が令和七年一月に行った県立高校生徒用のＩＣＴ活用に関するアンケートでは、一人一台のタブレット端末を使った授業の頻度、ほとんど、半分くらいの授業で使っていると答えたのは二〇％、一部の授業で使ったが六九・三％、全く使っていないが一％。この結果は、前年度に比べ、ほとんどの授業で使って

いる、半分ぐらいの授業で使っているとの回答が合計で五ポイント減り、逆に全く使っていないが三ポイント増えています。家庭学習を含む授業以外での活用については、ほとんど使っていないが五五・三％であり、生徒の半数以上が使っていないと答えています。

この調査結果を見ますと、使用状況は一律ではなく、県内全ての県立学校で全員一人一台タブレット端末を買わないといけないのか。学科によっては、先ほどの高校生の御意見があるように、学校にある高性能なパソコンの活用こそ重要ではないかなど、少なくとも一度、利用状況を丁寧に検証する必要があると感じました。

そもそもタブレット端末はあくまでツールであり、どうしても取り入れないといけないものではなく、どう教育に取り入れるかの探求はまだまだこれからだと思います。これは、学習効果についても同様です。海外では、デジタル教科書を導入した後、その効果から紙に戻す判断をした事例もあります。ICT端末を全てなくすということは現実的とは思いませんが、頻度や使った平均時間といった表面上の検証だけでなく、多くの専門家が指摘されている視力低下や深い考察に対する阻害について慎重に検証し、今後に生かしていただきたいと思います。

そこでお聞きます。

タブレット端末の導入から五年となります。使用実態と学習効果の検証を踏まえて、タブレット端末の必要性について判断すべきではないでしょうか。

続いて、高等学校就学準備等のための経済的支援について知事にお聞きます。

令和五年度に岐阜県が実施した少子化に関する県民意識調査では、理想の子供数より予定の子供数が少ない理由として断トツで多かったのは、子育てや教育にお金がかかり過ぎるで六四・四％でした。先ほどの所議員

の御質問の中でも指摘されているとおり、教育にお金がかかるということです。

こうした結果を受け、県では高校就学準備へ支援を始めることになりました。六万円から十一万円というタブレット端末の価格は、全ての家庭で簡単に用意できるものではありません。また、合格した高校によって指定が変わるという点も心配が尽きないところです。

県では、高校進学時等の負担軽減として、全ての中学三年生に三万円を支給する事業を行っていますが、金額の引上げなど支援の拡充が必要ではないでしょうか、お考えをお聞きます。

続きまして、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、いわゆるヘイトスピーチ解消法に基づき、差別や排外的な考えに対する対応についてお聞きいたします。

ある週刊誌に、特定の国籍の方々を名指しし、旧岐阜県庁舎の解体工事に大量にそういった方が来るという記事が掲載されました。その記事を読んだ方々から、犯罪が急増するのでは、生活保護などの不正受給が広がるのでは、医療費の踏み倒しなど、事実に基づかない不正確な情報を基に、怖い、取り締まってほしいなどの匿名のメッセージが寄せられました。間違った情報が広まっていたり不安や心配の気持ちから、無自覚に差別的な発想になっていることが感じられました。また、ある県内の認定こども園での多文化に触れる体験学習を紹介するテレビ報道に対し、SNSなどで複数の否定的なメッセージが出され、私のところにもその一部が寄せられております。

岐阜県は外国籍の方の人口が全国十三位と高く、昔から共生して社会が成り立ってきております。このこども園での取組も、こうした相互理解を育む重要な取組として行われてきました。個人的な話で大変恐縮ですが、三十年以上前になりますが、私は親元を離れ、単身海外で過ごしております。短い期間でしたが、当時は今

のように日本の文化が知られておらず、また日本人、アジア人に対する偏見も強かったと思います。当時十二歳、十三歳の子供でしたが、そんな子供に対しても明らかに憎悪の感情を向けられる、人として扱われないということが何度もありました。差別されることを覚悟しても、やはり恐怖心は止められません。なぜなら、国籍、人種に関わる言動は、私の存在そのものに関わるからです。一方で、自分の知らない日本文化に興味を持ち、知ろうとして迎え入れてくださる方々もたくさんいました。そういう方に本当に助けられ、学ばされました。

当然ですが、国籍、人種、性別などを理由にした言動は差別です。今、間違った情報や差別により、外国籍の方への偏見や多文化共生の取組への批判がネットを中心に広がってしまっておりま。こういった排外的な考えの広がりには、直接的、そして間接的に多くの方々を追い詰めます。

県では、第四次人権施策推進指針を策定し、ネット上の誹謗中傷や様々な差別・偏見など解消に向けて取り組むべき人権問題に対し施策を行うとし、啓発だけでなく早期発見、対応、持続的な取組、不断・ふだんの検証も大切と記しております。差別はいけないという単なる掛け声ではなく、今こそこうした指針に基づいた具体的な取組が求められております。

そこで、知事にお聞きします。排外的な考えが広まっていることを受け、全国知事会で採択された青森宣言では、各知事が排外主義を否定し、多文化共生を目指す立場を強調されました。同時に、この問題の背景には、低賃金や日々の生活費、病院代に苦しむ住民の実態があることも感じています。そこには、社会保障制度の貧弱さや物価高対策がほとんど進んでいないなどの問題があることも行政としてしっかり受け止め、施策に反映させる必要があると思います。

そこで質問ですが、デマに対しては数値をしつかり示し、事実をしつかりと広めていったきたいと思っています。県として、このような状況をどのように受け止め、どのように取り組まれるでしょうか。

続いて、教育長に伺います。

当然ですが、学校は子供たちにとって安心・安全な場であるべきです。「日本人ファースト」という言葉が一気に広まり、差別につながりかねないという指摘がされています。様々なルーツを持つ子供たちを守るとともに、子供たちを加害者にさせないための取組が求められています。

そこで質問です。正しい知識に基づき、差別を見抜く教育が求められていると思いますが、教育委員会としてどのように学校現場で取り組んでいかれるでしょうか、お考えをお聞かせください。

最後に、県庁の仕事体験や県の役割を知るツアーの実施について質問いたします。

県庁舎が完成した直後ですが、初めて県庁を訪れた方が、娘とも来てみたいけど、ただ建物を見るだけでなく、議会や県のやっていることを一緒に学べるというなおっしゃっていただきました。このアイデアがきっかけで、一昨年の夏に県庁と議会を子供たちと探検しながら税金の使い道をしつかりチェックしようという県庁探検ツアーを企画しました。その後も、私たちの税金を使って造られた県庁なのに行ったことがない、県というのは何をやっているのか分からないという声があり、この夏には第二弾を企画しました。SNSで小さく告知しただけでしたが、当日は子供たちから大人まで四十人から五十人前後が申込みをしていただきました。

今年は、県議会だけでなく、県の役割や仕事を身近に知ることができるクイズを考えて、県庁を探検しながら県職員の皆さんに解説していただきました。身近に生き生きと話す県職員の方や議会事務局の職員の方を間近で見た子供たちからは、ツアーの後にお仕事体験をしてみたいといった問合せもいただきました。

実際に見て、聞いて、学ぶということを組み合わせることで、子供たちの興味、理解が一層深まると感じましたし、私自身も学ばされることが多かったです。多額の県民の税金が使われた庁舎であり、県民に開かれたものであってほしいと思います。最近は土・日や夜間の開放など積極的に県民に開放されており、重要な試みだと思いますが、さらに子供たちが体験の場や学びを提供できる場にできないかと感じております。県には、県庁だけでなく、様々な施設、組織があります。まず試験的に取り組んで、今後、発展・充実させてほしいとの思いを込めて知事に質問いたします。

子供たちにとつて、県庁や県政をより身近に感じ、重要性を学ぶ取組は重要です。他都市では、個別テーマを設定したミニ講座とセットで見学会を企画するなど、様々な取組が行われております。岐阜県においても、県主催で本庁舎や県有施設の見学と組み合わせた県庁お仕事体験や県の役割を知るツアーなどの企画を検討していただきたいと思います。お考えを知事にお聞きます。

以上、大きく四点について質問いたしました。よろしく願います。

○議長（小原 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 私には大きく四つの分野について御質問をいただきました。

まず最初の新交通システム、LRTに関連で五件お尋ねいただきましたので、関連するものがありますので三つに分けてお答えをさせていただきます。

まず、LRTの整備について、事業主体とルートの関係についてお答えをいたします。

まずは、一昨日の伊藤議員の御質問でもお答えしましたとおり、県都であり岐阜圏域の中心である岐阜市の

現状、これを見えますと、市内の百貨店が次々と閉店するなど、商いのまちとしてのかつてのにぎわいが失われ、地域経済の評価指標の一つと言われております地価についても一貫して下がり続ける状況にあります。

このような中、現在、高速道路網など広域ネットワークが整備される、そうした今こそ、これらを最大限に活用して町なかに人や物を呼び込み、様々な観光資源など潜在的な魅力を引き出すことによって、岐阜圏域全体のにぎわいを実現していくことが必要と考えております。

具体的には、県と岐阜市を中心に点在している交通拠点や歴史的・文化的拠点、そして教育・医療・福祉拠点、そして物流拠点など、人が集まる様々な拠点を有機的に線で結び、面として岐阜圏域ににぎわいを広げる必要があると考えております。

また、高齢化の進展によりまして、車に依存した交通手段だけでは、そこに住む方々のニーズを満たすことは難しくなっています。これは、まさに議員に御指摘いただいたとおりです。こうした課題に効果的に対処するための政策手段、ツールとして、現在、新たな交通システムの導入を検討しているところでございます。そして、学生や高齢者、障がいのある方など、全ての方が安全で快適に移動することができる次世代型路面電車LRTを有力候補として検討を始めたところでございます。

まず、事業主体でありますけれども、国内の先進事例を見ましても、宇都宮市のような新会社を設立する第三セクター方式だとか富山市が行っておりますような官民連携方式など、様々な方式があります。現在、関係者との協議や国内外の先進事例の調査を進めているところでございますけれども、今後、岐阜市、羽島市、そして鉄道事業者などしっかりと議論を行いまして、新たなビジネスとして民間投資を呼び込むなど、本県において最適な方式を検討していきたいというふうに考えております。

その関連で、ルートについてお答えをさせていただきます。

先般、各拠点を結ぶ観点からイメージという形でルートを示したところでありますけれども、具体的なルートにつきましては、もちろん道路交通への影響だとか利用者の需要といった様々な調査・検討を経て決定するものであり、現時点で確定したものではありません。

ただし、ルートの検討に当たりましては、利用者の利便性や道路交通への影響といった点に加えて、想定される利用者数から事業としての採算性が見込まれるといった視点が重要だというふうに考えております。これはまさに議員御指摘の持続可能な制度でなければいけないという観点で、そういう意味で事業として逆に成り立つ見込みがあれば、民間資金の活用も含めて資金調達の可能性は大幅に拡大いたします。今回の調査事業におきましては、そうした検討のベースとなりますデータ分析を行う予定でございます。

ちなみに、今回お示ししたルート、イメージのルートですけれども、駅やインターチェンジを起点にいたしまして、規模の大きな病院、そして市内にある多くの高校、かなりの数ですけれども、そこ、そして大学、さらには複数のショッピングモールやスポーツ施設、ホールなどを経由するルートとなっております。なので、当初からかなりの数の利用客が見込まれまして、事業性も十分視野に入れたものになっております。そうした点で継続性を考えながら、一案として示したものです。

今後、本議会に上程しております補正予算を活用して、さらに詳細な調査やデータ分析、そしてさらにはまちづくりに伴う利用者の将来推計、これらの様々な検討を行いましてルートの設定を行っていきたいと考えております。

また、関連する交通手段につきましても、既存バス路線との接続、そして接続に伴う再編、パーク・アン

ド・ライド拠点の整備などの検討を行うこととしておりまして、その中でバス高速輸送システム、いわゆるBRTだとか自動運転バスなども含めて、地域全体として最適な交通網の構築に向けた検討を行ってまいります。この際、主たる利用者となられます地域住民の声や関係者の意見などを十分に踏まえて検討を進めてまいります。

次に、公共交通に係る計画の観点で二点御質問をいただきました。

地域公共交通計画でございませうけれども、これは地域にとつて望ましい地域旅客運送サービスの姿、これを明らかにするマスタープランとしての役割を果たすものでございます。

本県におきましては、地域公共交通の維持・活性化による「誰もが暮らしやすい地域の実現」を基本方針に掲げまして、地域の足を残していくとともに、DX、デジタル技術ですね、こうしたものをはじめとした新技術の導入やバリアフリー化などによりまして、効率的で誰もが利用しやすい公共交通の実現に向けた取組を進めていくこととしております。加えて、社会情勢の変化や交通インフラ整備などに伴う需要の変化に合わせて、適切な地域公共交通ネットワークを検討していくこととしておるものであります。

このため、新たな交通システムの導入の検討に当たりましては、現在の本県の地域公共交通計画に掲げた「効率的で、誰もが利用しやすい公共交通の実現」という基本的な考え方に、「中心市街地に人を呼び込み、地域を活性化する」という観点も加えたいと考えております。

また、今後、事業化を推進する場合には、既存のバス路線等の地域内交通も含め、岐阜圏域の交通体系の再編を考えていく必要がありますので、当然、県や市の交通計画にも反映していくべきと考えております。

今後、岐阜市、羽島市との間で新たな交通システムの在り方について調整が図られた段階において、県と市

の交通計画の反映について適切に対応してまいります。

次に、住民からの要望を踏まえた公共交通の推進についてお答えをいたします。

これも議員御指摘のとおり、新たな交通システムにつきましては、地域住民のニーズを踏まえまして、御理解をいただきながら検討を進めていくことが何より重要だと考えております。私自身、これまでの四年間も含めて、地域住民の方々と接する機会、様々な方からお話を聞く中で、やはり地域公共交通の将来に対する不安の声、これをたくさん耳にしていまいりました。具体的には、これも議員に御指摘いただきましたけど、運転免許を返納したらどうやって買物や病院に行けばいいのかという高齢者の声、そして雨の日の渋滞で塾や学校への送り迎えが大変だという子育て世代の声、さらには学校への長距離の自転車通学が不安だという学生の声など、住民の方々の様々な声が今回のLRTを有力候補とした新たな交通システムの検討につながっているものでございます。

また、現在の交通システムを見てみましても、岐阜圏域の路線バスは今年度に入って既に四路線が廃止となっており、運行本数も対前年度比で約一〇％減少するなど、地域のニーズに応え切れていないのが実情でございます。さらに、特に問題なのが、バスの運転手が確保できないという問題、そしてこの状況はさらに厳しくなるということが予想されております。そうしたことから、都市の軸となる部分に基幹交通システムを導入して、バス路線の再編などによって大切な貴重な運転手の方々に地域全体の足として活躍していくことで、将来を見据えた形で地域全体を支える新たな交通システムの構築が必要となってきたかと思っております。県としましては、こうした状況を総合的に勘案して、先日、新たな交通基幹システムとしてはLRTがよいのではないかという構想をお示ししたところでございます。

これまで、経済界、商店街、交通事業者など、様々な立場の方々からまちづくりについて意見を伺ってまいりましたが、今後さらに関係者との協議を進め、実現可能性を含めた調査・検討を行ってまいります。その上で、今年度末を目標に、岐阜市や羽島市、事業関係者、警察など関係機関で構成する検討体制を構築し、既存の交通システムの見直しを含めた新たな交通システムの在り方について議論を進めてまいりたいと考えております。その際、一定の議論が進んだ段階ごとに積極的に情報開示するなど、県民の皆様に対し、検討状況をお示ししていく予定でございます。

また、先月、岐阜市東部地域の自治会の皆様から御要望をいただき、私自身が直接意見交換を行ったように、今後もこうした場を積極的に設けることで、地域住民の皆様の声を十分に踏まえ、県民の皆様の御理解を得ながら岐阜圏域のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、大きな二つ目でございますけれども、高等学校就学準備等のための経済的支援についてお答えをいたします。

県では令和五年度から、高等学校進学時の保護者負担を軽減するため、中学校三年生の生徒に対して一人当たり三万円を一律に支給してまいりました。

一方、国におきましても、教育費も含めて子育て家庭に対する経済的支援の拡充が進められているところでございます。例えば、昨年十月には、こども未来戦略に基づき、児童手当の支給対象がこれまでの中学生以下から高校生世代にまで拡大されまして、高校三年間分として一人当たりの受給額は三十六万円増加することになりました。さらに、この手当は親の所得に関わらず、全ての子供が支給対象となっております。

来年四月には、高等学校の授業料について、私立高校も含めて実質無償化が開始されることとなっているの

は御案内のとおりです。こちらでも保護者の所得要件が撤廃されております。さらに、私立高校にあつては支給額が大きく増額されるなど、家庭の経済状況に関わらず、全ての高校生が授業料相当の支援を受けることができるようになる見込みでございます。

このように、国においては子供に対する一律の支援が拡充されることを踏まえまして、県としましては逆に真に支援が必要な子供や子育て家庭に重点を置いた施策への移行を検討すべきタイミングにあると考えております。

県では現在、極めて厳しい財政状況を乗り切るために、来年度当初予算編成に向けた事業見直しを行つていくところでございますが、こうした国の動きも見据えつつ、今後、貴重な県費を使つたより効果的な支援の在り方を検討してまいりたいと考えております。

大きく三つ目でございますが、事実に基づいていないデマへの対応についてお答えをいたします。

岐阜県ではかねてから、県内に在留する外国人の方々については、地域社会を構成する外国籍の岐阜県民と認識して、お互いの文化や考え方を尊重しながら円滑にコミュニケーションを図ることにより、全ての県民が働きやすく暮らしやすい地域社会の実現を目指してまいりました。私自身、総合企画部の次長として多文化共生の担当で、まさにこれを推進しております。

そのため、多文化共生意識の醸成など様々な取組を進めているところでございますけれども、特に地域の活力の維持・向上を図つていくため、外国人材を雇用する企業に対する伴走型のコンサルティングや外国人介護人材受入れに対するセミナーなどに取り組んできたところでございます。

そうした中にありまして、議員御指摘のとおり、現在、日本国内において特定の民族や国籍の人々を合理的

な理由なく一律に排除、排斥することをあおり立てたり見下したりする行為が生じているとございいます。こうした排外的な言動に至る背景には、将来への不安や自身の置かれた現状に対する不満があるのではないかと思います。しかしながら、こうした差別や排外的な動きは決して許されるものではなく、社会の健全な発展という観点からは好ましいものではないと認識しております。私もEUの職員として海外で働く中で、差別というものの恐ろしさ、悲惨さをしっかりと認識しております。

そして、県では、人権啓発センターや在住外国人相談センターなどを通じて、人権侵害となるSNSへの投稿などを把握した場合は、法務局など関係機関と連携してプロバイダーへの削除を要請するなど、事案解決に向けた取組を実施することとしておりますが、現在のところ、まだそうした事案は生じておりません。

一方で、外国人材の活用に関する県の事業を移民政策と誤解した県内外の方から、県のホームページなどを通じて犯罪の急増を懸念して受入れ反対といった御意見をいただいた例があります。ちなみに、外国人犯罪の検挙件数ですが、本県では令和六年は令和五年に比較すると二〇・四%の増とはなっておりますけれども、三年前のは令和三年と比較すると二・二%の増にとどまっており、必ずしも急増しているとは言えないと思っております。

このように、情報の捉え方や切り取り方によって印象は大きく異なることから、より正確な情報に基づいて冷静に対応してまいりたいと考えております。

また、いわゆるヘイトスピーチ解消法に基づく地方公共団体の取組として、相談体制の整備のほか、教育の充実、啓発活動にも引き続き取り組んでまいります。

最後に、県庁の仕事体験や県の役割を知るツアーの実施についてお答えをいたします。

将来を担う子供たちに県の仕事や役割を理解してもらい、県政を身近に感じてもらうことは大変重要だといふふうに考えております。そのため、県では平成二十三年度から学校の夏休み期間を利用して、職員の子供を対象に親が働いている職場を訪問する子供参観日、子供の授業参観日の逆ですね、親の仕事を見に来るというのを開催しております。今年度は八月に、約九十名のお子さんたちに、県庁や県警本部で働く親の姿を間近に見ることによりまして、県職員の仕事の一端に触れていただいたところでございます。

また、今回初めての取組としまして、私自身が子供たち全員と直接話す機会を設けまして、県職員の仕事の大切さや県政が身近な存在であることをお話いたしました。全員、知事室にも入ってもらいました。

参加した子供たちからは、県の仕事について知るよい機会になってよかった、将来県庁で働いてみたいという大変ありがたい声をいただきました。こうした取組は、議員御指摘のとおり、県内のより多くの子供たちにも広げていくことも意義深く、大切な取組になるのではないかと思っております。

御提案いただきました県庁仕事体験や県の役割を知るツアーについては、県の仕事や役割を理解していく観点からも有効であり、実現に向けて具体的内容を検討してまいります。

ちなみに、他県で実施されております県庁の見学ツアーは、県庁施設の見学に加えまして、やはりクイズ形式による県庁の仕事紹介だとか希望するテーマに応じた学習プログラムなどが行われているようでございます。本県での実施に当たりましては、これら他県での取組も参考にしつつ、施設の見学に加え、仕事の体験や学年に合わせた学びの要素、これを加えるなど、参加した子供たちが県の仕事に関心を持ち、県の仕事や役割についての理解を深め、将来、社会のために自分ができることを考えるきっかけになるよう、見学ツアーの内容を充実させてまいりたいと考えております。

○議長（小原 尚君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） 県立高校におけるタブレット端末と家庭等への経済的支援についてお答えをします。

まず最初に、タブレット端末の保護者等への費用の負担、これについては意見聴取の必要性和その方針の再検討について二点いただきましたが、これについて併せて御答弁申し上げます。

県教育委員会では、令和元年度に国のGIGAスクール構想の下、県立学校の約千七百教室、これは普通教室全てに当たります、にプロジェクト、ホワイトボード及びWi-Fi環境を整備するとともに、個人負担による一人一台端末の導入を当時検討をしておりました。そうした中、県立学校は令和二年三月から五月まで新型コロナウイルスの感染拡大のため臨時休校となりましたが、その間、生徒の学びを止めないため、全国に先駆け、オンラインによる学習支援を行ったところです。多くの生徒は、個人所有のスマートフォンを利用し、小さな画面を通じて授業を受けることになったため、当時、生徒からは五十分授業を一日六時間受けることはとてもつらかったという声がありました。

その後もコロナ禍において、いつ休校になり、再び授業配信が必要となるか分からない中、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、生徒用端末を約三十二億円で整備したところです。

その後、新型コロナウイルス感染症が五類に移行し、以前の学習環境に戻った今日、当時の端末は更新時期を迎えております。今回の更新に向け、以前から国に対して支援を要望しておりましたが、小・中学校とは異なり、国からの支援はなく、令和元年度の考え方に沿って個人負担をお願いすることとなったものです。こうした事情から、意見徴収は行わず、公費による更新はしないということにいたしました。臨時交付金を活用し

て端末を整備した都道府県の多くも同様の判断をしております。

また、国の支援が得られない中、県の財政状況も鑑み、個人負担の是非を再検討することは考えておりますが、個人負担をする理由については、生徒、保護者に十分説明する必要があると思っております。そのため、今後、県立高校に入学する生徒に対し、まずはこの六年間貸与してきた経緯と併せて、一人一台端末の必要性について説明してまいります。

今後、新たに購入される場合には、通常より安価に購入いただけるよう、必要な仕様を満たした機種を一括して業者と協定するなど、スケールメリットを生かした購入方法も検討してまいります。

次に、使用実態と学習効果の検証を踏まえたタブレット端末の必要性についてお答えします。

現在、タブレット端末の利用頻度は議員御指摘のとおりですが、GIGAスクール構想も第二期を迎え、より効果的な端末の活用の実践を重ねているところです。端末を導入することにより、生徒の興味や関心に応じて自ら立てた問いを検証し、端末を使ってまとめたものを発表したり、宿題を家庭から電子で提出できたり、さらには生成AIを活用することで、より完成度の高い小論文や英作文を完成できるようになった、そうした意見をいただいております。こうしたことにより、今や端末は欠かせない学習ツールとなっております。生徒から、授業への関心が高まり、学習意欲が向上し、学習内容の理解も深まったなどの声もあり、学習効果を確認しているところです。

今後も、引き続き学習効果を確認しながら、生徒の方々にも端末の必要性を御理解いただけるよう丁寧に説明してまいります。

最後に、いわゆるヘイトスピーチ解消法に基づいた対応として、学校現場における差別を見抜く目を養うた

めの取組についてお答えをいたします。

根拠のないうわさやフェイクニュースも含まれる情報があふれる現代社会に生きる子供たちには、見聞きする情報が事実か、差別や偏見ではないか等を見極め、自分や社会がどうあるべきかという視点で考え、判断し、行動できるようになってほしいと願っております。

そのため、各学校では、岐阜県人権教育基本方針の下、外国人差別などの様々な人権問題について認識を深める学習を展開しております。また、学校生活の中で外国人児童・生徒の生活習慣や文化の違いが差別や偏見につながることはないよう、教職員の外国人児童・生徒への支援や周りの児童・生徒への指導の在り方を示した手引きも作成しているところです。

各学校では、子供たちの悩みや不安、差別につながりかねない言動を把握するため、定期的にアンケート調査を実施するなど、トラブルの早期発見・早期対応を図っております。

今後も、互いに尊重し合う多文化共生の考え方に基づく教育と子供たちが安心して生活できる学校づくりを徹底してまいります。

○議長（小原 尚君） 十二番 中川裕子君。

〔十二番 中川裕子君登壇〕

○十二番（中川裕子君） 幾つか再質問をさせていただきます。

まず初めに、知事に、L R Tの整備、複数ルートと他の交通手段を含めた総合的な検討について再度伺いたいと思います。

採算性が見込まれるということが重要なポイントだとおっしゃったんですが、私、もう一つ重要なポイント

は、どれだけの住民が困っていて、そこに応えるものになっているかどうか、これがとても重要なポイントだというふうに思います。そうじゃないと、多額の費用もかかりますし、様々なところで困難があったときに、それでもやるんだということにならないと思うんです。

そういった意味で、住民の要求に基づいているか、困ったという声に基づいているかということで、先ほど御紹介させていただいた、これは岐阜市の北部や東部、それだけじゃなく恐らく山県市、いろんなところにたくさん困ったという声がある。それを受け止めた場合に、やっぱり複数ルートでまずは検討を始める、総合的な検討を始めるというのが本来ではないかなと思います。そうでないと比較もできませんし、どういう手法が必要かも分かりません。そういった意味で、複数ルートでの検討というのを再度伺います。

続きまして、県地域公共交通計画における理念とLRT整備の位置づけということで、再度、知事に伺います。

中心市街地の活性化を盛り込みたいということでしたが、中心市街地の活性化というのは、その根底に何があるかといったら、中心市街地に来たくても来られなくなってしまう県民の皆さんの声というのをもうちょっと丁寧に拾っていただきたいというふうに思います。

過去にあった路線がなくなった。これは電車も含めてですが、そういった歴史的経過も考えていただきたいし、そういう視点で考えるのであれば、県民の移動権、これをちゃんと盛り込んだ計画をまずつくっていくことが大事じゃないか。中心市街地の活性化とともに、住民一人一人の移動権をちゃんと守る、この理念を含んでいただけるのか、これについて再度伺いたいと思います。

最後に、三点目に、住民要望を踏まえた公共交通施策の推進について、実現可能性を含めた調査・検討、

新たな交通システムを検討されるということでしたが、私、先ほど御紹介したように、日々の暮らしの中で困っている県民にどう応えるかというものだというふうに思っております。これは岐阜圏域全体で考えていらつしやるのか、それとも今回の羽島から岐阜と、このルート上だけで考えていらつしやるのか、その点について規模感、お考えをお聞かせください。知事に質問いたします。

続きまして、教育長に、タブレット端末の件で、原則個人で準備するとした方針の再検討について再度、今の御答弁について再度伺いたいというふうに思います。

経過として、国の交付金がなくなった、国にお金を要求したけど来なかった、なので個人に負担をすることになったということなのですが、導入することによって欠かせない学習ツールになっていると先ほどお答えがありました。欠かせないということであれば、やはりちゃんと予算を組んで学校として用意していくというのが本来の筋道ではないかなと。過去の経緯からしてもそうではないかと思えます。

導入に際して、ちゃんと生徒の意見を聞いて、それに応える形で今のタブレット端末は導入されたのであれば、やはりちゃんと公費で負担していくべきじゃないかと思えます。

先ほどちょっと時間の関係で御紹介できなかったんですが、県の教育委員会で、今年度、使用率の調査をされていると伺いました。こちらの調査では、五月の五日間を対象に行った調査で、一日当たりの平均の利用率というのが三八・九、それから授業時間外での利用率というのが二〇・五％。常になんといけない状態でもないのであれば、必要な分をしつかり検討して、引き続き学校で整備していく、こういった再検討もできるんじゃないかと思えます。その点についてお聞かせください。よろしく願います。

○議長（小原 尚君）

知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 再質問ありがとうございます。

議員御質問の中で一点、言葉を整理しなきゃいけないかなと思っておりますのは、新たな交通システムを考える、ネットワークを考えていることとLRTはイコールではありません。すなわち、まず地域全体としてどういう交通システムが要るのかというのは、既存システムを含めてもう一回見直す中で、その基幹部分にLRTを入れてはどうかというのが説明でありますので、したがって、今の御質問だと、LRTだけで全部のニーズを解決しろみたいな話になってしまうと、それはそれで多分難しいことになると思います。

もし、そう誤解しているのであれば、もう一度ちゃんと説明させていただきたいと思っておりますのは、まずはこの岐阜圏域の活性化。昨日御答弁させていただいたように、各圏域においてバランスよく発展していく中で、特にこの県都岐阜市におきましては、どんどんその活性化が失われている流れの中で、まずどうこれを止めていくのか。その中の一つの考え方として、人や物と呼び込む、もちろん中にいる人たちの動きも含めて考えたときに、新たな交通ネットワークが要るのではないかと。そうすると、先ほど来申し上げているように、既存システムの再編も含め、どういうやり方がいいのかと。その中で運転手が減っていく、どんどん本数が減らされる中で、まず基幹の一番の太いところに関してはLRTを置くことによって、そうした再編が非常にしやすくなる中でいろんなニーズに応えていってはどうかと。これがまず最初の提案でございます。

そんな中で、私自身も四年間聞いてきた、そして私自身が山県市の出身でありますので、かつて高富であった電車が、それはもちろんあったほうがいいんですけども、逆に言うと費用対効果ということで、そこに住んでいらっしやる方自身のニーズを全て満たすことはかなり難しいです。ただ、その中で、この地域はバスが

いいのか。LRTがいいのか。特にLRTの場合は坂道には耐えられませんので、ある程度山間部についてはLRTというのは難しいです。

ただ、逆に言うと、今回、今後検証していきますけど、新しいタイプのLRTですから、費用対効果も考えて今までと同じではないかもしれません。既にある地域においては、工業団地と一緒にすることによって新たなニーズが生まれて活性化した。そうしたことをこれから検証していく必要があると思いますので、もちろん今住んでおられる方が、特に買物だとか病院だとかのニーズがあることは私も理解しております。逆に言うと、そういう方々にとっては、やっぱりバスの路線はしつかり残していかなきゃいけない。そのために、じゃあ逆に言うと、今、全てのバスが岐阜駅の真ん中に集中する形になっていますけれども、そんな中で将来を見ていくのか、それともここに基幹があることによつて、そうしたバス路線がさらに生かされる形で、特に東部の地域の方々のそうした移動のニーズに対して応えていくのか、まさにそれを考えるのがこの今回の取組であります。

特に今回、理事という新しいポストを設けて考えていただいているのは、岐阜圏域及び東濃圏域、こちらはもう少し広いルートになりますけれども、リニアが来たときにどういう人の動きがあつて、その中でどうこの地域を活性化していくのか。今回同じように岐阜圏域においても、そうした人の動き、活性化の範囲で考えると一つの案として、今回インフラが整備されますインター、そして羽島駅、この辺りを考えることが恐らく合理的ではないかという提案をしているだけで、今後の議論によつてはもう少し広い地域、今要望がありますように、いろんな地域からまた声があると思いますけれども、まずはコアとなる部分をしっかり考えた上で今後の議論の展開をしていきたいというふうに思っております。

○議長（小原 尚君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） 再質問にお答えします。

再検討についてなんですが、交付金が先ほどなくなったというお話が再質問の中でございましたが、先ほども申し上げたように、今回というか五年前に使用した交付金はコロナに関する交付金で、それがないということとで、その経緯については先ほど詳しく御説明したとおりです。本来にあの時期を思い出しますと、一回目の休校がございましたが、その後、いつまたあめした状態が起るか分からないといった中で、子供たちに小さな画面で授業を受けさせることは私としては苦痛だというか、そうした思いでしたので、そうした判断に至ったところです。

全国を見ますと、同じ交付金全てが交付されたんですが、公費による配付というか措置が行われたのは都道府県の半分ほどで、岐阜県はそうした形を取ったということを御理解願えればというふうに思います。

次に、授業内での使用についてなんですが、パーセントが低いというのは、やはり教員の側の責任もあるというふうに思っていますので、教員研修も含めながら、より効果的な使用を授業の中で今後進めていくということは必要だというふうに思っています。

あわせて、昨日来というか、おとついかからですが、自民、公明、そして中川先生の共産の代表質問で、このタブレットの効果検証、これについて御質問がありました。非常にそれは私としては重く受け止めております。ですから、こうしたタブレットが私費の負担によつて今後も整備されていくためには、この効果検証というのが、国では十分行われているために国からのメッセージは届いておりますが、この岐阜県においても、県立

高校においてもそうしたものをしっかり検証して、それを県民の皆様方、保護者の皆様方にお示しすることが何より大事なことだというふうに思っているところです。

○議長（小原 尚君） 十二番 中川裕子君。

〔十二番 中川裕子君登壇〕

○十二番（中川裕子君） 知事に一点、LRTについて伺います。

幅広くやっていくというお答えだったんですが、今回の補正予算はそうではなくて、具体的に羽島から岐阜というルートですよ。それで幅広くこれから議論をされていく中で、今回の構想を含めた岐阜圏域全体の構想にどうやって、これからのほかの地域も含めた議論を落とし込んでいけるのか。先ほど東部からの要望を受けたということですが、様々多分調査をすればもつと出てくると思うんです。それを盛り込んだ形で今回の構想というのが提案されれば、なるほどと多くの方は言われると思うんですが、これからどういう形で落とし込んでいけるのか、複数ルートを含めた総合的な検討というのをやはりやっていただきたい。その思いで再度伺います。

それから、教育長にタブレットの件について再度伺いたいと思います。

効果検証をしつかりしていただきたいと思いますので、よろしく願います。それとともに、効果検証がない中で保護者の方に負担を求めるといってもなかなか難しい問題ではないかというふうに思います。

最初の答弁の中で、臨時交付金を当時活用した県もかなりの割合で個人負担になっていると、そのように言われましたけれども、県内で見えますと、例えば岐阜市立商業高校、岐阜市さんのね。岐阜市のほうでは、来年度はまずは今の貸与を続けるというふうな検討もされておりますし、全国的に見ても、個人負担としたと

ころでも補助制度を設けていたりとか、それから全額保護者負担ではないという対応を取られております。そういうことを考えると、今回の方針についてはもう少し再検討の余地があるのではないかというふうに感じます。

最初に御紹介した署名の活動の中でも、求めておられるのは負担軽減ということでした。ぜひその辺り、再検討について余地がないのか、再度お答えいただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（小原 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 再度の御質問ありがとうございます。

恐らく言葉の使い方をもう少し私も正確にしたほうがよかったかなと思っておりますけれども、岐阜圏域と言ったときに、五圏域の岐阜圏域全体ということではなくて、岐阜圏域におけるまちづくりという形で私は説明してきたと思うんですけど、特に岐阜圏域全体の端から端まで見ているという話を私は一度もしておりません。岐阜圏域の中の特に中心部ですね、まさに御指摘がありましたように、まさに活性化していない部分について人を呼び込むという文脈で私はずっと説明してきていると思うんですが、それが多分、岐阜圏域という言葉に引つ張られて、山県市もあそこも全部みたいな話になってしまわないかと思っています。

ただ、こうした議論は当然のことながら、御指摘のとおり、大きく皆さんの意見を聞いてからまとめろという意見と、みんな聞くと、早く具体的に出せと必ず両方が出てきますので、そういう意味では、まずは今岐阜県にとって、そしてこの岐阜市にとって活性化するための案として我々が出したものです。

これを議論する中で、外に向かってどれくらいにじみ出すかというのは、いろんな要望を含めて考えていき

たいと思っていますけれど、初めから岐阜圏域全体の話をしているつもりはありませんし、ただそれが岐阜圏域という言葉に引つ張られてしまうのであれば、今後はちよつと訂正したいというふうに思っております。

ただ、この岐阜圏域の中だけでも非常にいろんな議論がありますし、この議論というのは岐阜圏域で閉じるものではありません。もう既にありますように、ほかの圏域のほうからも、うちのほうでもというのは当然ありますので、ただそうした議論をするためにも、このコアたる部分においてのしっかりと議論をした上で、採算性も含め、いろんなニーズをどうやったら解決できるのか、これがある意味一つの大きな試金石になると思っておりますので、それを今回の調査予算を使い、そしてその中でどこまで広げたらいいのか、これも含めて今後いろんな議論を伺った上で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（小原 尚君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） 購入に対する支援といった点ですが、先ほど申し上げたように、限られた予算の中で、今回、教育委員会として考えているのは、低所得者の御家庭に対する支援については今後考えていく、来年度に向けて考えていくつもりでおりますので、一律に全ての御家庭にするのではなくて、そうした形の支援を今回は選択させていただいたというふうに御理解願えればと思います。

あわせて、一律のパソコンのとかタブレットの配付についても一つ申し上げますと、個々の生徒のタブレットに対するニーズが非常に異なるわけです。非常に高度なことをパソコンでやりたいというふうに、タブレットでやりたいと思っている生徒もいます。実際、昨年から個人パソコンの学校への持込みを許可しておりますが、多くの生徒が自分のものを持ってきています。その中には、現在貸与している Surface

りも高度なものを持つてきている、そうした生徒もおりますので、そうした生徒のタブレット、パソコンを使う柔軟性、そうしたのも今後私どもとしては視野に入れて今回の対応を取らせていただいたところです。

+++++

○議長（小原 尚君）　しばらく休憩いたします。

午後零時三十三分休憩

+++++

午後一時十五分再開

○副議長（高殿 尚君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

+++++

○副議長（高殿 尚君）　引き続き一般質問並びに議案に対する質疑を行います。二十二番 恩田佳幸君。

〔二十二番 恩田佳幸君登壇〕（拍手）

○二十二番（恩田佳幸君）　皆様、こんにちは。

議長から発言のお許しをいただきましたので、通告に沿って大きく四点について質問をさせていただきます。一点目は、今年度から新しく始まりました若者未来デザイン会議について、今後どのような方向性で取り組まれるのか、そして知事御自身の思いをぜひ聞かせていただきたいと思ひます。

八月六日に、私の母校であります岐阜県立岐阜総合学園高等学校で若者未来デザイン会議が開催され、見学をさせていただきました。

テーマは「知事に提案！ 私たちが変えてみせます、岐阜県の農業」。農業専門の高校ではない総合学園ではありますが、五つのグループでそれぞれ「農業と教育」「農業と移住」「農業と観光」「農業と企業連携」「農業と福祉」といったテーマで調査・研究が進められ、知事に向けて堂々とプレゼンを行っておられました。提案を例示しますと、「農業と移住」のグループでは、農村部の過疎化や高齢化といった課題に着目をし、都市部の皆さんが農業を田舎で始めやすい仕組みを提案されておりました。具体的には、地域ぐるみで農業体験ができる組織を設立し、地方に移住して農業を始めやすい環境を整えることで、同時に地方の過疎化を食い止めるという内容でありました。その組織や地元の方々が指導、支援を行うことで、体験後の自立もサポートをします。居住スペースや農地の貸出し、収入の一部還元など、経済的な不安を軽減する工夫も盛り込まれておりました。

一見すると実現が難しそうな提案にも思えますが、会議に出席された知事は、まさにアグリパーク構想です、地元の農家でないと農地を貸してもらえないという実態があり、その視点を持つことがすばらしいと評価をされておられました。若者の提案が政策の方向性と重なったということを実感できる場面でもありました。この会議を通じて、私が特に印象に残った点が三点あります。

まず一点目は、高校生の生き生きとした姿であります。高校生が知事に直接これまでの取組を発表するという貴重な機会を得て、自分たちで社会課題に向き合い、学び、考えたことを、県民から選ばれた代表であります知事にプレゼンをする。その経験が、生徒の皆さんの充実した表情に表れていました。知事からのコメントを受けて、自分たちの提案が社会で通用するという実感を持ち、次も頑張ろうと、次も挑戦しようという行動に移す。まさに心に刺さる意見交換だったと感じました。

二つ目は、若手職員の皆さんのやる気に満ちた姿であります。総合学園は農業高校ではありませんが、どうしてこのようなすばらしい提案ができたのかと伺ったところ、農政部の若手職員や広報課の職員の皆さんから農業の知識を教わったり、高校生と一緒に農業体験に取り組む機会があったからとのことでありました。若者と共に一つのことに取り組む中で、高校生の皆さんのモチベーションが上がり、やる気になる姿を間近で感じられたことは、職員の皆様にとっても貴重な経験であったのではないのでしょうか。

そして三点目は、若者の発案が県政に反映されると知事が発信された点であります。会議の最後に江崎知事は、本日皆さんからいただいたアイデアを政策にどのように反映したか、県として報告に来るので、皆さんの意見で社会が変わるんだということをぜひ実感してほしい、聞いて終わりではなく政策にする、それをぜひ実感していただきたいと生徒の皆さんに語られておられました。この言葉は若者にとつて大変励みになりますし、岐阜県をもっと好きになるきっかけにもなると思います。

今年度、総合学園以外にも朝日大学や県立東濃特別支援学校、岐南中学校でも同様の意見交換をされており、今後も数件実施する予定と伺っております。

若者の意見が県の政策に反映されると実感をしていただくことは、岐阜県に対して親しみや関心を持つきつ

かけにもなります。また、若者が社会課題を自分事として捉えることで、社会課題解決に向けて真剣に考え、主体的に行動に移す力にもつながります。

そこで、江崎知事にお伺いいたします。

若者未来デザイン会議は、若者が県政や社会課題の解決について考え、主体的に行動に移し、ふるさと岐阜をより一層大切にする大変貴重な機会と考えます。そこで、若者未来デザイン会議の今後の方向性についてお尋ねをいたします。

次に、健康経営についてお伺いをいたします。

近年、企業における健康経営の重要性が高まっております。従業員の健康を経営的な視点から捉え、戦略的に取り組むことで、企業の生産性の向上や人材の定着、さらには地域社会へのプラスの影響をもたらすもので、単なる福利厚生の一環にとどまらず、企業の持続的な成長や社会的信頼の獲得に直結する経営課題として注目がされております。

では、実際に健康経営がどのような成果を上げているのか、その効果を裏づける具体的なデータも近年多く示されるようになってまいりました。

例えば、経済産業省による「健康経営銘柄、健康経営優良法人における離職率」の委託調査では、健康経営銘柄に選定された企業の離職率は平均の五分の一であります。また、健康経営優良法人では二分の一以下という結果も示されています。

さらに、働く人々の意識にも変化が見られます。日本経済新聞社の働き方に関するアンケートによりますと、企業が健康経営に関して取り組んでいるかどうか、健康経営優良法人の認定を取得しているのかが就職

先を決める際の決め手になると回答した人は、六〇・四％に上りました。さらに、あなたが働く職場に望むものは何ですかとの調査に対して、五四・六％の方が心身の健康を保ちながら働けると回答をしております。このように、健康経営は企業の競争力を高めるだけでなく、働く人々の幸福度にも直結する重要な取組だと感じております。

現在、健康経営には国と都道府県がそれぞれ推進する制度があります。国におきましては、平成二十六年度から日本再興戦略・未来投資戦略に基づき、国民の健康寿命の延伸を目的とし、健康経営がスタートをいたしました。ポータルサイトによると、令和七年九月九日現在で国の健康経営優良法人二〇二五の認定を受けている県内企業数は、大規模法人部門と中小規模法人を合わせて四百九十九社になります。

岐阜県はといいますと、岐阜県健康経営推進事業が平成三十年度からスタートをいたしました。令和七年八月二十六日現在で千四百五十六社が宣言をしています。

しかしながら、多くの県内の企業の方々からは、国の健康経営優良法人の認定には膨大な資料が必要で中小企業にはハードルが高い、資料に見合う効果が実感できないといった声も多く寄せられております。もちろん提出資料の作成を通じて、企業の問題点や改善点、効率的な健康経営の見直しにはつながると思いますが、県で実施する健康経営推進事業は国よりも手続が簡素で実効性が高く、企業や従業員、そして社会全体にとって効果が実感しやすい仕組みであるべきと考えます。また、そのように変えていくべきだとも思います。

こうした県の取組をさらに発展させていくためには、今後の方向性や目標を明確に示すことが重要であります。何年後にどの程度、優良企業を誕生させ、優良企業が増えたことにより、それが社会にどのようなプラスのインパクトを与えていくのか、県のヘルスプランぎふ21に示していくべきと考えます。

こうした将来を描く上で、まずは現在の健康経営の取組内容を改めて整理する必要があります。健康経営の取組の中で、健診の受診促進や健康教室の普及、食生活や栄養の改善、スポーツの推進、たばこやアルコール対策など、身体的な健康への支援は充実しており、すばらしいものばかりであります。

しかし、私は身体の健康と同様に、心の健康にもっと目を向ける必要があると感じております。ストレスやメンタルヘルスに関するデータは非常に多く、探せば切りはありませんが、ここで一部を御紹介させていただきます。

厚生労働省の労働安全衛生調査によると、過去一年間のメンタルヘルス不調により退職した労働者がいた事業所は五・九%に上り、また「仕事や職業生活に関して強いストレスになっていると感じる事柄がある」と答えた労働者は八二・二%に達しています。さらに、東証プライム市場に上場する人材業界の大手企業であるエン・ジャパンの本当の退職理由調査では、本音の退職理由の一位が「人間関係が悪い」四六%であり、ストレスや職場環境が離職の大きな要因となっていることが明らかになっております。

また、別の研究になりますが、産業医科大学の研究では、メンタル不調による経済的損失は年間七・六兆円に達し、日本のGDPの一・一%に相当すると試算も示されております。

そこで、私はこうした課題に対し、心身の健康に寄与するリトリートの導入を提案したいと思えます。リトリートとは、忙しく過ごす日常生活から一時的に離れ、心身をリフレッシュして自分と向き合う時間の過ごし方を指します。例えばヨガであったり、森林浴、サウナ、瞑想、ファスティングで毒素の排出など様々な手法があり、日常の喧騒からあえて距離を取ること、心と体の状態をリセットするために有効な手段としてエビデンスも整いつつあります。

例えば、サウナであれば自律神経ケアやメンタルヘルスケア等の効果があり、森林浴であれば抑うつ症状の改善やストレスホルモンの短期的な減少など効果が報告をされております。

既に岐阜県健康づくり優良活動表彰を受けられた一部の企業でも、このリトリートの導入が始まっており、実際に活用された方々の声を伺いますと、大変好評でありました。心の健康に何が効果があるのかというのは個人で大きな差がありますし、日常生活の中では気づきにくいものがあります。だからこそ、県がその有効性を示し、健康経営事業にリトリートを導入することで、心身ともに健康を目指す取組を広く浸透させるべきだと考えます。岐阜県の企業で働けば心も体も健康になるという認識が広がれば、県内企業が選ばれる理由の一つにもなります。

さらに、健康経営の取組をより多くの企業、従業員に継続的に実施していただくためには、楽しみながら主体的に参加できる仕組みが必要です。例えば、岐阜県健康・スポーツポイント事業のように、健康づくり活動に参加することによりポイントを付与する制度を導入することで、行動のきっかけや継続の動機づけになるスキームにしてはどうかと提案をさせていただきます。誰もが心身ともに健康の重要性を理解しています、なかなか行動に移せない、あるいは継続的に取り組むことが困難、苦痛さを感じることはあります。だからこそ、楽しみながら取り組める仕組みを整えることが健康経営の普及と定着には欠かせません。

長々と説明をさせていただきましたが、簡潔に申し上げますと、一点目には、健康経営において主体的に楽しみながら参加していただくこと、二つ目は、その効果が実感できること、そして最後に、企業や個人への効果のみならず、岐阜県健康経営推進事業を通じて社会全体にプラスの影響をもたらすこと、この三点を重視した事業展開が必要だと思えます。

そこで、健康福祉部長にお尋ねをいたします。心身の健康に寄与するリトリートの導入を含めたさらなる健康経営の普及、宣言企業の継続的かつ主体的な参画の促進に向けた岐阜県健康経営推進事業の今後の取組についてお尋ねをいたします。

分割の一回目をこれで終わらせていただきます。

知事、若者が次の挑戦につながるような前向きな御答弁、きつといただけるとは思いますけれども、期待しております。よろしくお願いします。

○副議長（高殿 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 御質問ありがとうございます。

それから、せんだつての会に御参加いただきまして誠にありがとうございます。

私には、若者未来デザイン会議の今後の方向性についてお尋ねをいただきました。

岐阜県では、これまでも若者の意見やアイデアを施策の参考にするため、ガヤガヤ会議などを通じて県職員が若者と意見交換を行う機会を設けてまいりました。しかしながら、こうした意見交換の機会を単に県民の意見を聞くだけで終わらせるのではなく、明確に政策として実現させるということに意義があるとの考えから、今年度から若者未来デザイン会議をスタートさせるところでございます。

未来デザイン会議では、未来を担う若者から社会課題に対する政策などの提案を私が直接受け取るとともに、活発な意見交換をさせていただいており、これまでに四回実施してまいりました。

まさに議員にご視察いただきました岐阜県総合学園高校の会議では、学校側が探究学習の課題として農業

を設定し、そこに農政部の職員が足を運び、課題を投げかけるとともに、実際に農業体験する機会を設けることで、生徒の皆さんが自分事として捉え、しっかりと地に足のついた若者らしい提案につながったものと考えております。

この中に、昨日国枝議員から御質問をいただきました、まさにアグリパークの提案があったところでございます。これらは、今年度県が策定いたします新たな農業の基本計画に施策として反映してまいりたいと考えております。

また、先週は岐南町立岐南中学校の生徒さんたちから「いじめを生まない環境づくり」というテーマで意見交換をさせていただきました。彼らからは、いじめを生まない社会をつくるためには、人と人がつながることが重要であるということに気づき、その活動を地域に広げ、園児や高齢者などとの交流を進めておられます。さらに、いじめを生まない社会の根幹に、やはり発信と交流が重要である、それを県全体に展開するための施策を私に提案していただいたところでございます。

まさに中学生の生徒さんたちがいろいろ考えて、周りの人々が幸せになるための方法を考えて、自ら行動し、こうした結論にたどり着かれたことに大変私自身感激をいたしました。これらの提案についても、教育委員会と連携しながら、具体的な施策へ反映できるよう検討を進めてまいります。

今年度の若者未来デザイン会議でございますけれども、今後十月に、今月でございますけれども、坂祝町立坂祝中学校と、そして十二月には県内企業の、今度は学校ではなくて、若手社会人で構成されます岐阜県創生研鑽会の皆様と開催する予定となっております。会議に参加いただく皆様は、既に現状の課題と未来に向けた提案について真剣に検討していただいていると伺っております。

こうした若い方々の熱心な取組に触れるとともに、いただいた意見や提案につきまして可能な限り県の政策に反映することで、より県政にじかに関わり、自分たちの意見で未来を変えられるという実感を得ることにつながる機会にしてまいりたいと考えております。

○副議長（高殿 尚君） 健康福祉部長 中西浩之君。

〔健康福祉部長 中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君） リトリートの導入を含めた健康経営の普及と岐阜県健康経営推進事業の今後の取組につきましてお尋ねがございました。

健康経営を進めていくに当たりまして、従業員が心身ともにリフレッシュできる機会を創出することは、効果的な取組であるというふうに考えております。

そこで、岐阜県健康経営宣言企業に求める具体的な取組といたしまして、リトリートを含む従業員の心身の健康に寄与する取組を新たに追加し、その定着を図ってまいります。

また、宣言企業に対しまして、県民の自主的な健康づくりへのインセンティブ制度である岐阜県健康・スポーツポイント事業を従業員に利用してもらうよう働きかけ、健康経営と健康・スポーツポイントの相乗効果を図ってまいります。

さらに、宣言企業のうち、他の模範となる優れた取組を実践する企業を、二〇一九年の制度創設以降六年間で計二十六社表彰してまいりました。今後十年間でさらに百社程度増やすことを目指していきたいと思っております。そのために、職場環境づくりを主体的に担うリーダーの養成研修を実施するほか、表彰企業の優良事例を広く周知することで、他の企業への浸透を図ってまいります。

○副議長（高殿 尚君） 二十二番 恩田佳幸君。

〔二十二番 恩田佳幸君登壇〕

○二十二番（恩田佳幸君） それぞれ御答弁いただきまして、ありがとうございます。

次に、ネット依存・ゲーム障害について伺いをさせていただきます。

ネット依存・ゲーム障害は、現代社会において深刻な課題の一つであり、特に成長過程にある子供たちにとっては、心身の健康や学習、生活習慣など大きな影響を及ぼす可能性があります。WHOがICD-11において「ゲーム障害」を正式に疾病分類に加えたことから、この問題が国際的にも注目されていることが明らかになっております。

私は、この課題に対して平成三十年九月議会及び令和二年三月議会において取上げをさせていただいております。その後、平成三十年度には、情報モラル調査の中で中高生のネット依存傾向の調査を始めていただき、令和三年度の調査からは小学生にまで調査を拡充していただいております。教育長をはじめ、学校関係者の皆様には心から感謝を申し上げます。また、さらに令和四年度からはネット依存やゲーム障害の治療に関する取組も開始していただいております。また第四次・第五次岐阜県青少年健全育成計画には、ネット依存への対策が明記され、専門機関の紹介や家族教室の開催など、治療支援につなげる取組が進められています。

これまでの対策は、いずれも方向性としては非常に適切であり、特に自然体験活動や認知行動療法を取り入れた宿泊型キャンプでは、生活習慣の回復や行動改善を促すなど確かな成果が確認されております。

文部科学省の調査では、日常生活、保護者との関係、心の状態などにおいて八〇%以上の改善が確認され、一年から三年後も継続的な効果が維持されていることが報告されていることから、キャンプの前後でネット

依存リスク低下の効果があつた割合は非常に高く、確実に効果がある取組だとも感じました。

これらは、県の取組が一定の成果を上げていることを示すものであり、今後の施策展開においても継続、発展させるべき方向性だとも考えます。

しかしながら、こうした取組を進めていただいている一方で、ネット依存傾向にある児童・生徒の割合は年々増加しています。令和六年度の情報モラル調査では、小学生で二六％、中学生で二七・八％、高校生で二八・五％に達しています。また、ネット依存の可能性が高い生徒の割合は、小学生が一八・七％、中学生が一四・七％、高校生が一六・七％と、平成三十年度のデータのある中学生と高校生については、平成三十年度と比較して倍近く増加している状況であります。

こうした状況を踏まえると、次に問われるのは、施策の成果を客観的に評価できる仕組みが求められます。第五次岐阜県青少年健全育成計画には、依存傾向の児童・生徒をどの程度減少させていくのかといった数値目標が示されてはいません。本来、数値目標を定めて、いつまでに、どの施策で減少させていくのかといったアジェンダを示すべきですが、計画が策定されたばかりであることを踏まえると、まずは施策の進捗状況を具体的に管理し、必要に応じて見直しを図ることが重要であると考えます。

加えて、実際の取組の広がりにも課題が見受けられます。対策の実施規模が小さく、対象となる児童・生徒に対して参加者が少な過ぎる状況にあります。開催場所や回数も限られており、海外企業のようにデジタルデトックスを義務化するなど、参加しやすい環境が整っている事例と比べると大きな差があると感じています。

また、家庭での対策の脆弱さにも大きな課題があります。子供たちの変化を最も身近に感じ取るのは家庭であります。ネット依存に関する相談件数の少なさからも、家庭内での対応が十分進んでいないことがうかが

えます。親子でネットやゲームの使い方、生活習慣、依存症の危険性について理解を深め、適切に対応していくための支援が求められます。

学校現場においても、児童・生徒の変化を早期に察知し、支援につなげる体制の整備が必要です。子供たちが最も長く時間を過ごす学校では、早期発見・早期対応の観点からも重要であり、今後の施策において重点的に取り組むべき分野であります。

さらに、治療への動線の整備も欠かせません。精神保健福祉センターへの相談件数や医療機関への通院例が小中高生では非常に少なく、依存傾向が高くても治療に結びついていない現状があります。必要な支援に早期にアクセスできるよう、治療につなげる体制の強化が急務であります。

ここまで問題ばかりを強調してまいりましたが、インターネットやゲームそのものを否定するものではありません。むしろ、私たちの日常生活においてインターネットを活用しないことなどはもはや考えられないですし、ネット環境に柔軟かつ適切に対応し使いこなす力は、社会的にも不可欠なスキルとなっております。こうした背景を踏まえると、ネットの適切な活用を促す取組は、単なる依存症対策にとどまらず、子供たちの将来の可能性を広げる意味でも重要になってまいります。

そこで、子ども・女性部長に二点お尋ねをいたします。

ネット依存・ゲーム障害は、WHOによるICD-11に指定を受ける大きな社会課題であります。ネット依存対策を着実に進めていくためには、第五次岐阜県青少年健全育成計画に示された施策の進捗を具体的に管理し、必要に応じて対策の見直しを行いながら進めていくことが必要と考えますが、県のお考えをお尋ねいたします。

また、家庭でのネットやゲームの適切な使用方法、生活習慣、依存症の危険性を親子で認識し、適切に対応していくことが不可欠であります。家庭での適切な対策の推進についてお尋ねいたします。

次に、教育長にお尋ねをいたします。子供たちの変化を認識して対策や治療に結びつけていくため、学校での対策も必要となります。児童・生徒における依存症対策、並びに早期の治療につなげていく学校現場での対策の推進についてお尋ねをいたします。

最後に、健康福祉部長にお尋ねをいたします。ネット依存・ゲーム障害傾向の高い児童・生徒が増加する中で、治療に結びつくケースが限定的であります。小中高生年代から早期治療につなげる対策の推進についてお尋ねをいたします。

最後の質問に入らせていただきます。最後は、親子関係の再構築について伺います。

これまで親子関係の再構築についても、二度この議会で提案をさせていただいております。令和四年六月の児童福祉法の改正により、都道府県による親子関係の再構築支援の推進が制度的に位置づけられ、岐阜県では令和六年度から親子再統合支援事業が始まりました。令和七年三月には、岐阜県社会的養育推進行動計画に具体的な取組も明記し、施策が動き出したところでもあります。

親子関係の再構築とは、虐待等により傷ついた親子関係の再構築を図るため、子供や親、家族、親族等に対して行われる重層的、複合的、継続的な支援を行うものであります。特に手厚い支援が必要なのは、保護者に監護させることが適切でないと認められ、家庭で安全かつ適切に育てることが難しい子供たちで、令和六年三月時点で支援を必要とする要保護児童は、県内に五百十五名お見えます。

子供たちは、子ども相談センターに保護された後、まずは安全を確保するため一時保護所などで生活を始め

ます。その後、児童養護施設や乳児院などで専門職員の支援を受けながら過ごすことになりますが、家庭環境の改善が見込まれる場合には、親や家族への支援を行い、子供が再び家庭で安心して暮らせるようサポートが続けられます。家庭環境によつては、里親やファミリーホームといった家庭的な環境で生活を選択することもあります。こうした過程では、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職による生活支援や心理的なケアも提供され、子供一人一人の状況に合わせて将来の選択肢が広がるよう支援が行われます。

令和六年度より、親子再統合支援事業として、子ども相談センター職員の専門的な知識とスキルの向上に努めるための研修や、専任職員・専門チームなどの配置など、支援体制の整備が進められており、また社会的養育推進行動計画では、親子関係再構築支援事業による各種支援の実施件数を令和十一年度には三百二十件と指標を設定しております。

一方、国の児童福祉法の改正や新しい社会的養育ビジョンでは、家庭での養育が困難な場合には、家庭と同様の環境で生活できるよう、里親等への委託を推進する方針が示されています。これに伴い、本県でも里親委託の推進を強化され、代替養育の環境整備が進んできました。里親については、代替養育を必要とする子供たちの数の推計を示し、目標値を定め取り組んできたことで成果が現れつつあります。

その結果、里親委託率は平成二十六年の九・二％から令和六年には一八％へと倍増しております。全国平均からは低いものの、三歳未満の里親委託率も五〇％と大きく伸び、家庭に近い環境で生活できる体制が整いつつあります。

こうした代替養育の充実が進む中で、しっかりと目を向けていかなければならないところは、子供たちの本来の居場所はどこなのかということです。もちろん家庭への復帰、すなわち親子関係の再構築でありま

す。代替養育が必要な子供たちに安全な環境を提供することは重要ですが、同時に家庭環境が改善された場合には、子供が親元での生活を再開できるよう支援することは社会的養育の重要な柱であると考えます。家庭環境を改善し、子供自身が親元での生活を希望し、かつ安全・安定的な養育環境が整った場合に、子供が家庭に戻って生活を再開する、この親子関係の再構築こそが、目指すべき支援のゴールではないかと考えます。

要支援家庭の中には、親子の信頼関係や心のつながりを築くことが難しい場合もあります。また、親が子育てに強い不安やストレスを抱えている、家族の協力が得られないなどの複雑な課題を抱える場合もあります。

こうした背景を踏まえると、県として、子供が希望する未来を実現するため、個別の事情に寄り添い、親子関係再構築に向けた具体的な取組方針を描き、現場のニーズに即した具体的な支援策を着実に進めていくことが不可欠だと考えます。

児童福祉法における家庭的養育優先原則においては、まずは実の親、親族による養育が基本とされ、それが困難な場合は里親、ファミリーホームなどの代替的な養育環境とされており、親子関係再構築を希望する全ての子供たちに、希望する未来をつくっていくのは私たち社会全体の責務であります。また、子供たちに我慢させる必要も、寂しい思いをさせる必要もありません。措置期間が三年以上を超えると、実の親または親族への家庭復帰率は急激に減少しますし、子供たちの心理的な負担も大変大きくなります。

そこで、子ども・女性部長にお伺いいたします。家庭養育優先の原則に基づき、希望する全ての子供が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、子供と保護者への支援を最優先で取り組むことが県の責務であります。親子関係再構築について、支援を求めている方々のニーズをしつかりと把握し、子供たちの希望をかなえる親子関係の再構築に取り組むべきと考えますが、今後の具体的な取組方針と支援策についてお尋ねをい

たします。

いろいろな長々と説明をしましたが、ぜひこうした五百十五名の子供たちが、希望が持てるような未来を描いていただけるような御答弁をいただければと思います。

長い時間になりましたけど、御清聴いただきましてありがとうございます。

(拍手)

○副議長（高殿 尚君） 子ども・女性部長 片桐伸一君。

〔子ども・女性部長 片桐伸一君登壇〕

○子ども・女性部長（片桐伸一君） 三点御質問をいただきました。

初めに、ネット依存・ゲーム障害への対策のうち、施策の進捗管理と見直しについてお答えをいたします。インターネットは、非常に便利で日常生活に不可欠なものとなっている一方で、青少年が過剰な利用や依存に陥る危険性が高いことから、その未然防止は県として重要な課題として捉えております。

このため、本年三月に策定した第五次岐阜県青少年健全育成計画において、安全・安心なインターネットの利用の促進を基本施策の一つとして掲げ、携帯電話の販売店等を通じたフィルタリング利用の促進や、県教育委員会と連携し、青少年自身がネットを適切に利用できるようにするための啓発活動などを実施しております。今後もしこうした取組を着実に実施するためには、第五次計画に掲げた関係施策や数値目標の達成状況を丁寧に確認していくことが重要であると考えております。特にネット依存対策においては、県教育委員会や国が実施する最新のネット利用状況の調査結果や、県が実施する青少年への情報モラル教育などの実施状況を取りまとめ、毎年度県青少年育成審議会において検証し、必要な対策の見直しを行ってまいります。

次に、家庭における対策の推進についてお答えをいたします。

県では、平成二十一年に民間事業者、学校、関係団体で構成するネット安全・安心ぎふコンソーシアムを設立し、インターネットの危険性や家庭におけるルールづくりなどを親子で学ぶチラシを配布するなど、啓発活動を実施しているところでございます。

一方、令和六年度の国の調査では、八歳以上の青少年の九割以上がインターネットを利用し、高校生では三割以上が一日七時間以上利用している中、子供と保護者が共にインターネットの適切な利用について改めて考える取組が必要と認識しております。

そのため、まず子供に向けた取組については、これまでのチラシによる啓発に加え、遊びながら情報モラルを学ぶことができる情報モラルかるたを活用した取組について、実施回数を昨年度よりも増やすとともに、新たに親子行事での出前講座を実施いたします。また、保護者に向けた取組については、家庭での適切なインターネット利用に関するルールづくりなどを学ぶ講演会を開催するなど、家庭における健全なインターネット利用に向けた取組を推進してまいります。

最後に、親子関係再構築に向けた具体的な取組方針と支援策についてお答えをいたします。

県では、本年三月に策定した社会的養育推進行動計画において、親子関係再構築の支援を子供にとって最善を図る施策の一つとして位置づけました。その上で、県の子ども相談センターの対応力の強化と地域連携による支援体制の強化を取組方針として事業を進めることとしております。

具体的には、従来の支援方法は保護者への指導を中心としたものでしたが、親子と共に子供の安全を築く方法を考えるという新たな方法を導入し、親子関係の状況に応じて最適な支援を行うことができるよう、対応力

の強化を図ってまいります。このため、現在導入に向けて外部講師による実践的な研修を行っているところで
す。また、これまで市町村が対応に苦慮していた家庭に対し、専門性の高い民間相談機関が支援する仕組みを
新たに構築し、地域連携による支援体制の強化を図ったところです。

今後、親子関係に課題を抱える全ての子供の希望を尊重し、親子関係の再構築に向けた支援に取り組んで
まいります。

○副議長（高殿 尚君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） 学校現場におけるネット依存・ゲーム障害への対策の推進についてお答えをいたしま
す。

ネット依存やゲーム障害は、子供の成長に与える影響が大きいことから、早期把握と早期対応が重要である
と考えております。

県教育委員会では、現在、児童・生徒や保護者に対し、ネット依存に関する啓発資料を配付して注意喚起を
図るとともに、依存傾向を知ることができる自己点検の実施を促しているところです。

また、教職員は、児童・生徒の睡眠不足による生活リズムの乱れ、集中力や学習意欲の低下などの行動の変
化や、視力低下などの心身の変調に気づいた場合には、ネット依存の可能性も念頭に置きながら、保護者と相
談の上、必要に応じて各学校に配置しているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等と連携
し、速やかに医療機関等につなげるように努めているところです。

さらに、来年度は教職員がネット依存に関する理解をより深め、意識を高める研修も実施してまいります。

○副議長（高殿 尚君） 健康福祉部長 中西浩之君。

〔健康福祉部長 中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君） 私からは、四点目の早期治療につなげる対策の推進についてお答え申し上げます。

ネット依存・ゲーム障害の早期治療につなげていくためには、当事者や保護者をはじめとした関係者の方々がいち早く気づき、相談していただくことができるような体制づくりが重要だと考えております。

現在、県精神保健福祉センターにおける臨床心理士による依存症の専門相談に加え、依存症治療拠点機関である各務原病院において治療プログラムを令和四年度から提供しております。

今後は、当事者や関係者の方々から治療に係る相談を受けた際、医療関係者が依存症治療拠点機関へ確実につなぐことを目的とした研修会を開催するとともに、生活リズムが乱れる冬休み明けに、新たにウェブ広告にて早期治療を促す広報を行ってまいります。

あわせて、新たにホームページ上にネット依存やゲーム障害に関するセルフチェックを掲示し、早期発見につながる取組を進めるほか、県精神保健福祉センターへの来所ができない方々のために、新たに県内各地出張相談会を開催するなど、取組をさらに一層進めてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 三十七番 渡辺嘉山君。

〔三十七番 渡辺嘉山君登壇〕（拍手）

○三十七番（渡辺嘉山君） ただいま議長より発言のお許しをいただきました。

質問の前に、私からも一言申し上げたいと存じます。

県政自民クラブの玉田和浩先生が御逝去されました。私は当選する前から、そしてもちろん当選してからも、おい、どうや。元氣か。やつとるかといつも声をかけていただいております。そして、県都岐阜市の県議団の要役、中心として活躍されてこられました。本当にお亡くなりになったことが残念でなりません。心からお悔やみを申し上げますとともに、これまでの御指導、そしてまた御活躍をこの場をお借りしてお礼を申し上げます。たいと存じます。

では、通告に従いまして、二項目について質問させていただきます。

まず初めに、高温の影響を受ける農家への支援について、農政部長にお伺いします。

今年の夏、日本列島はかつてないほどの猛暑に見舞われました。気象庁の発表によれば、六月から八月の平均気温は平年より二・三六度も高く、統計開始以来、最も暑い夏だったとのことです。全国百五十三地点のうち百三十二地点で歴代最高気温を記録し、猛暑日三十五度以上を観測した地点数は積算で九千三百八十五地点に達しています。これは昨年の記録をさらに上回るもので、三年連続で過去最高を更新する異常事態です。

岐阜県内でもその影響は顕著で、岐阜市では八月末までの猛暑日が四十四日と過去最多を更新しました。また、多治見市や美濃市では三九・六度と四十度近い日もあり、まさに酷暑と呼ぶにふさわしい状況でした。

この夏は、天気予報で災害級の危険な暑さという言葉がほぼ毎日のように使われ、日中の外出を控えるように呼びかけがなされたほどです。この先、こうした危険な暑さがもはや異常ではなく、夏の普通になっていくのかもしれない。

このような異常な高温による農業への影響は深刻です。品目によって差があるものの、農作物はそれぞれ生育に適した温度の範囲というものががあります。その範囲内であれば正常に育つものの、三十五度を超える高温

が連日続くなど適した温度の範囲を超えることが続く、光合成や呼吸のバランスが崩れ、生育が停滞し、品質も著しく低下すると言われています。これを高温障害というそうです。

異常な高温による農作物への影響は全国各地で発生しています。トマトやナスなどの果菜類では、強い日差しと高温によって実が焼けたり、受粉がうまくいかず実がつかなかったりする問題が起きています。被害が大きい農家では、水不足もあり、木ごと枯れてしまった事例もあつたようです。

また、北海道では、猛暑の影響でジャガイモの生育に影響が出て、収穫量が減ったり、規格外が多数発生してしまつたりしていると聞きます。ブドウやサクランボといった果樹では、実の甘さが増した一方、日焼けや着色不良も発生しています。

では、岐阜県内ではどうかというと、特に平野部を中心にコシヒカリ等の品種において白未熟粒の発生が増え、米の品質が低下するということが起こりました。イチゴでは、八月の異常な高温で花になる芽をつける時期が遅れ、出荷開始時期が遅くなる見込みです。また、柿や梨では日焼けや着色不良が目立ち、ホウレンソウでも葉焼けや生育不良が報告されています。

昨年のことになりますが、ハスモンヨトウなどの害虫が大量発生し、大豆や野菜、果樹への被害が拡大するということも起こりました。今年は害虫の発生が去年に比べると少なかったようですが、高温による作物の生育不良と害虫の被害という二重の打撃が農家の経営に深刻な影響を及ぼしており、対策の必要性が高まっています。

少し前のものになりますが、令和二年度に岐阜県気候変動適応センターが行つた研究では、気温上昇により着色不良が増え、これまで柿の栽培に適していた地域が将来的には栽培困難になる可能性も示されています。

このようなこれまで栽培を行ってきたものが栽培できなくなるといった状況は、柿だけに限ったことではありません。近い将来、県の主要農産物が変わっていかざるを得ないのではないかと思うところです。

また、夏場の異常な高温は、働く人にとっても大きな問題です。岐阜市では朝から三十度を超えるような日も多く、夜間に二十五度を下回ることもほとんどありませんでした。皆様、十分に熱中症対策に取り組まれていることと思いますが、それでも体にかかる負担は大きいものがあり、暑さをしのぎ、快適に作業ができるような工夫が必要になっています。

このまま農業への影響が拡大していけば、農家の収入減少や離農が進み、地域の農業基盤が揺らぎかねません。今後も、温暖化の進行により高温リスクは今後さらに高まると予測されており、今夏のような異常な高温を前提に農家の皆さんが安心して農業を続けられるよう、県として支援していく必要があります。重要になってきています。

例えば、高温に強い品種や品目への切替えを進めていくことが考えられます。品種転換には時間とコストがかかることから、特に行政の支援が求められていると思います。また、遮光ネットやかん水設備など、暑さ対策に役立つ資材の導入を後押しすることも必要です。暑さ対策を行うことで、作物の品質や収量を守ることにつながります。病害虫の発生も増えている中で、現場での技術指導や防除の支援も農家の方々にとって心強いものになるはずです。

農業は地域の暮らしを支える大切な産業です。気候変動という大きな課題に直面する中で、農家の皆さんが未来に希望を持てるような支援策を県としてしっかりと講じていくことが必要であると思います。

そこで、農政部長にお伺いします。高温の影響を受ける農家への支援について今後どのように取り組んでい

かれるのか、お聞かせください。

次に、小規模事業者パワーアップ応援補助金「働いてもらい方改革枠」の現状について、商工労働部長にお伺いします。

昨日の水野吉近議員の中小企業・小規模事業者支援の答弁で知事が多く述べられましたが、最低賃金が年々上がっていく中で、小規模事業者の工賃は同じように上がっていない状況もあり、私のところにも事業者の悲痛な声もありましたので、切り口を変えて質問をいたします。

近年、全国的に賃上げの流れが加速しています。日本労働組合総連合会（連合）の発表によりますと、二〇二五年の賃上げ率は平均五・二五％、一万六千三百五十六円と、一九九一年以来、三十三年ぶりに五％超えであった二〇二四年を上回りました。三百人未満の中小組合において四・六五％、一万二千三百六十一円と、これも前年を上回る賃上げ率となっています。

岐阜県は十月十八日から最低賃金は時給千六十五円に引き上げられることが決定しており、これは過去最大の引上げ額です。県内では、推計九万千人以上の賃金の引上げが必要になる見込みであり、地域経済や雇用環境に大きな影響が与えられることが予測されます。

政府は、今年六月に閣議決定した新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画二〇二五年改訂版において、二〇二九年度までに、五年間で日本経済全体で実質賃金年一％の上昇、すなわち持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年一％程度上回る賃金上昇をノルム、これが当たり前として定着させる。この賃上げのノルム定着のため、中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備等に取り組むと政策の方向性を示しています。最低賃金についても、二〇二〇年代に全国平均千五百円という目標を掲げ、この達成に

取り組みとしており、今後も賃上げの流れが続くと見込まれます。

しかし、こうした賃上げの流れに対応していくには、小規模事業者にとって大変厳しいことであると聞いています。昨今の国際情勢の変化、円安の影響による原材料費やエネルギーコストの高騰、慢性的な人手不足など、県内小規模事業者にとって厳しい経営環境が続いています。

支援者の小規模事業者のお話で、最低賃金がどんどん上がっていく中で我々の工賃は上がっていない。人手不足も深刻化しており、賃上げを行わないと人手を確保できないが、賃上げ分を価格転嫁できない。このところの賃上げが経営を圧迫している。将来的には廃業も考えなければならぬとおっしゃっておられました。その一方で、労働者からは、賃上げが実質賃金の上昇に迫っていないことから、さらなる賃上げや働きやすい環境整備を求める声が上がっています。

これまでも、多くの事業者が稼ぐ力の強化に向けて業態転換や販路開拓に取り組んできておられますが、働きやすい環境を整備するためには資金的なハードルがあり、なかなか設備投資や制度導入を進めにくいという現状があるようです。

こうした課題に対応するため、県は令和六年度から小規模事業者パワーアップ応援補助金を設け、商工会・商工会議所と連携して、持続的な賃上げにもつながる稼ぐ力の強化に向けた事業規模拡大や業態転換などの取組を支援してきました。

このうち、今年度新設された働いてもらい方改革枠は、子育て中の方、高齢者、障がいのある方など、就労時間に制限がある方が働きやすいマイクロワーク（超短時間勤務）、従業員が仕事の始まりと終わりの時間を決定できるフレックスタイム、複数人で仕事を分担する業務の切り分けと多能工化、在宅勤務などの働く環境

づくりの支援を目的としています。

江崎知事は、以前より九時―五時が前提で、できれば残業ができる人という募集の仕方をするから人が集まらないだけで、短時間で働きたい人が働ける仕組みをつくれれば人手不足は解消する。社会全体がそういった方々に働く場所を提供していないと発言されています。また、働いてもらい方改革が実現することにより、人手不足が解消するとともに生産性上がる、そして働く人にとっての可処分所得・世帯収入が増えるというモデルを岐阜県から進めていきたいとの考えも示されています。

こうした考えに基づき、県内企業の取組を進めるための参考事例として、六月に働いてもらい方改革に関する優良事例集の第一弾が、先月十日には第二弾が発表されました。

小規模事業者パワーアップ応援補助金の働いてもらい方改革枠は、知事のこうした働く環境を変えんというお考えに基づいて設定されたものと思います。しかしながら、この働いてもらい方改革枠は今年始まったばかりであり、補助事業の目的や補助対象事業がどういったものなのか浸透していくにはまだまだ時間がかかると感じています。今後も事業を継続し、より多くの事業者が新たな働く環境づくりに取り組んでもらえるようにしていただきたいと思います。

そこで、商工労働部長にお伺いします。今年度新たに創設した小規模事業者パワーアップ応援補助金の働いてもらい方改革枠の現状についてお聞かせください。

以上で質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

(拍手)

○副議長（高殿 尚君） 農政部長 堀 智考君。

〔農政部長 堀 智考君登壇〕

○農政部長（堀 智考君） 高温による影響を受ける農家への支援についてお答えいたします。

常態化した高温への対応については、短期的取組と中長期的取組の両面で対策を進める必要があると考えております。

短期的には、水稻では高温に耐性を持つ県育成品種「清流のめぐみ」などを本年度中に県の奨励品種へ採用し、品種転換を促進してまいります。また、園芸ハウスや畜舎内の温度を下げるための遮熱資材や、農家の身体的な負担を軽減するファン付ベストなどの導入を支援してまいります。

中長期的には、水稻や野菜、果樹では温暖化に適応する品種の育成及び選定、またイチゴでは高温による生育の遅れを回避する栽培技術の開発を進めてまいります。さらに、一回の田植で二回収穫する水稻の再生二期作や収量が安定しない夏場の収穫を避けた夏秋トマトの二期作、亜熱帯性のアボカドなど、新たな品目の導入試験といった高温を逆手に取った対策などにも取り組んでまいります。これらの取組を推進することにより、出荷量及び品質の安定化とそれによる農家の所得向上を図ってまいります。

○副議長（高殿 尚君） 商工労働部長 小島光則君。

〔商工労働部長 小島光則君登壇〕

○商工労働部長（小島光則君） 本県の小規模事業者パワーアップ応援補助金「働いてもらい方改革枠」の現状についてお答えします。

今年度、パワーアップ応援補助金に新設しました働いてもらい方改革枠は、県内事業者が事業拡大、業態転換に取り組み、これまでフルタイム勤務が難しかった若者や子育て中の方、障がいを持つ方などが働きやすい

環境づくりに対して、補助額や補助率をかさ上げして支援しております。具体的には、在宅勤務用の出退勤管理システムやＩＴ機器の導入、女性従業員用の休憩室設置やトイレのバリアフリー改修など、申請も二百五十六件に上り、多くの事業者にも働いてもらい方改革を実践していただいていることを実感しております。

実際に事業者からは、業務細分化に取り組むきっかけになった、新規事業への挑戦を後押ししてもらえた、自社の課題を整理できたといった声をいただいております。また、商工会議所の経営支援員からは、働いてもらい方改革をさらに進め、事業者の人手不足解消を支援したいなど、支援継続を望む声も多くいただいております。

今後とも関係者の声を丁寧に向いながら、中小企業・小規模事業者の働きやすい環境整備と生産性向上を支援してまいります。

○副議長（高殿 尚君） 十五番 森 益基君。

〔十五番 森 益基君登壇〕（拍手）

○十五番（森 益基君） 今回の議席変更で、これまで十番であったものが五つ昇格をいたしまして、十五番になりました森 益基です。どうぞよろしくお願いいたします。

改めて、議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回は、山林、木育、東濃ヒノキ、そして重症熱性血小板減少症候群の四項目について、知事はじめ関係部長にお伺いをしてまいります。

まず初めに、所有者や境界が不明な山林を取得・整理して集約できる制度の確立のための施策について、知事にお伺いをしてまいります。

今から二か月前の八月四日、長野県 阿部守一知事と岐阜県 江崎知事との懇談会が長野県木曾町で開催されました。新聞報道によれば、両県にまたがる御嶽山登山の安全対策をはじめ、リニア中央新幹線開業を見越した道路整備や広域観光の推進など、共通する課題について様々な意見交換がなされたとのこと。記事では、中部縦貫自動車道の早期開通、木曾川右岸道路中津川田立線県境部の早期整備、馬籠宿から妻籠宿のサムライロードのブランド化など、広域観光の推進や森林資源の活用などについて言及されたとありました。

また、江崎知事が発言された、所有者や境界が不明な山林を取得・整理して集約できる制度確立のための施策について、両県をはじめ全国的な共通課題でもあり、今後は国に強く働きかけをしていくとありました。

令和六年十二月に発表された林野庁森林集積推進室の資料によれば、最後の登記から五十年以上経過しているような長年登記されていない森林の割合は三二・三％。ちなみに田畑は二三・五％、また所有者が不明な森林、登記簿情報だけでは所有者に連絡がつかない林地の割合が二九・八％、ちなみに農用地二三・一％となっています。

山林の登記制度については、法務局への相続登記（名義変更）手続と、市町村への森林の土地の所有者の届出の二つがあり、相続登記は山林を含めた不動産の所有権を変更する手続で、相続開始を知ってから三年以内の申請が、昨年二〇二四年四月以降義務づけられてまいりました。

そもそも不動産登記法は一八九九年（明治三十二年）に施行されましたが、昔から集落の慣習によつて、まきや炭材、かや、牧草などを採取するために使われてきた山林原野を入会林野と称し、使用収益する権利を入会権といいますが、これは登記できる用益物権の範囲から除外されてきました。また、当時は旧村などが法人でなかったため、所有者として登記することができず、所有権登記がなされないまま地役名義が継続されるケ

ースがほとんどでありました。

このように何世代も放置されてきた土地、森林は、境界の確定も極めて困難な状況であり、森林の適切な維持管理に欠かせない林道や作業道の整備などができないどころか、所有者不明や境界未確定により関係事業の中止や計画変更などが余儀なくされてきています。このことは、森林県である我が岐阜県や長野県だけの課題ではなく、全国的に健全な森林管理が滞って山林崩壊や災害を誘発するなど、極めて深刻な課題となっています。

国・林野庁においては、平成二十四年度以降、森林の土地所有者届出制度、共有者不確知森林制度、林地台帳制度、そして平成三十一年四月には、所有者に代わって市町村が森林整備を可能とした森林経営管理制度を施行してきました。しかし、いずれの制度も所有権の移転はできません。

さきの六月定例会で、本件に関連した所有者不明森林についての現状認識と日本版ナショナルトラスト実現に向けた展望について、県民クラブの伊藤議員が質問をされましたが、知事からは、本県岐阜県においては短期間で境界の明確化を可能とし、最終的には所有権移転までを視野に入れた新制度を検討すべく、林野庁と意見交換を始めました。また、特区制度の活用や次善の策として寄附や信託制度についても視野に入れた仕組みづくりを検討していきますと答弁されました。その時点で、既に具体的な戦略を内に秘めた発言であったようにも受け止めました。

本年六月二十二日、日刊紙でこども若者県政モニターの記事を目にいたしました。子供さんから江崎知事に対して総理大臣になってほしいと意見を寄せられ、これに対して知事は、国に必要な施策を岐阜県から発信すれば、実際に総理大臣になったようなこともできると答えられたとありました。この言葉は単なる一答にとど

まらず、地方から、岐阜から国を動かすという知事の強い姿勢を象徴している答えであると前述同様に受け止めました。

そこで、改めて伺います。

冒頭御紹介させていただいた長野県 阿部知事との懇談の内容などについて会見された知事は、長野・岐阜両県は広い土地を持っていて大半が山、これを両県が生かすことができれば、国そのものを変えられると。そして、森林資源の活用、道路整備などが進まない課題を共有するとともに、制度の確立に向けての意欲を強調されました。

所有者や境界が不明な山林を取得・整理して集約できる制度確立のための施策について、この先、国に対してどのように提案などをされていかれるのか、知事の熱い思いとお考えをお伺いいたします。

次に、ぎふ木遊館及びぎふ木遊館サテライト施設の担う役割と、ぎふ木育コーディネーターに期待することについて、林政部長にお伺いをいたします。

平成二十五年三月にぎふ木育三十年ビジョンが発表されてから、今年で十二年を迎えました。ビジョンによると、ぎふ木育は、岐阜県の豊かな自然を背景とした「森と木からの学び」と定義されており、目指す目標として、ぎふ木育を通じて、子供をはじめとする全ての人々が、森林（自然）に誇りと愛着を持ち、森林に対して責任ある行動を取ることができる人材となることを掲げています。

この理念の下、令和二年七月十七日に、幅広い世代が森や木に親しみ、森林とのつながりを体験できる拠点として、ぎふ木遊館がオープンいたしました。樹齢四百年の杉を使った丸太トンネルをはじめとした大型木製遊具や百種以上の木のおもちゃがそろい、木に触れて遊びたい親子に人気があります。開館以来、入館者数は

年々増加しており、令和三年度は二万四千百四十三人、翌令和四年度は四万三千三百三十一人、そして令和六年度には五万二千百四十七人と多くの方に御利用いただいています。

さらに、ぎふ木育の全県展開を進めるため、県内各圏域にサテライト施設が整備されてまいりました。東濃圏域では、令和六年八月四日になかつがわ森の木遊館が開館しました。今年八月には、ぎふ木遊館名誉館長の竹下景子氏をお迎えし、開館一周年記念式典が開催されています。令和六年度の入館者数は八千九百四十六人でした。また、飛驒圏域において、令和六年十一月十六日に開館したひだ木遊館木つざテラスでは、令和六年度の入館者数が五千三百五十五人となっています。両施設とも稼働期間が短い中でありながら、多くの方に利用されており、県民からの関心が高いことがうかがえます。

本年度、令和七年度には郡上市及び揖斐川町の施設が新たにサテライト施設として整備支援の対象となり、今定例会では郡上市の施設整備に関する補正予算も計上されているところであります。こうした取組を通じて、木育の理念が県内全域に着実に広がっていると感じています。

加えて、本年六月には、東濃・飛驒圏域において、森や木に親しみ行動する人を育てる取組の総合調整を行う人材として、ぎふ木育コーディネーターが二名委嘱されました。お一方は、中津川・恵那両市にまたがる根の上高原を拠点にキャンプなどの自然体験活動を展開するNENO自然体験合同会社代表の赤尾友和さん、そしてもうお一方は、高山の森を舞台に森林浴などの自然体験を提供する森とひとと木代表の臼田陽子さんであります。今回は東濃・飛驒圏域にお一人ずつの委嘱でありましたが、今後、ぎふ木育コーディネーターの委嘱が他圏域にも展開していくことを期待しているところであります。

以上申し上げてきたように、岐阜県の豊かな自然やそれに育まれてきた伝統・文化に誇りを持ち、地域に関

わり、地域の未来を担う人材を育てるぎふ木育の取組が広がる中で、県内五圏域の木遊館が今後担っていく役割は何か。委嘱をされたぎふ木育コーディネーターに期待されることと併せて、林政部長に御所見をお伺いいたします。

引き続き、林政部長にお伺いをいたします。東濃ヒノキの販路拡大に向けた取組状況と今後の戦略について。

「東濃ヒノキ」とインターネットで検索すると、次のような説明が表示されます。東濃ヒノキは、岐阜県東濃地方で産出されるヒノキの銘木です。室町時代からその産地として知られ、特に伊勢神宮の式年遷宮で使用される用材として有名です。年輪幅が細かく均一で、ピンク色で艶があり、香りが高いのが特徴です。また、強度や耐久性も高く、建築材として非常に人気があります。このように東濃ヒノキは長い歴史と文化に裏打ちされた銘木であり、岐阜県を代表するブランド材であります。

中津川市の千年の森磨き上げ実行委員会が本年五月に発行した記録誌「先人に学ぶ山づくり」には、一四四八年、室町時代に京都の南禅寺の仏殿建設用のヒノキ材が、つけち山（現在の中津川市付知）から供給されたとの記述があります。

また、慶長十四年（一六〇九年）には、名古屋城築城に際し、川上村から二万五千本のヒノキ材が供給され、これは全体の使用木材の六六％に相当すると記録されています。翌年の慶長十五年には、付知村から足場用の丸太が供給されました。昭和以降も、法隆寺や明治神宮の修復、姫路城の西の心柱、名古屋城本丸御殿の再建など、歴史的建造物に多く使用されてきました。

さらに、伊勢神宮では約千三百年の長きにわたり、二十年に一度、社殿と御装束神宝を新調し、大御神に新

宮へお移りいただく式年遷宮という行事がありますが、その中でも御神体をお納めする器の材料となる御樋代木は、加子母裏木曾国有林から切り出されていることが関係資料に記されています。まさに本年六月五日、御杣始祭裏木曾御用材伐採式が厳粛かつ盛大に開催され、切り出された御用材は地元保存会による木遣音頭やおんぼい節とともに多くの方々でお木曳され、伊勢まで運ばれる奉曳式が行われました。

瑞浪市、可児市、岐阜市、垂井町、羽島市、そして海津市と県内各地でも奉迎送行事が盛り上がり、六月九日には御用材が無事伊勢に届けられました。

こうした一連の行事を通じて、改めて東濃ヒノキのすばらしさとその文化的・歴史的価値を再認識したところであります。

ここまでうる申し上げましたが、東濃ヒノキは、長い歴史と文化とともに、林業・木材産業の発展を牽引してきた東濃地域における最も重要な資源の一つであります。岐阜県では、令和五年四月に岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例を施行し、建築物の木造化や内装木質化の推進、民間非住宅建築物への県産材利用促進などに取り組んでいただいてきたところであります。

しかしながら、人口の減少の進展などにより、木材利用の大部分を占める新設住宅着工戸数は全国的に減少傾向にあり、本県においても同様の傾向が顕著に現れています。また、令和三年頃には木材価格が高騰し、特に住宅や建設業界に大きな影響を与えた、いわゆるウッドショックが一時的に起こりましたが、森林所有者や産直住宅事業者などの利益には直結しませんでした。

このような状況を踏まえ、岐阜県産のブランド材としての東濃ヒノキの価値をさらに高め、林業・木材産業の振興、発展のためには、需要の創出と販路の拡大が喫緊の課題であると考えます。

そこで、岐阜県を代表するブランド材である東濃ヒノキの販路拡大に向けた取組の現状と今後の戦略について、林政部長にお伺いをいたします。

最後の質問は、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の現況と今後の予防対策について、健康福祉部長にお伺いをいたします。

過日、定期健診に訪れた私のかかりつけ医の待合室で一枚のチラシが目に残りました。興味深く見てみると、簡単に看過できない内容でありました。診察時に医師に伺えば、看護師さんが自ら考え、作成した自作チラシとのこと。診察後にいま一度見直してみると、極めて重要な注意喚起のチラシであることに気づかされました。内容は、「野生生物に襲われないために マダニ編①」との表題で、マダニの挿絵とともに、マダニにかまれると重症熱性血小板減少症候群（SFTS）に感染するおそれがあると書かれたものでした。

取り急ぎ厚生労働省のホームページを開いて調べてみると、重症熱性血小板減少症候群は主にマダニに刺されることによって感染するウイルス性の感染症であり、この病気はSFTSウイルスによって引き起こされ、感染後に発熱、だるさ、吐き気、腹痛、下痢、筋肉痛、リンパ節の腫れ、意識障害、出血などの症状が現れ、重症化すると多臓器不全を引き起こし、命に関わる可能性があること、診断は、マダニにかまれた背景のある患者に対し血液検査や骨髓検査を用いて行われることが分かりました。

また、感染症法、感染症の法律では四類感染症に定められており、診断した医師は最寄りの保健所に届け出ることが義務づけられているとのことでした。四類感染症がどんなものかを簡単に御説明しますと、主に動物を介して人に感染する感染症で、狂犬病、ツツガムシ病、デング熱、日本脳炎、マラリアなどで、重症化すると命の危険がある感染症として知られています。

では、感染はどのような状況かと調べてみますと、八月十九日、国立健康危機管理研究機構から今年の累計感染者数が速報値で百三十五人となったと発表されていきました。国内で初の感染が報告された二〇一三年（平成二十五年）以降最多となり、うち十人以上の死者が確認されているとのこと。さらに五日後には、累計人数は百四十二人となり、中部九県でも過去最多となる二十二人の感染が分かっています。その内訳は、愛知県、三重県が各七人、静岡県六人、富山県一人、そして岐阜県は今年初めて報告があった一人となっており、さらに悲しいことに、今年六月には愛知県豊田市の男女お二方が亡くなられたと報告されています。

皆様のお手元に配付させていただいております議場配付資料、こちらの資料でございますが、（資料を示す）裏表あります。

県においても今年七月、岐阜県感染症情報センター発行の「ぎふ感染症かわら版」において、県内でSFTSの患者が報告されたこと、マダニから身を守ることが重要であると注意喚起がなされております。しかしながら、多くの皆さんはマダニ対策について関心がまだまだ低いように感じます。

国立感染症研究所獣医科学部の前田 健部長は、患者の報告がない地域でもSFTSのリスクはゼロではない、温暖化による野生動物の活動の活発化や生息域の広がりも関係しているかもしれない、国内どこにいても注意は必要と指摘されています。

また、マダニに刺されSFTSに感染した犬や猫を介した感染報告も毎年数人あり、動物の血液や唾液、涙、便などにウイルスが潜んでいる危険性も指摘されています。八月二十五日には富山県で猫の感染を確認し、飼育する動物が体調不良のときにはかまれたり、なめられたりしないようにとの注意報道がなされています。

このように、マダニが媒介する感染症であるSFTSが全国に広がりを見せている中、本県においても、県

内市町村と関係情報を共有するとともに、注意喚起などの素早い対応を講ずるべきと考えます。

そこで、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の現況と今後の予防対策について、健康福祉部長にお伺いをいたします。

日中は暑く、朝夕はすっかり涼しくなっていました。寒暖差が激しい日もあります。どうぞ皆様方には健康管理に留意され、元氣もりもりでお過ごしいただきますようお願いを申し上げ、以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

（拍　手）

○副議長（高殿　尚君）　知事　江崎禎英君。

〔知事　江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君）　御質問ありがとうございます。

私からは、所有者や境界が不明な山林を取得・整理して集約できる制度の確立のための施策についてお答えをさせていただきます。

岐阜県に豊富に存在する山林ですが、議員御指摘の東濃ヒノキのように建築資材としての木材のほか、バイオマスや、先ほど来も申し上げましたバイオコークスなどのエネルギー原材料になるとともに、二酸化炭素の吸収や生物多様性の維持、さらには土砂災害の防止といった重要な機能を有しております。特に本県は木の国・山の国と呼ばれ、県土面積の約八割を山林が占めており、古来より私どもはその恩恵を大いに受けてきたところでございます。

しかしながら、戦後の植林ブーム、そしてその後の木材価格の低迷を受けて、現在我が国の山林は植え過ぎ

の切らなさ過ぎと言われるように、十分な手入れが行われていないのが実情でございます。その結果、木材の質の低下にとどまらず、保水力の低下に伴う災害の頻発化、さらには野生鳥獣による被害の増加といった人と自然界、生態系のバランスの崩壊などにもつながっているところでございます。

こうした状況の下、山林の価値が著しく低下したことを背景に、山林の所有について適切な相続登記がなされず、何世代も放置され、今や全国の林地の約三割が登記上、所有者不明という状況になっているのは、まさに議員御指摘いただいたところでございます。

一方、本県でも戦後に植えられました人工林の約七割が植林後五十年以上を経過し、今、利用期を迎えています。しかしながら、所有者不明、境界不明確な山林が多いことから、木材搬出に必要な林道等の整備が進まず、資源活用の妨げになっており、まさに待ったなしの状況になっております。

こうした状況は林野庁も問題と考え、先ほど御紹介のありました森林経営管理法を整備したところなんです。これは市町村が森林の経営管理の計画を策定することで、所有者に代わって森林整備を行うことが可能になりました。しかしながら、この制度におきましても、所有者不明の場合は所有権を移転することができず、相続人の世代交代、転出等による確認作業を、煩雑な作業を行わなければならない、この手間の解消にはつながっておらず、根本的な解決にはなっていないのが実情でございます。

このため、改めて本県では林野庁、私も行ってまいりました。林野庁長官とも話をしてきましたけれども、意見交換しながら、迅速かつ効率的に森林の開発や整備が可能となるよう、所有者不明の土地に係る所有権の移転も視野に入れつつ、新制度の検討を行っているところでございます。

この所有者不明山林に係る課題の解決に向けましては、まさに議員御指摘のとおり、先般長野県知事との懇

談におきまして、阿部知事さん、実は全国知事会長になりましたが、非常に高い関心を示されまして、共にこの課題に取り組んでいくこととしたところでございます。

実際、この問題は、本県や長野県にとどまらず、全国的かつ国家的な課題でございます。このため、今後は長野県をはじめ、同様の問題意識を持つ他の都道府県とも連携しながら、共同での特区提案、新しい法制度に対する実験的な提案というものを、これも視野に入れながら国への働きかけができるよう検討、準備を行ってまいります。

○副議長（高殿 尚君） 林政部長 久松一男君。

〔林政部長 久松一男君登壇〕

○林政部長（久松一男君） 二点御質問をいただきました。

初めに、ぎふ木遊館及びぎふ木遊館サテライト施設の担う役割とぎふ木育コーディネーターに期待することについてお答えします。

ぎふ木遊館を核に各圏域に整備されるサテライト施設には、地域の自然や文化に根差したぎふ木育を効果的に展開し、ぎふ木育の理念を地域に定着させていく役割を期待しています。

例えば、なかつがわ森の木遊館では、伊勢神宮の式年遷宮に良質なヒノキを脈々と供給してきた森の文化、ひだ木遊館木つずテラスでは、飛騨の匠から受け継がれる木の文化といった特色ある木育が展開をされています。今後整備される郡上市では、森・川・海のつながり、揖斐川町では全国植樹祭・育樹祭のレガシーの継承がテーマとなっています。

こうした地域独自のぎふ木育の中核を担う人材として、ぎふ木育コーディネーターをまずは東濃と飛騨圏域

に配置しました。コーディネーターが地域の特徴ある木育プログラムを企画し、これらを指導できる人材を養成の上、木育教室へ派遣することで、ぎふ木育が効果的に浸透していくことを期待しています。今後、他の圏域にも配置し、地域独自のぎふ木育の定着を図ってまいります。

次に、東濃ヒノキの販路拡大に向けた取組状況と今後の戦略についてお答えします。

東濃ヒノキの販路拡大に向けて、まず加工分野では、美濃加茂市内でヒノキ専門では県内最大級となる製材工場の整備を支援し、先月稼働しました。

次に、非住宅建築物分野では、県庁舎での活用に加え、この三年間で百四十三施設の木造化・木質化を支援しています。特に恵那市では、来年四月開校に向け、県内初の木造三階建て校舎の整備が進められています。さらに製品分野では、十五の高付加価値な東濃ヒノキ製品の開発を支援しており、サウナは年間三十基、化粧品は年間九万点を売り上げています。

現在、国では非住宅建築物を対象に、原料から建築、解体、廃棄に至る二酸化炭素の評価制度が検討されており、排出量が少ない木材の利用拡大が期待されます。また、岐阜駅周辺では県内初となる木造四階建て商業ビルの計画があり、こうした動きに合わせ、今後は東濃ヒノキをはじめ、県産材の販路拡大につながる非住宅建築物の木造化を加速するため、中規模以上の木造建築を対象とする試験研究体制の整備構想を策定してまいります。

○副議長（高殿 尚君） 健康福祉部長 中西浩之君。

〔健康福祉部長 中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君） 重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の現況と今後の予防対策についてお尋

ねがいました。

SFTSは、SFTSウイルスを保有するマダニのほか、本感染症を発症した犬や猫からも感染する特徴があり、国立感染症研究所の報告によりますと国内での致死率は二七％に上ります。昨年まで西日本中心であった報告例も、今年に入りまして本県を含め西日本以外にも広がりを見せており、件数も過去最高となっております。

県では、今年七月の県内初事例の判明に際し、速やかにその感染経過等を公表するとともに、森林や草地等では肌の露出を少なくすること、かまれても引き抜かず医療機関を受診すること、餌の口移し等、動物との過剰な触れ合いを控えることなどをチラシやホームページなどで呼びかけてまいりました。また、岐阜大学や県獣医師会と連携し、犬や猫を対象に検査を行い、感染状況を確認しております。

今後は、犬や猫の発生例があつた際に速やかな公表を行うとともに、新たに公式LINEを活用したブッシュ型広報、市町村を通じた住民への予防策等の周知を行い、県民の皆様迅速に情報が行き届くよう取り組んでまいります。

○副議長（高殿 尚君） 七番 今井瑠々君。

〔七番 今井瑠々君登壇〕（拍手）

○七番（今井瑠々君） こんにちは。

発言のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

今回は、多胎支援の充実・強化に向けた今後の取組方針について伺いいたします。

多胎育児を取り巻く社会課題として、近年、双子や三つ子といった多胎児の出生は全体の約一％ほどではあ

りますが、岐阜県内で令和五年には百十八組、計二百三十七名の多胎児の出生があり、そこに伴う育児の負担は非常に大きなものがあります。赤ちゃんが一人でも大変な育児、二人以上同時となれば喜びも二倍以上ですが、大変さや苦勞も何倍にも膨らむのが現実です。

例えば、多胎育児では睡眠不足や極度の疲勞、孤立感や育児の行き詰まりといった困難に直面しやすいことが指摘されています。実際、お出かけすらままならない、二人同時に泣かれるとどうしたらいいかわからないといった声や、周囲に同じ経験者が少なく孤独だとの悩みを抱えている親御さんが少なくありません。こうした多胎家庭は支援が行き届かないと社会的に孤立しやすく、結果として虐待など深刻な事態に陥るリスクも指摘されています。

一般社団法人日本多胎支援協会の調査によりすると、多胎家庭での虐待死の発生率は、単胎家庭の二・五から四倍にも上ると言われています。大切な命の誕生を誰もが当たり前前に喜べる社会にするためにも、多胎育児の家庭への切れ目ない支援が極めて重要です。特に妊娠期から出産直後のサポートが肝腎で、この時期に適切な手助けがあれば、育児不安の軽減や虐待予防につながるとも言われています。多胎家庭の親御さんが安心して子育てできる環境づくりは、少子化対策や子供の健全な成長という観点からも社会全体で取り組むべき課題と言えます。

こうした課題認識の下、岐阜県では多胎家庭への支援が先進的に取り組まれていると感じています。まず本年度、江崎知事が主導して新規事業としてスタートしたのが岐阜県多胎児出生時支援金です。令和七年四月以降に生まれた双子、三つ子などの多胎児一人につき十万円を支給する制度で、出産に伴う経済的負担の軽減を目的としています。双子なら合計二十万円、三つ子なら三十万円と大きな支えとなり、特にチャイルドシート

やミルク代、おむつ代など何かと倍増する出費への補助となる意義は大変大きいと考えられます。実際、岐阜県内の多胎家庭からは、経済面で非常に助かる、多胎育児に県が目を向けてくれたことが心強いといった声も聞かれます。こうした金銭的支援は、多胎育児家庭の安心につながる重要な第一歩です。

さらに岐阜県は、NPO法人ぎふ多胎ネットと連携した伴走型の支援事業を平成十八年から展開しており、こちらはソフト面で大きな成果を上げています。具体的には、妊娠が分かったときから母子手帳交付時に多胎であることを把握し、希望者には先輩ママであるピアサポーターが一对一でつき、多胎妊婦さんの妊娠時からの出産・育児期までを伴走する仕組みです。

岐阜県では、この多胎児家庭サポート事業として、妊娠期の多胎プレパママ教室（多胎妊娠・出産の正しい知識の獲得と多胎妊娠時の不安解消や仲間づくりの場）、そして出産後の親子教室「にこにこ子育て教室」（多胎育児の情報交換の場）を設けています。そして、必要に応じた多胎妊婦への訪問支援（入院中や自宅療養中の妊婦さんの下へ先輩ママが訪問）を行っています。妊娠中から、おおむねお子さんが三歳になる頃まで切れ目なく寄り添うことにより、この事業で、自分たちだけじゃない、先輩の体験談が参考になると多くの参加者が精神的に救われたといいます。

実際、令和六年度には県内五圏域でプレパママ教室などを年間十回開催し、延べ百三十人の多胎妊婦・家族が参加しました。参加者からは、夫婦で心構えができた、同じ境遇の仲間と知り合えたと好評で、教室終了後もサポーターとの交流が続くケースが多いそうです。

この伴走支援の取組は、国からも高く評価されています。岐阜県とぎふ多胎ネットの協働による多胎家庭支援モデルは、厚生労働省の先進事例として全国に紹介され、平成三十年には厚生労働省子ども家庭局長賞を受

賞しています。さらに令和三年には、第十回健康寿命を伸ばそう！アワード（母子保健分野）において、厚生労働大臣の最優秀賞を受賞する榮譽にも輝きました。これは、岐阜県初の多胎支援の取組が全国的にも模範となる結果と持続性を持っていることのあかしと言えます。こうした長年の取組により、岐阜県内では多胎育児家庭が孤立せず、安心して子育てできる環境づくりが着実に進んでいます。

こうしたすばらしい成果を上げている岐阜県が多胎支援施策ですが、その一方で、なお多くの課題が残されています。とりわけ、現場を支えるNPO法人ぎふ多胎ネットの組織運営の維持困難性です。県の委託事業として実施されているとはいえ、実際の支援活動の担い手はボランティアであるピアサポーターの方々です。その人的リソースの確保と維持が大きな課題となっています。

まず人的課題として、現在ぎふ多胎ネットには約八十一人のピアサポーターが登録をされています。ピアサポーターの方々は多胎育児の経験者が中心で、熱意を持って活動をしてくださっていますが、県内全域の多胎家庭をカバーするには決して十分な人数とは言えない状況です。岐阜県は東西に広く、多胎家庭は点在しています。サポーター自身も子育てや仕事で御多忙の中で、移動時間をかけて訪問相談をするのは大きな負担となっています。サポーターが足りず一人当たりの負担が重たい、自分の子育てで手いっぱいになり、ボランティア継続が難しいといった声も内部では上がっていると聞きます。ボランティアに過度に頼る現状では、支援する側が疲弊して、せっかく取り組んだ取組も持続が困難になるリスクも否めません。

次に、制度設計上の課題です。県からの委託料は年間約八百万円ほどの予算が計上されているとのことですが、この予算で県全体の教室の開催、会場費、講師費、テキスト印刷代、広報、コーディネート、交通費補助など全てを賄っています。事業自体も年度ごとの委託契約で動いており、安定した長期計画を立てにくい面もあり

ます。さらに制度上、県からNPOに委託する形だと、NPO側の体制強化や人材育成に投資がしづらいという指摘もあります。言い換えれば、現行制度では民間にかなりの部分を依存しており、公的支援としての持続性に不安が残ります。

最後に、民間と公的役割のバランスの観点からの課題もあります。この事業を立ち上げ、牽引してきたのは糸井川代表をはじめとする有志の方々ですが、組織の世代交代や持続可能性も考えていかなければなりません。現在の主要メンバーのお子さんが成長して現場を離れば、新たな担い手を見つける必要があります。しかし、そもそも多胎育児の経験者自体が少ない中で、次世代のリーダーを育てるのは容易ではありません。公助としての役割と民間活用のバランスを見直し、支援の仕組みをより強靱なものにする必要があるのではないのでしょうか。

岐阜県が多胎支援は大きな成果を上げつつも、その土台を支える人的・制度的基盤が脆弱であり、このままではせっかくの取組も持続できなくなるおそれがあります。支援の担い手が疲弊してしまつては本末転倒です。現場の声としても、サポートする人をサポートしてほしい、長く続けられる仕組みが欲しいといった切実な要望が上がっています。こうした課題を直視し、今後さらなる対策を講じていくことが求められます。

以上の課題を踏まえると、多胎支援への金銭的な補助だけではなく、岐阜県が多胎支援体制を今後、より充実・強化していく必要があるのではないのでしょうか。

まず、何より支援の担い手であるピアサポーターやNPOスタッフに対するサポートを強化すべきです。具体的には、県としてサポーター向けの研修会や交流機会を定期開催し、技術面・精神面でのバックアップをすること、活動や人材育成に伴う経費や負担軽減のための補助を行うことが重要です。例えば、支援者自身が子

連れでも活動しやすいように託児サービスを提供したりして、支援する人を支える体制を整えることでサポーターの継続意欲を高め、長期的な活動の安定につながるのではないのでしょうか。

さらに、私が本日強く要望したいのは、今後安定した多胎支援を実現する方法として、岐阜県が主体となつて多胎支援センターのような拠点を設けることを私は提案させていただきます。現在はNPOへの委託事業という形ですが、将来的には県が主体で人的資源の確保と拡充を図り、NPOの委託を多胎育児経験者に限定せずとも、例えば助産師や保健師、保育士、地域の子育て支援員など専門職との連携や協力を得られるような、相談から支援までのマッチングをワンストップで対応できる、岐阜県だからこそできる独自のセンターの開設を提案いたします。

多胎支援センターがハブとなり、これまでのノウハウを蓄積し、市町村や医療機関とも連携をして情報共有、支援の仲介を行えば、どの地域の多胎家庭でも漏れなくサポートが受けられる体制を整えることができるのではないのでしょうか。まさに誰一人取り残さない、多胎版ネウボラのイメージです。

以上、支援者への支援の充実、人材確保策の強化、県主導の支援センターの設置について御提案をいたしました。いずれも多胎家庭を支える仕組みを持続可能で手厚いものにするのが目的です。多胎育児だから特別扱いしてほしいということでは決してなく、多胎育児には特有のハードルがあるからこそ、県全体に必要な支援を行き届くようにしていただきたいのです。多胎で生まれた子供たちとその親御さんが、経済的な不安で孤独にさいなまれることなく、笑顔で子育てを楽しめるような岐阜県を目指して、きつと知事は岐阜県多胎児出生時支援金を設けてくださったのだと思います。だからこそ、これからも県の取組を前進していただきたいです。

そこで、さらなる充実・強化に向けて、子ども・女性部長にお伺いします。岐阜県の多胎支援を今後どのように充実・強化していくお考えでしょうか。御所見と今後の取組方針をお聞かせ願います。

以上です。御清聴ありがとうございます。

(拍手)

○副議長(高殿 尚君) 子ども・女性部長 片桐伸一君。

〔子ども・女性部長 片桐伸一君登壇〕

○子ども・女性部長(片桐伸一君) 多胎支援の充実・強化に向けた今後の取組方針についてお答えをいたします。

多胎妊産婦や多胎家庭への支援は、多胎の特性を踏まえ、県、市町村、医療機関、NPO法人等の関係機関が連携して取り組むことが重要と考えております。こうした多胎支援を含めた家庭への支援については、法律に基づき市町村に設置されております子ども家庭センターがその役割を担っております。一方、特に小規模な市町村においては、多胎育児の経験者が少なく、ピアサポートを実施できる体制がないことから、これを補完するため、県ではNPO法人ぎふ多胎ネットさんと連携をし、実施をしてまいりました。

引き続き県全域での多胎支援の充実・強化を図るため、今後は、この市町村の子ども家庭センターが適切な支援を行うことができるよう、市町村やNPO法人との連携会議を開催するなど一層の連携強化を進めてまいります。

あわせて、県の委託事業については、現状のニーズなども踏まえ、より効果的なものとなるよう内容を見直してまいります。さらに、新たにこども家庭センターとピアサポーターとの連携を深めるための研修を行うな

ど、多胎の支援者に対する支援にも取り組んでまいります。

+++++

○副議長（高殿 尚君） しばらく休憩いたします。

午後三時十五分休憩

+++++

午後三時三十五分再開

○議長（小原 尚君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

+++++

○議長（小原 尚君） お諮りいたします。本日の会議時間をあらかじめ延長したいと思います。これに御異議
ありませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定をいたしました。

+++++

○議長（小原 尚君） 引き続き一般質問並びに議案に対する質疑を行います。十七番 平野祐也君。

〔十七番 平野祐也君登壇〕（拍手）

○十七番（平野祐也君） 改めまして、皆さんこんにちは。

議長のお許しを得ましたので、本日は大きく三点質問をしたいと思います。

まず一点目、来年度を見据えた県政全般の方向性の発信について、江崎知事にお伺いをいたします。

就任から半年が経過をしました。現在、来年度の当初予算に向けても、初めてゼロから作業に取り組んでいるところだと思います。ただ、就任前とは大きく状況が異なる部分もあります。例えば、この物価高騰の継続ですとか、米国の関税問題、米不足、酷暑の継続、社会状況や県民生活、また産業界にも今後どのような影響があるか注視する必要があると思います。

そして、この八か月の間、例えば知事選で掲げた十の目標、こちら配付資料①のところに書いてありますけれども、（資料を示す）この十の目標以外にも、例えばLRITの検討開始、旧県庁跡地の活用方針の決定、南飛騨健康増進センターの民間アイデア募集など新たな政策を打ち出しております。

過去に、江崎知事自身から政策総点検はやらないという発言もありましたが、こうした新たな政策も含めて、岐阜県の財政状況も考慮しつつ、今後の方向性を網羅的に打ち出さないと、むしろ県民にとって江崎知事の進みたい方向が分かりにくくなっていることも否めないと思います。

今年度の当初予算で掲げた十の項目について、例えばLRTを代表とする地域公共交通の話ですとか、公共施設のマネジメント方針、岐阜県の認知度向上や観光広報戦略については言及がありません。LRTや公共施設の在り方について思いがあるのであれば、当然LRTのみならず、県内公共交通に関する考え方や公共施設のマネジメントの方針について網羅的に言及すべきであると考えます。

こうした大きな方針の下で、来年度の組織づくりも行っていただいたいと思っております。例えば、広報や観光戦略においても、岐阜県の認知度向上や魅力度向上のための部署横通しの推進体制の設立ですとか、ぎふモーニングプロジェクトと岐阜県ヘルスケア産業推進ネットワークとの融合による健康増進室の設置ですとか、単発ではなく、組織も含めた推進政策として大きく打ち出していくのが来年度の予算だと考えております。そして、既に来年度予算に向けた政策オリエンピックのテーマ募集が新たに始まっております。ぜひとも知事には県議会の一般質問からアイデアを酌み取ってほしいと思っております。

そうした意味では、来年度当初予算はまさに知事として今後の方向性や岐阜県の目指すべき姿を表すべきであり、それを期待するものであります。現状、知事のやりたいことをまとめて表しているのは十の目標以外にはなく、県民にとっては知事の会見以外に知事の目指す姿が分かりにくい状況であります。県民の税金が財源となる予算の執行権者である知事においては、その使途について大きな方針の下で行使すべきであり、現状でも大きな方針は知事の中にはあると思うのですが、少なくとも来年度当初予算の発表のタイミングまでに網羅的に掲げるべきだと考えます。

そこで、知事にお伺いいたします。次年度の当初予算については、ゼロから編成する最初の予算となります。就任から八か月が経過する中で、県内外の状況、LRT等の大きな政策の打ち出し、財政の捉え方など、これ

までの県政運営とは大きく異なる方向も見られます。そうした中で、知事として、次年度の当初予算発表時においては、十の目標にとどまらず、県政全般の目指すべき方向性について分かりやすく示されるべきだと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

続きまして、大きく二点目、岐阜県の産業振興について伺います。

まずは、地域課題の解決を通じたスタートアップの育成と県内定着について知事にお伺いします。

政策オリンピックについて、次年度テーマ設定について県民や職員への募集が始まったことは先ほど申し上げました。県政の各課題について、課題出しとそれを解決するアイデアによる競争が始まることを期待しております。その一方で、課題の切り出しの内容については、これまでの政策オリンピックについては対象者を岐阜県在住の個人や団体、自治体に限定をしております。こうした個人や団体のアイデアや解決策を県内で横展開できるものにするという大きな方針については理解をしますが、特定の個人や団体、自治体でしかできなかったというような結論にはならないようにしてほしいと考えております。

今回、広く県庁職員や県民から課題の洗い出しを行う中で、恐らく個人や団体で解決できるものやできないもの、両方が集まってくると考えます。こうした課題の解決には、斬新な発想や新しい技術を持つスタートアップ企業が解決の糸口を握っている可能性があると考えます。

岐阜県のスタートアップ育成施策については、私が初当選した七年前と比較すると、国・県・市町村を含めて状況は大きく変化しております。

岐阜大学においては、起業部が発足し、地域ぐるみでスタートアップ育成支援体制が構築されつつあり、岐阜大学のスタートアップ企業数の増加率は全国二位という調査結果があるというほどであります。その一方、

名古屋においては、STATION A iといったスタートアップ育成施設が開業するなど、全国都道府県のスタートアップ支援については大きな競争下にあり、人・物・金の戦いとなると、大都市と比較すると岐阜県にとつては不利な状況となります。

そこで今回の提案に至りますが、政策オリンピックについて、個人や団体だけではなく、スタートアップの力が解決につながる場合にはスタートアップを対象とすべきと考えます。今回の政策オリンピックとは少し視点が異なるため、あえてスタートアップ版地域課題解決プロジェクトと言わせていただきます。

日本のスタートアップに関して、その設立や資金調達については国も含めて多数の支援策が打たれております。一方で企業にとつては、この起業することがゴールではなく、彼らのアイデアや技術をいかに実装して社会に役立てていくか、実証ができる場が日本全体で圧倒的に欠けております。特に社会的起業が増えてきた中で、社会課題の解決においては、行政の知識や経験とスタートアップの技術の掛け合わせが重要となってきます。

しかし、大企業のように実績や知名度がないスタートアップにとつては、行政との実績をつくることが実は一番大きな課題となっております。ある意味、大都市は人・物・金が集まってきましたが、スタートアップにとつては金額規模や参入条件のハードルが高く、大企業と戦っても勝てない部分が多いのが実態です。

一方で、岐阜県は人口規模や地理的な条件など多種多様な実証フィールドがあり、課題先進地である分野も多く、スタートアップの参入に適した環境があります。日本のスタートアップ支援について、起業家精神や起業の方法を伝授する段階はもう過ぎており、今後はいかに社会に実装し、実績をつけて国内外に踏み出すきっかけをつくるかということが大事だと考えます。

実は、こうした取組は神戸市に本拠地を構える一般社団法人アーバン・イノベーション・ジャパンという団体が参考になります。

この資料②のところを御覧ください。（資料を示す）

こちらの団体は、自治体の課題とスタートアップ・民間企業をマッチングするオープンイノベーションプラットフォームを持つております。自治体職員と柔軟な発想や優れた技術力を持つ企業が協働し、最適な解決策、サービスの検証を行います。

岐阜県内においては、大垣市が二〇二一年に防災に関する取組で、このアーバン・イノベーション・ジャパンを活用し、スタートアップ三社とのマッチングを行っております。こうしたプロジェクトを岐阜県全体で実施し、併せてスタートアップの育成につなげることができれば一石二鳥であります。全国のスタートアップが自社技術の実証をする場、お披露目する場として岐阜県が定着をしていけば、関係人口や雇用の増加にもつながると考えます。政策オリンピックは、現状、自治体や地域活動団体に限定されておりますが、日本中、世界中のスタートアップの知恵や新技術が岐阜県の課題解決に活用できれば、非常に有効なスタートアップ育成の手法だと考えます。

そこで、知事にお伺いします。現在県が推進している政策オリンピックに加えて、スタートアップが育ち、定着する地域づくりのために、スタートアップの活用の特化し、行政との連携によって地域課題解決を図る取組を進めてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。岐阜県にどんなスタートアップが集まる環境を構築し、地元企業とのコラボレーションやサテライトオフィス誘致につなげるべきだと考えますので、よろしくお願ひします。

次に、大きく二の二点目、ヘルスケア産業の振興に向けた新たな取組についてお伺いいたします。

ヘルスケア産業については成長が見込まれ、かつ不況などの社会変動に強いことから、自動車や航空機産業等で培った高度な技術を有する県内ものづくり企業にとって魅力的な参入先と言われております。一方で、ものづくり企業にとって医療や福祉現場のニーズを得ることは困難であります。また、研究開発のほか、薬機法の業許可や製品の承認を要するため、事業化までのハードルが高く、新規参入から事業化まで切れ目のない支援が必要です。

そこで、県としては、現在岐阜県ヘルスケア産業推進ネットワークを構築しております。

こちら、配付資料③を御覧ください。（資料を示す）

こちら見ていただくと分かる通り、岐阜県におけるヘルスケア産業の育成の歴史は長く、平成十六年、文部科学省の知的クラスター創成事業に採択されたことに遡ります。平成二十九年からヘルスケア産業を県の成長産業に掲げ、企業への本格参入支援を行ってまいりました。一方で、医療機器開発の参入ハードルは非常に高く、コストや時間がかかるため、昔から取り組んではいるものの、革新的な商品を生み出すことが非常に難しいと実感した二十年でもあると思います。

しかし、現在の社会状況を考えると、医療や福祉のニーズ、健康への関心は年々高まってきており、ヘルスケア産業分野が有望な市場であるということは変わらず、むしろその魅力はより高まっていると考えます。

先日、名古屋大学のメディカルxRセンターという医師向けのVR手術トレーニング設備や医療機器の歴史を展示し、医工学の連携の全国有数の拠点となっているセンターを視察に行きました。この名古屋大学のメディカルxRセンターは、バーチャルリアリティを使った手術のシミュレーターを二〇〇四年に導入し、この

V R手術シミュレーターについては現在国内最大級の設備を有しております。

最近、医療のデジタル化が顕著ですが、アナログな部分は欠くことができず、アナログとデジタルの統合においてバーチャルリアリティーは有用な技術で、今後医療においてバーチャルリアリティーの重要性がさらに高まると考えられております。そして、この名古屋大学のメディカルxRセンターのセンター長である藤原医師は、実は現在各務原市の中核病院であります東海中央病院の病院長も兼任されております。こうした御縁を生かしながら、岐阜県のヘルスケア産業の育成を一つ加速させるきっかけにできたらと考えております。

この私の住んでいる各務原市は、まさに岐阜県のものづくりの拠点であり、二十二年連続、製造品出荷額が県内ナンバーワンの岐阜県の産業におけるエンジンの役割を果たしております。さらに、各務原市にあるテクノプラザには岐阜県産業経済振興センターの支所があり、こちらはヘルスケア・航空宇宙の二本柱で産業支援や育成を行っております。

過去に各務原市の航空宇宙部品加工の徳田工業さんという方が、実際にこの岐阜県の仕組みを活用して、大学教授と連携して医療機器である喉頭鏡を開発されました。開発期間は十年超。ハードルが非常に高い薬機法にも対応して販売を開始しました。しかし、既に販売を開始したときに競合他社はさらに進化して低価格化しており、新規での販売ネットワークの構築、営業活動も難しく、せっかく苦勞して取得した申請も最近取り下げたとのことでした。また、医療機器ならではの高額な試験費用、滅菌処理など、開発に参入して初めて分かる費用が多数発生し、開発のハードルがさらに高くなったという現実もあります。

一方で、この航空宇宙分野と同様に少量多品種であり、高い精度が求められ、規制への対応が求められるという部分についても非常に共通点は多いということでしたが、一足飛びに医療機器製品の開発ではなく、部品

供給や大手メーカーとのマッチングで開発に参入するほうが現実的だという意見もあります。そうした意味では、この医療機器への参入を見据えながら、まずはハードルの低い健康器具や福祉・介護用品、最終的に医療機器を目指すといったような身近な分野から日常的なニーズを酌み取り、自社技術で開発をしていくような取組のほうが近道であると考えます。

最近、この岐阜県ヘルスケア産業の支援の成果として、改良ポケット付白衣というものがあります。医師や看護師の白衣の背中側にポケットをつけて、いろいろなものが入れるというシンプルなものですが、こうした現場ニーズの地道な酌み取りがヘルスケア産業育成の大きなヒントになると思います。

今後、医療機関においては、地域医療構想が示すとおり、これまでの手術や救急といった急性期医療の世界から、介護やリハビリ、予防や未病といった分野が大きく広がっていきます。ヘルスケア産業振興においては、商工労働部のみならず、健康福祉部や医師会、介護業界をしつかりと巻き込み、営業販売ネットワークの構築や製造業と医療・福祉現場とのマッチングを見据えながら進めていくべきだと考えます。

そこで、商工労働部長にお伺いします。岐阜県として、成長産業であるヘルスケア産業をしつかりと育成するため、部局間連携に加え、大学や医療・福祉現場とものづくり企業とが連携できる枠組みを強化するとともに、ヘルスケア産業支援の対象を医療・福祉機器だけではなく、健康器具や介護用品などにも裾野を広げることとで、ヘルスケア産業推進ネットワークを新たなステージに持つていくことが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

最後に三点目、地域医療構想の見直しを見据えた今後の地域医療の在り方について、二点お伺いします。今回の議会でも、判治議員、平野恭子議員からいろいろと地域医療構想に関する質問がありました。少し

説明しますと、この平成二十六年に公布された医療法の改正に伴い、地域医療構想ガイドラインが通知をされており、このガイドラインは、病床機能の転換や地域医療拠点の役割分担や統廃合について、都道府県が主体的に取り組んで進めていくべきというものであります。

そんな国の地域医療構想も本年二〇二五年度を目標にスタートしており、今年で一つの区切りを迎えます。現在、岐阜県においても、病床数の削減や医療機関の統廃合に取り組んでいるところです。そうした取組を行う中で、公立病院や公的な機能を果たす病院について、役割分担の見直しや圏域ごとの統廃合を進めています。その一方で、先日の新聞報道にもあったとおり、二〇二四年度の県総合医療センター、県立多治見病院、県立下呂温泉病院の県立三病院の決算はいずれも赤字で、損失合計は五十六・二億円でした。赤字は、県総合医療センターは三年連続、多治見病院は六年連続、下呂温泉病院は四年連続となっております。こうした傾向は全国的にも同様であり、公立病院などが加盟する全国自治体病院協議会は、二〇二四年度決算で八六％の病院が経常赤字だったとの調査結果を公表しております。病院の役割別で見た赤字の比率は、感染症指定医療機関と災害拠点病院がともに九四％が赤字ということで、規模のかい大きな病院ほど赤字の比率が高いということになっております。

一方で、この公立病院というのは、これまでも平成二十七年の新公立病院改革ガイドラインや令和四年の総務省通知である公立病院経営強化の推進についてに基づき、公立病院経営強化プランを策定し、地域医療構想を踏まえた様々な経営改革に取り組んでまいりました。公立病院に期待される主な役割・機能を具体的に示しますと、一つ、山間僻地、離島など民間医療機関の立地が困難な過疎地域等における一般医療の提供、二つ目、救急、小児、周産期、災害、感染症、精神などの不採算・特殊部門に係る医療の提供、三つ目、県立がんセン

ター、県立循環器病センターなど、地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供、四つ目、研修の実施などを含む広域的な医師派遣の拠点としての機能などが公立病院に期待される役割として上げられています。

しかし、公立病院の中でも人口密集地に所在し、民間病院との役割分担が課題になっている場合もあれば、中山間地や過疎地域で中心的な役割を果たしており、救急医療の維持や人員の確保が課題となる場合など、同じ公立病院でも状況は様々であります。したがって、この立地条件などを踏まえつつ、さらなる役割、機能の最適化と連携の強化について検討すべきであると考えます。

そもそも公立病院の定義については、自治体が運営する病院が主であります。公的病院という言い方をすると、例えばJAさんが運営する厚生病院も含まれます。さらに、例えば私の各務原市には市民病院も公的な病院もないんですけれども、公立学校共済組合が設置している東海中央病院が地域医療の中核を担っておりますが、この東海中央病院は国の示す公的病院には入りません。公的な病院というのは、これまで再編やネットワーク化、経営形態の見直しなどに取り組んできましたが、依然として持続可能な経営を確保し切れない病院も多いのが事実であります。

県民の誰もがニーズに見合った医療・介護サービスを受けることができる体制の整備は、安心して地域で暮らし、社会経済活動を営む上での基盤となるものであります。

実際に全国を見回すと、医療機関や福祉施設のない地域は、若者だけではなく、医療や介護を受けるために高齢者も人口流出しております。さらに、過疎地であればあるほど地域の雇用や経済活動にこの公立病院が与える影響が大きく、単純に赤字であるから潰したほうがいいという議論だけでは片づかない問題もあると思

ます。

様々な地域医療の課題がある中で、単純に赤字だからとか、経営努力が足りないではなく、経営改革を行いながら民間と役割分担を行い、診療科の統廃合や救急医療体制の見直しを行った上で、病床削減だけではなく、真の意味で地域医療構想を実現していかなければ、公立病院も民間病院も共倒れしてしまうと思います。そして、その上でも公立病院が赤字であるのならば、それは教育や警察、消防と同様に生活維持コストとして受け入れるべきであると考えます。今の現状であれば、赤字か黒字かで一喜一憂しておりますが、こうした状態こそ一番地域医療の崩壊につながると考えております。

さらに、地域医療構想における医療圏の設定については、当然県内の中で区切らないといけないということによく分かりますが、例えばこの岐阜圏域、岐阜市を中心として各務原市も含まれますけれども、岐阜圏域については、岐阜市の病院数や医師が圧倒的に多いため、周辺の他市については岐阜圏域がもう病院が足りているという扱いになるので、病院改革や統廃合について他圏域のような補助が受けられません。

私の住んでいる各務原市でも、東というと美濃加茂市、北は関市、南は愛知県犬山市、江南市の病院のほうがこの岐阜圏域の病院よりも圧倒的に距離が近いといった場合もあり、この岐阜の医療圏だけでなく、愛知県や例えば中濃圏域、そういった他圏域の医療圏と連携したほうが、生活圈や例えば救急車の搬送先の実態として適しているという可能性もあると思っています。

こうした現状を踏まえ、来年度以降の地域医療構想を進めていくために、国にしっかりと岐阜県としての意見を表明し、さらに都道府県として積極的に公的な役割を果たす病院と民間企業の機能分担について主導していく必要があると考えます。

そこで、健康福祉部長に二点お伺いします。

一点目、二〇二五年で一つの区切りを迎える地域医療構想ですが、地域医療構想が当初から掲げる病院間の役割分担の見直しについて、地域の実情や医療圏や県境を越えた機動的な役割分担をさらに推進すべきであると考えますが、現状どのようにお考えでしょうか。

二点目、公的な病院の赤字幅が一番膨らむ理由が、二十四時間体制を維持するための救急医療体制の整備であると考えます。救急医療体制を整備する上では、救急体制の、例えば病院間による輪番制を圏域を越えて導入することや、救急車の県境をまたいだ搬送体制を今後構築していくことを検討すべきであると考えます。

そこで、現在の地域医療構想における圏域をより柔軟に広げ、生活圈や距離といった観点を含めて柔軟に救急医療体制の役割分担を見直すべきだと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

地域に医療資源がなくなれば、高齢者も若者も流出し、雇用や経済活動にも大きな影響が出ます。県土が広く、隣接県境も多い岐阜県だからこそ、岐阜県の地域事情に合った真の地域医療構想に県として主導的に役割を果たすべきだと考えますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（小原 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 御質問ありがとうございます。

私には二点のお尋ねをいただきました。

まず最初に、来年度を見据えた県政全般の方向性の発信についてお答えをいたします。

そして、もう一つお礼申し上げたいんですが、十の目標を配っていただきましたありがとうございます。（資料を示す）もし可能であれば、皆さんもちよつとこれを横に置きながらこれからの説明を聞いていただくと分かりやすいかなと思います。眺めながらで結構でございます。

今御覧いただいております、県政の柱として掲げております目指すべき十の目標は、令和三年の前の岐阜県知事選挙以来四年間、県内全ての市町村を回る中で伺いました県民の皆様の思いや御意見を基に、私の三十年以上にわたります行政経験も踏まえて、今、岐阜県にとって何を実現すべきかをまとめたものでございます。県内各地を回る中で、山間地域においては急速に人口減少が進み、市街地においても空き店舗が増加し、県内唯一の百貨店が撤退するなど、どこへ行つても将来に対する不安と閉塞感が蔓延していることを実感いたしました。選挙の際に訴えてきましたとおり、まさに現状維持は衰退を意味する、そういう言葉だと実感したところでございます。

こうした状況を打破し、安心とワクワクにあふれ、「人やモノが集まる岐阜県」、これをつくるために今岐阜県として達成すべき社会的価値、これがこの目指すべき十の目標に集約されているものでございます。その実現に向けてまして県民参加型の政策立案を行い、この紙には入っておりませんが、実は一番下の政策オリンピックには「市町村と協力して」というのが入っていたんですけど、市町村などと連携して実現する手法の一つとして政策オリンピックを実施するということも選挙の中で訴えてきたところでございます。

したがいまして、この目指すべき十の目標は、文字どおり岐阜県全体として目指すべき社会目標であり、これを実現するための個別具体的な政策ツールとして、働いてもらい方改革やモーニングプロジェクトといった

手法、これは着手しておりますが、さらにアグリパークやバイオコークス、そして今御指摘がありました新たな交通システムLRTや県有施設の利用とか広報戦略というのはあくまでツールなので、したがって、これの外数ではありません。これを本当に配っていただいてありがたいと思うんですけど、この誤解がすごく多いです。

何でそういう誤解が多いかというと、本来これを実現するための予算の中に、今議員が御指摘いただいたようなことが書かれているから全体として分かるんだろうということなんですけれども、これは御理解いただけると思いますけれども、今回の当初予算編成におきましては、極めて短い時間しかなかったという、その中で既に組まれていた従来予算を可能な限りこの十の目標に再編するという作業が中心でありました。したがって、まさに議員御指摘いただきましたように、来年度の予算編成が本格的にこの目標を達成するための作業ということになってまいります。

このため、作業方針としまして、これまでの答弁で述べてまいりましたように、国費などの最大限の活用、そして効率的・効果的な事業に向けた施策の重点化、さらには歳入確保策の強化、県有施設の活用という三つの方針に基づいて見直してまいります。

そして、この見直しに当たりましては、各部局の次長級職員で構成した部局横断的なプロジェクトチームを立ち上げるとともに、実際の事業実施に直接関わった職員の視点を踏まえて、見直し案を提案できる職員提案制度を活用してまいります。

その上で、こうした作業によって抽出された施策群を体系的に整理することで、目指すべき十の目標を実現するための施策編、これは多分、議員がまさにこういうのが欲しいということをおっしゃったのだと思います。

これをお示しできると思っております。その整理の仕方はいろいろあるかと思っておりますが、今のところ、県政を産業・経済だとか、安心・安全だとか、子育て・教育だとか健康・福祉、今御指摘があった点ですね。そして、地域づくりなどの政策体系に分類して、それが個々の予算とどうつながっているか、そうしたものを示すことによって、県民の皆様は未来の岐阜県はどう変わっていくのか、暮らしはどう変わるのかということイメージしていただけるように準備してまいります。ありがとうございます。

そして、次に地域課題の解決を通じたスタートアップの育成と県内定着についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、スタートアップというのは社会課題をビジネスチャンスに変える、そして革新的な技術やサービスを用いることで社会ニーズに応えつつ、自らの継続的な成長と発展を実現する、これが大事なところでございます。

実は、先ほど来も申し上げておりますように、県内でも牛ふん堆肥の利用拡大とCO₂の排出削減という地域や社会の課題を結びつけて、堆肥から石炭コークスと同じレベルの密度や硬さを実現する革新的技術、特許ですけれども、ビジネスチャンスを模索する取組とか、浄化槽の維持管理を担う人材不足という課題を、AIを活用した遠隔監視システムで解決を目指すといった例も生まれています。

しかしながら、ここは大事なところなんですけど、実は自治体が抱える課題はたくさんあります。それを事業として実施し、さらに継続可能なビジネスモデルとして利益を生み続けるレベルでまで成長させることは実は簡単ではありません。

私自身、通商産業省で実はベンチャー政策を初めて政策にした担当者でございます。このときの経験からも、実は着想やアイデアは大変いいんですけども、一旦事業化はしてもビジネスとして継続できないまま消えて

いった事例をたくさん見てまいりました。特に自治体とのニーズマッチングにおきましては、ビジネスに落とし込めるレベルまで課題の分析ができていないケースも多く、県内市町村からは行政とのマッチングができて成果を出すのはハードルが高いという声も聞いております。

ちなみに、国が作成いたしましたガイドブックであります「自治体と地域課題解決に取り組むスタートアップの官民連携に向けた実践ガイド」、実はこういうのが出ているんですけど、この中で自治体側の課題といたしまして、官民連携に関するノウハウ不足、そして新技術等に関する専門的知識不足、双方にメリットのある事業創出の経験不足、さらには連携に必要な予算の確保ができない、そういった課題が既に上げられております。他方、スタートアップ側の課題といたしまして、調整に割く人員や時間などのリソース不足などが上げられております。

しかしながら、議員の御指摘はすごく大事な点がありまして、課題解決に向けてスタートアップが取組を始めますと、往々にして既存の慣行だとか、法的な規制だとか、制度的な規制といった壁に突き当たります。これを自治体を取り除くことによって効果的な支援となることも実は少なくありません。こうした点を踏まえ、自治体とスタートアップの連携を促進するためには、自治体側の理解促進とともに、課題をしつかり分析し、ビジネスとしての継続性を確立するための取組、これは非常に大事になってまいります。

したがって、議員がご示しいただきましたアーバン・イノベーション・ジャパンですか、これはすごく大事ですし、県としては、ぎふスタートアップ支援コンソーシアムに参画する市町村や県の各部局を対象に、スタートアップとの連携に向けた手法を学ぶ勉強会を開催し、解決に取り組みたい地域課題を抽出してまいります。

こうした観点から、現在県有施設の利用の在り方を探る方法として行っておりますサウンディング型市場調査、これはまさに民間のアイデアに、さらにビジネスとしての継続性があるのかと、これを問うものであり、その成否に私も注目しているところでございます。

今、今後の自治体とスタートアップとの連携に向けましては、課題の深掘りに加え、課題と実証フィールドの提示、スタートアップの募集、マッチング、連携実現に向けた各種調整といった一連のプロセス、これを行う取組を進めております。その中で、議員御提案いただきました社会課題に対するスタートアップ版の政策オリエンピック、幸いここから「自治体と協力して」が抜けておりますので、これは普通に使えると思いますので、こうした取組も検討してまいりたいと思っております。

○議長（小原 尚君） 商工労働部長 小島光則君。

〔商工労働部長 小島光則君登壇〕

○商工労働部長（小島光則君） 私からは、岐阜県のヘルスケア産業の育成に向けた取組についてお答えします。

本県のヘルスケア産業推進ネットワークには、ものづくり企業のほか、岐阜大学や県試験研究機関、病院協会などの関係機関も含め、現在百二十六社が参画しています。これまでに、県産業技術総合センターと各務原市にありますテクノプラザ立地企業との共同研究による、国産初の日本人の体形に合わせた義足の部品開発などの成果も出ております。しかし、このネットワークには病院や介護施設の参画がまだ少なく、ものづくり企業との連携が十分に進んでいないことが課題と認識しております。

そのため、今後は健康福祉部とも連携し、議員御紹介の病院をはじめ、広く医療・福祉機関にネットワークへの参画を呼びかけ、ものづくり企業との関係強化を図ります。その上で、医療や福祉現場のニーズを丁寧

聞き取り、現場スタッフと県内ものづくり企業が直接意見交換できる現場見学会や交流会などを新たに開催します。

また、支援対象を健康器具や健康食品などのウエルネス産業分野にも広げるとともに、国事業の活用を研究するなど、さらにヘルスケア産業の育成に取り組んでまいります。

○議長（小原 尚君） 健康福祉部長 中西浩之君。

〔健康福祉部長 中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君） 地域医療構想の見直しを見据えた今後の地域医療の在り方につきまして、二点お尋ねがございました。

まず、一点目の医療圏や県境を越えた病院間の役割分担の見直しについてお答え申し上げます。

県におきましては、平成二十八年に将来の医療需要の変化を見据えた地域医療構想を策定し、限りある医療資源を効率的かつ効果的に活用するため、医療機関の機能分化や連携などを進めてまいりました。

こうした中、現在国で議論されております新たな地域医療構想におきまして、公立・民間を含めた医療機関の機能に着目し、地域の実情に応じて、治す医療を担う医療機関と、治し支える医療を担う医療機関の役割分担を明確化するための検討が行われております。具体的には、急性期拠点機能や高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能などを設定し、医療機関の機能分化・連携を促進することが盛り込まれる予定となっております。

県といたしましても、引き続き地域医療構想等調整会議を活用し、医療関係者等から成る地域の関係者の皆様と丁寧協議を重ねつつ、必要に応じて医療圏や県をまたいだ患者の受療動向や医療機関間での連携の実情

も踏まえた議論を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、医療圏や県境を越えた救急医療体制の役割分担の見直しにつきましてお答え申し上げます。

救急医療体制につきましては、既に病院ごとに当番日を定め、手術や入院治療を必要とする重症の救急患者を受け入れる専用病床等を確保する病院群輪番制に対する支援を複数の市町村が連携して行っております。現在、県内七地区、計三十三の市町村を同制度でカバーしており、地域の実情に応じた連携が可能であると認識しております。

また、救急搬送につきましても、県で定めております傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準におきまして、現場の状況に応じて搬送先医療機関を柔軟に設定するものとされておりまして、各地域の実情に応じて、医療圏や県境を越えた救急搬送がなされているものと認識しております。

県といたしましては、必要に応じ隣県と調整し、関係機関が協議を行う場を設けるなどの支援を行うとともに、引き続き病院群輪番制に参加する病院の設備整備等に対する財政支援を行ってまいります。

○議長（小原 尚君） 四十六番 尾藤義昭君。

〔四十六番 尾藤義昭君登壇〕（拍手）

○四十六番（尾藤義昭君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、「岐阜の飯」アユをはじめとした水産振興についてお尋ねします。

岐阜県には、地域の風土や歴史に根差した魅力的な郷土料理、食文化が数多くあります。例えば、鶏ちゃんや朴葉みそ、煮込みうどんや冷したぬきそば、栗きんとんや五平餅、へボ飯や柿なます、あんかけカツ丼、養老町の焼肉街道、私の地元関市のウナギ料理、そして全国的にも評価の高い飛騨牛や清流長良川の鮎料理など、

どれもこれも地元の食材を生かした大変おいしい料理ばかりであります。

こうした料理の多くは、地域で生産された農畜水産物をふんだんに使用して作られることが多く、食べられる機会が増えることで地産地消が拡大され、県内の農畜水産物の消費拡大につながります。

そうした県の取組の一つとして、ぎふ地産地消めぐりでは、県内の旬の食材やそれを使った料理、地元の生産者や飲食店の情報を発信しています。ほかに、岐阜県内の農畜水産物や特産品が勢ぞろいする岐阜県農業フェスティバルも毎年開催されており、今年は十月二十五日、二十六日の土・日に開催される予定であり、私も今から大変楽しみにしています。

また、地域や団体による個別のPR活動も活発です。一例として、関市では小瀬鵜飼とアユを観光資源として紹介する。パンフレットやイベントを通じて地域の魅力を発信しています。ほかにもユニークな取組として、下呂市を中心に展開されている鶏ちゃん合衆国では、鶏ちゃんの魅力を広く発信し、地域全体で鶏ちゃん文化を盛り上げています。このように、地域の郷土料理や食文化を県はもちろんのこと、自治体や各種団体が県内外にPRしています。しかし、地域ごとや料理ごとに個別にPRしていることも多く、PR効果は限定的と思われるかもしれません。

そこで、これらの郷土料理や食文化を一つの岐阜県が誇る食文化、簡単に言えば「岐阜の飯」として県が中心となって発信していくことでPR効果が何倍にもなり、全国的な知名度を効果的に高めることができるのではないかと思います。また、こうした地域の郷土料理や食文化を「岐阜の飯」として統一的に発信し、県内外での認知度を高めていくことで、県外からの観光客の誘致や食事を通じた交流人口の増加、さらには岐阜県のファンづくりにもつながっていくことが期待されます。

そうした中、岐阜のモーニング文化については、ぎふモーニングプロジェクトとして県内外にうまくPRしておられますが、モーニング文化も一つの岐阜県が誇る食文化です。岐阜県が誇る「岐阜の飯」を県が中心となって今後PRしていく際に、ぎふモーニングプロジェクトとともに一体的にPRしていくことが効果的ではないでしょうか。

「岐阜の飯」は、単なる料理の集合体ではなく、岐阜の自然、歴史、文化、人々の営みが詰まったかけがえない地域資源であります。そして、食は家族での団らんや仲間との語らいなど、コミュニケーションを図る大切な絆の場でもあります。そんな食事の場をより一層すてきなものにしていただけるよう、「岐阜の飯」をもっとたくさんの人に楽しんでもらいたいと心から願っております。

このように「岐阜の飯」が全国的に認知され、皆さんに楽しんでもらえることを願っておりますが、「岐阜の飯」を振興していくためには、食材ごとの強みをうまく生かしていく必要があります。食材の中には、既に全国的にも認知されており、「岐阜の飯」の核となることが期待される食材がありますが、同時にその食材が持つ課題も解決していくことが重要となります。

そこで、特にここからはアユという食材に注目して、その強みを生かした食の安定に向けた取組について述べさせていただきます。

岐阜県は「飛山濃水の地」と古くから呼ばれているように、豊かな山々と清らかな川に恵まれており、その山と川が育む代表的な恵みがアユであり、まさに岐阜県の特徴的な風土を象徴する県魚であります。このため、岐阜県はアユの名産地として知られ、江戸時代には徳川家康公が愛した味として岐阜の「鮎鮓」が将軍家へ度々献上されてきました。現在では、鵜飼いで採れた一番アユが皇室に献上されており、岐阜県のアユは名実

ともに全国的に高い評価をいただいております。

また、長良川の天然アユには人の目の機能維持に重要とされるゼアキサンチンが多く含まれていると岐阜薬科大学による研究で判明しており、アユは目の健康にもよい食材でもあります。

国の漁業・養殖業生産統計によりますと、漁獲量と養殖量を合わせた岐阜県のアユの生産量は、令和五年、令和六年と日本で、全国シェアは四分の一近くとなっており、本県は味、量ともにまさにアユの名産地であり、アユ王国であります。そして、この名声は国内にとどまらず、平成二十七年には国際連合食糧農業機関により世界農業遺産「清流長良川の鮎」の認定を受けました。この認定では長良川流域が対象となっておりすが、もちろん岐阜県の川は長良川だけではありません。私は長良川流域が岐阜県を代表して認定をいただけたと思っております。この認定を生かして、海外の方々にも岐阜のアユをもっとPRし、岐阜県のおいしいアユを食べに来ていただく取組が必要かと思えます。

さらに岐阜県には強力な強みがあり、安価かつ良質な稚アユをつくる施設、すなわち岐阜県魚苗センターがあります。この施設は全国一の放流稚アユの生産量を誇り、県内の漁業関係者へおよそ七十二万尾の稚アユを供給することで、県内におけるアユ漁業を支えています。このように、岐阜県にはアユに関する多くの強みがあることを、簡単ではありますが紹介をさせていただきました。

現在、岐阜県では、新たな農政の基本計画の策定に向けて検討を進められていることと存じますが、県民に安全・安心でおいしい食料を安定的に供給するためには、この強みを最大限に生かし、アユの生産と消費を維持し、拡大していくことが最も有効であると私は考えております。

しかし、その実現に当たっては、水産業も例外ではなく、地球温暖化による影響や対応を考えなければなら

ない課題が存在しています。令和六年の長良川鮎資源管理・増殖部会の資料によれば、地球温暖化による秋の訪れの遅れによって、アユの産卵時期が三十年前に比べておよそ一か月遅れていると言われています。そのため、遅く生まれたアユは海からの遡上も遅く、大きさも小さくなることが知られています。釣り人の話を聞きますと、今年はアユがたんとおるが、小さくて漁にならないという声をよく耳にします。このままでは漁獲されるアユがどんどん小さくなってしまう、その結果、アユ漁ができなくなってしまうのではないかと大変心配しているところでもあります。

そして何よりも心配なことは、御多分に漏れず、後継者、担い手の問題であります。私はかねてより、アユは絶滅しないが、アユを取る人が絶滅してしまうと言いつづけてきました。ゆえに、あと十年もすれば川で魚を取る人が半分になってしまふということです。遊漁者の減少は、その遊漁料収入を原資とするアユの放流量の減少につながり、これが漁獲の減少となり、さらなる遊漁者の減少を招く負のスパイラルが急速に進行しようとしています。資源量や漁獲量を維持する取組を行わなければ、こうした遊漁者は半減し、アユの漁獲量は現在の三分の一まで落ち込み、市場競争力が低下し、岐阜県を代表する農畜水産物とは言い難くなるのではないかと大いに危惧しております。

さらに、日本人の食卓における魚離れも深刻です。いつからか、日本人は魚より肉を食べるようになりました。飲食店等でアユを食べる機会はあるものの、一般家庭ではサバやイワシ、ブリを食べるような感覚でアユを食べることはあまりないのではないのでしょうか。アユは生臭くなく、塩をかけて焼くだけでおいしく食べることができ、子供たちも喜んで食べる魚だと思います。また、バーベキューの場においても、肉や鶏ちゃんなどは普通に食べられています。魚を取り入れる文化はなく、バーベキューで魚を焼くことはかなり少ないと

思われます。もつと一般家庭で岐阜県のアユを食べていただけるような努力が必要であり、岐阜県のアユが広く県民の食卓に上がるよう、県でも取り組んでいただきたいと思います。また、販売にも力を入れ、岐阜の市場にもアユがたくさん並ぶよう努力すべきではないかと思います。

そんな中、去る八月三日にかけがえのない仲間であった玉田和浩議員が志半ばで帰らぬ人となりました。彼とは半世紀にわたり苦楽を共にしました。海外視察については三十年間、全部行動を共にしました。そうした中、特にアユについては人一倍行く末を心配していた姿が今もなお目に浮かびます。私が感じ取ったあなたの言わんとすることを私から知事にお伝えしましたので、何ら心配することなく、どうか安らかにお眠りいただきたいと思います。

そうした気持ちを込めて、知事にお尋ねします。岐阜県のアユには他県にはない多くの強みがあり、この強みを生かして温暖化や高齢化などの諸課題に対応しつつ、食の安定に向けて、アユをはじめとする水産振興を今後どのように図っていくのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。なお、答弁によつては再質問、場合によつては再々質問にもなろうかと思えますので、どうかよろしくお願いします。御清聴、誠にありがとうございます。

(拍 手)

○議長（小原 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 御質問ありがとうございます。

玉田先生への思いも込めて答弁をさせていただきます。

私には「岐阜の飯」アユをはじめとした水産振興についてお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、岐阜県の豊かな自然や歴史に育まれた郷土食、食文化というのは、県の認知度を高め、県外からの誘客や関係人口の増加に寄与するなど、地域の活性化につながる大切な食の資源と認識しております。

とりわけアユですが、生産量が全国一位であるとともに、アユの味や香りを競う清流めぐり利き鮎会で常に高く評価されるなど、全国に誇る食材でございます。私も板取川で育ちましたので、アユのおいしさは非常に感じております。

こうしたアユをはじめとする岐阜県産の水産資源を最大限に活用し、現在策定中の県農政の新たな基本計画の最重要テーマであります食料自給率の向上につなげていくためには、供給の拡大と需要の拡大、この両輪で進めていくことが重要と考えております。

まず、供給の拡大に当たりまして二つの取組を進めてまいります。

一つ目として、漁獲量の増加に向け、温暖化による春の訪れの早まり、これに合わせまして放流することによってアユの成長を促し、従来よりも早く漁獲できるよう、鵜飼漁や友釣りなどの漁期を定めた規則の改正に向けて漁業関係者と検討してまいります。

現在、温暖化の影響による天然アユの産卵と遡上の遅れに直面しております。解禁初期の資源量を放流で補うため、県漁苗センターで天然アユを親として育て、早く放流できる技術を確立し、資源量の増加につなげてまいります。

二つ目として、養殖量の増加に向けまして、養殖を始めた人への経営継承や技術指導、経営支援に取り組むとともに、養殖用の県オリジナルの新たな水産物として、加工用の大型のアユやイワナなどの開発を県水産研究所で進めてまいります。さらに、川の担い手不足の解消に向けまして、現在若者に人気のアユのルアーによる漁、アユルアー漁場の拡大をはじめ、女性や子供が親しみやすい漁場づくりを進め、遊漁者の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、需要の拡大に向けて、やはり二つの取組を進めてまいります。

一つ目として、ブランド力の強化に向け、新たに開発する大型のアユやイワナなどを岐阜県のオリジナル食材として活用するため、生産者、加工業者、観光業者及び料理店などと連携して料理の開発や情報発信を行う体制づくりに努めてまいります。

そして二つ目として、販路の拡大に向けまして、東京の豊洲市場で高く評価されております岐阜県産の天然アユを県内各地の川から集めて、高値で取引される県外市場や料理店などへ共同出荷される仕組みづくりに取り組んでまいります。

こうした取組を通して、アユといえば岐阜、アユ王国としての地位を盤石なものとし、アユをはじめとする岐阜県の水産業を強化してまいります。

○議長（小原 尚君） これをもって一般質問並びに議案に対する質疑を終結いたします。

+++++

○議長（小原 尚君） お諮りいたします。ただいま議題となっております各案件は、議第八十二号から議第九十五号まで及び議第百十四号から議第百十六号までを除き、お手元に配付の議案及び請願付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よつて、ただいま議題となっております各案件は、議第八十二号から議第九十五号まで及び議第百十四号から議第百十六号までを除き、お手元に配付の議案及び請願付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することと決定をいたしました。

なお、審査は十月八日までに終了し、議長に報告願います。

令和七年第四回岐阜県議会定例会議案及び請願付託表

委員会名	付託案件
総務委員会	○ 議第八十号のうち歳入予算補正、歳出予算補正中総務委員会関係、債務負担行為補正中総務委員会関係及び地方債補正 ○ 議第九十六号及び議第九十七号 ○ 議第百十三号
企画経済委員会	○ 議第八十号のうち歳出予算補正中企画経済委員会関係 ○ 議第九十八号及び議第九十九号 ○ 議第百三十三号 ○ 議第百十八号
厚生環境委員会	○ 議第八十号のうち歳出予算補正中厚生環境委員会関係、繰越明許費中厚生環境委員会関係及び債務負担行為補正中厚生環境委員会関係 ○ 議第八十一号 ○ 議第百号から議第百二号まで ○ 議第百十七号 ○ 請願第三十七号

農林委員会	○ 議第八十号のうち歳出予算補正中農林委員会関係
土木委員会	○ 議第八十号のうち歳出予算補正中土木委員会関係、繰越明許費中土木委員会関係及び債務負担行為補正中土木委員会関係 ○ 議第六号から議第八号まで
教育警察委員会	○ 議第八十号のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係及び債務負担行為補正中教育警察委員会関係 ○ 議第四百四号及び議第四百五号 ○ 議第四百九号から議第四百十二号まで ○ 請願第三十六号

+++++

○議長（小原 尚君） 日程第四を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題といたしました県議第十号 決算特別委員会の設置についてを直ちに採決したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よつて、本案を直ちに採決することに決定をいたしました。

ただいまから県議第十号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、県議会委員会条例第六条第二項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よつて、決算特別委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

特別委員名簿

特別委員会名	氏名
決算特別委員会	伊藤正博 水野正敏 国枝慎太郎 恩田佳幸 平野祐也 今井瑠々 平岩正光 加藤大博 広瀬修 山内房壽 森益基 伊藤秀光 水野吉近 中川裕子 森治久 判治康信

+++++

○議長（小原 尚君） お諮りいたします。委員会開催等のため、明日から十月八日までの五日間、休会といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よつて、明日から十月八日までの五日間、休会とすることに決定をいたしました。

+++++

○議長（小原 尚君） 以上をもつて、本日の日程は全て終了いたしました。

十月九日は午前十時までに御参集願います。

十月九日の日程は追つて配付いたします。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時四十四分散会

+++++